

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和6年1月11日提出	
件名	笛吹市教育大綱の策定について	部局名	総合政策部
概要	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)を定めるよう規定されている。</p> <p>本市では、平成28年4月に第1期目の大綱(対象期間：平成28年度～令和元年度)を、令和2年4月に第2期目の大綱(対象期間：令和2年度～令和5年度)を策定し、教育施策を推進してきた。</p> <p>現行の大綱が今年度末に終期を迎えるため、第3期目に当たる、新たな大綱(対象期間：令和6年度～令和10年度)を策定する。</p> <p>令和5年12月20日、市長及び教育委員会で構成する笛吹市総合教育会議において、新たな大綱の内容を協議し、大綱(案)が固まった。</p>		
経過	<p>平成28年4月 第1期目の大綱を策定</p> <p>令和2年3月 第2期目の大綱を策定</p> <p>令和5年5月～ 大綱の見直しに向けて、教育委員会と協議・調整</p> <p>11月 定例教育委員会で教育委員に大綱(案)について説明</p> <p>12月 総合教育会議で大綱(案)について協議し、了承を得る</p>		
問題・課題			
対応策	<p>今後のスケジュールは次のとおり。</p> <p>令和6年1月23日(火) 市議会全員協議会で大綱(案)を説明</p> <p>令和6年1月24日(水)～2月22日(木) パブリックコメントを実施</p> <p>令和6年3月末 大綱を策定</p>		
協議結果	【協議事項了】		

笛吹市教育大綱

(案)

令和6年3月

笛吹市

目 次

策定の趣旨	1
位置づけ	1
基本理念	1
SDGs との関係	2
対象期間	2
教育振興の基本目標と取組方針	3
基本目標 1 子どもたちの確かな学力の向上	3
基本目標 2 子どもたちの豊かな心と健やかな身体の育成	5
基本目標 3 安全、安心で質の高い教育環境の充実	6
基本目標 4 家庭・地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり	7
基本目標 5 生きがいを持ち、学び続ける生涯学習の推進	9
基本目標 6 スポーツを楽しみ、健康で暮らすための環境づくり	10
基本目標 7 豊かな心と郷土愛を育む芸術文化の振興	11
(参考)教育大綱施策体系図	12

策定の趣旨

地方公共団体の長は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「法律」という。)第1条の3第1項に基づき、国の「教育振興基本計画」を参酌して、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(教育大綱)を定めることとされています。

本大綱は、法律に基づき、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策について、その目標や方針を定めるものとして、市長が「笛吹市総合教育会議」において、教育委員会との協議・調整を踏まえて策定しました。

位置づけ

本大綱は、令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画(令和5年度～9年度)を参酌するとともに、「第二次笛吹市総合計画」と整合を図りながら、本市の教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の基本的計画として位置づけられるものです。

また、本市の教育分野における個別計画に内容を反映させるとともに、その他の分野別個別計画とも連携しています。

基本理念

国の第4期教育振興基本計画では、コンセプトとして「持続可能な社会の担い手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上^{*1}」を掲げ、確かな学力や豊かな心の育成、人材育成、地域の教育力の向上、ICT環境の整備などを推進することとしています。

第二次笛吹市総合計画では、市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け、「幸せ実感 ころろ豊かに暮らせるまち」「幸せ実感 にぎわいあふれるまち」「幸せ実感 100年続くまち」を基本目標に掲げています。

基本目標の一つ「幸せ実感 ころろ豊かに暮らせるまち」では、取り組むべき施策に「子育てしやすいまちづくり」「人と文化を育むまちづくり」などを位置づけ、学校教育の充実やスポーツ活動の推進など様々な教育施策を展開しています。

これらの取組は、第4期教育振興基本計画で掲げられたコンセプトの実現につながるものであり、目指すべき方向性は同様です。

以上を踏まえ、本大綱の基本理念は、第二次笛吹市総合計画の教育分野に係る施策名を引用し、次のとおりとします。

「人と文化を育むまちづくり」

¹ ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

SDGs との関係

SDGs とは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された令和 12 年までの長期的な指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の共通の目標です。

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向け取り組むことが、SDGs 達成に寄与するものであるという考えの下、令和 4 年 3 月に「笛吹市 SDGs 推進方針」を策定し、SDGs 達成に向けた取組を推進しています。

本大綱においても、持続可能なまちづくりに向け、SDGs の考え方を取り入れた上で策定しています。

なお、本大綱と関連する主な目標は次のとおりです。



対象期間

本大綱が対象とする期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

計画 / 年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
笛吹市教育大綱							
第 4 期教育振興基本計画(国)							
第二次笛吹市総合計画(H30 年度～)							
笛吹市学校教育ビジョン							
笛吹市社会教育計画							
笛吹市スポーツ推進計画(R3 年度～)							

※本大綱との整合性を図るため、本市の教育分野における個別計画は、随時、見直しを行っていきます。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標1 子どもたちの確かな学力の向上

複雑で、将来を予測することが困難な時代において、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活をより豊かなものにすることや、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことが求められています。

令和3年1月に中央教育審議会から示された「令和の日本型学校教育の構築を目指して（答申）」を踏まえ、令和の日本型学校教育として、「全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学び^{※2}と、協働的な学び^{※3}の実現に努めます。

また、児童生徒一人ひとりが、十分な知識や技能、問題を解決するための思考力、判断力、表現力及び主体的に学習する態度を身に付け、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために、必要な資質や能力を育成します。

取組方針

（確かな学力の定着）

知・徳・体の調和のとれた、生きてはたらく力を育成するため、指導形態や、ICTの積極的な活用も含めた学習活動を工夫することによって、きめ細かな授業の充実、多様な他者との協働を図るとともに、家庭と連携した学習習慣の定着に向けた取組を推進します。

（持続可能な社会の創り手を育む教育の推進）

地域学習を通じた郷土愛と国際的な視点に立った異文化理解をもとに、民族や国境を超えてコミュニケーションできる能力を育むとともに、平和、人権、環境、防災等の現代的諸課題を主体的に解決していく意欲と態度を育みます。

² 個別最適な学び

一人一人の特性や学習到達度に応じて、学習方法を柔軟に対応する「指導の個別化」と、自分の興味関心のあるものを選んで学んだり表現したりする「学習の個性化」に対応した学びのこと

³ 協働的な学び

探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、持続可能な社会の担い手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学びのこと

(ふるさと教育の推進)

様々な分野で活躍した郷土出身者の事跡など、それらが培われた地域の歴史や風土を学び、先人の残した歴史・文化遺産等から地域を知り、それらを通じて郷土を愛し誇れる人間の育成に努めます。

(安全、防災教育の推進)

児童生徒の安全を確保するため、生涯を通して事故や災害等から身を守る能力を身に付け、自ら安全で安心な社会づくりに貢献できるように、安全、防災教育を推進します。

(教育デジタルトランスフォーメーション (DX) ^{*4}の推進)

ICT を活用した授業等を推進し、情報に関する知識を深め、適切に活用する能力を育むとともに、情報に対する責任と情報社会への参画意識を高めるために情報モラルの育成を図ります。

⁴ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)

教育面において、デジタル技術を活用し、教育手法の変革を行うとともに、デジタルを活用した教育を行うこと

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標2 子どもたちの豊かな心と健やかな身体の育成

子どもたちの豊かな心を育むため、様々な体験活動を通して豊かな情操を培うとともに、コミュニケーションを大切にした集団活動により、他者とよりよく生きるための良好な人間関係の構築を図ります。

発達段階に応じた体力の向上、健康の保持、食育の充実に取り組み、心身ともに健康で活力のある生活を送るための基礎を養います。

取組方針

(豊かな心の育成)

豊かな心を育てるために道徳教育と体験活動を充実させるとともに、集団生活の中で、規範意識、生命を尊重する心及び思いやりの心を育みます。

また、人権や個人の尊厳を大切にする人間関係を築きながら、不登校、いじめ、暴力行為などの諸課題の解決に向けて取り組みます。

(社会を生き抜く力の育成)

子どもたちの社会的、職業的な自立に向けて、必要な能力や態度を育成するとともに、職場体験や子どもたちが主体となる活動等を推進し、社会に関心を持ち、他者と協働しながら主体的に社会に参画する意識を育みます。

(感性を磨く教育の推進)

生涯を通して、芸術や文化に親しむことのできる人を育むため、個々の指向に応じて感性を磨き、能力を高める教育を推進します。特に「俳句の里」にふさわしい俳句等の文芸作品づくりを推奨します。

(健やかな身体の育成)

子どもが十分に身体を動かし、運動やスポーツの楽しさや価値が実感できる教育を推進するとともに、家庭と連携して、子どもたちの基本的な生活習慣や食習慣の定着に取り組み、心身の健康の保持、増進を図ります。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標3 安全、安心で質の高い教育環境の充実

子どもたちが、安全で安心して学べるよう、学校における教育環境の充実に努めます。

子どもたちの発達段階や学校段階、地域特性に応じた質の高い学校安全の取組を、家庭、地域及び関係機関等と連携、協働しながら推進していきます。

取組方針

(安全、安心で質の高い学校施設の整備)

児童生徒がより良い環境で学ぶことができるよう、長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策を進めるとともに、教育環境への多様なニーズに対応した施設の整備に努めます。

また、災害時に避難所となる学校施設の特性を踏まえ、必要な機能を確保します。

(教育環境の充実)

保・幼-小-中-高の各校種間の連携を図り、発達段階に応じた学びを推進します。

また、個々の教育の機会を確保するとともに、特別な支援を必要とする子どもに対しても、自立や社会参加に向けた教育環境の整備と相談体制の充実に努めます。

(指導体制の整備)

持続可能な学校指導及び運営体制の構築と併せて、質の高い学習を提供するために必要となる教員の資質や能力を総合的に向上させ、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援します。

(学校安全の推進)

安全を脅かす事故や災害に対する危機管理体制の充実を図るとともに、防犯・防災などの取組においては、家庭、地域及び関係機関と相互に連携し、役割を分担しながら、児童生徒の安全確保に努めます。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標4 家庭・地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり

子どもたちの教育をより充実させるには、家庭、地域及び関係機関等が連携、協働しながら、一体となって教育を進めていくことが大切です。

家庭教育においては、子どもたちに対する愛情としつけの大切さについて理解を深めるため、保護者への家庭教育に係る学習機会などの充実を図ります。

地域社会においては、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを進め、地域社会全体で子どもたちの学びや健全な成長を支えます。

また、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることから、発達段階に応じた質の高い教育、保育に努めます。

取組方針

(地域における教育力の向上)

社会教育施設や社会体育施設等を拠点に、講座など学習の場の提供や、子どもクラブ活動を通じた地域活動を支援し、地域における教育力の向上を図ります。

また、放課後の子どもたちの居場所づくりとして、放課後児童クラブとの連携、放課後子ども教室における学習支援、体験及び交流活動等を推進し、子どもたちを健全に育てるための環境づくりに取り組むとともに、コミュニティ・スクール⁵と地域学校協働活動⁶の一体的推進に努めます。

(青少年健全育成の推進)

インターネット等における有害情報など好ましくない環境から青少年を守るために、青少年育成推進協議会、学校、家庭などとの連携体制をさらに充実させ、青少年の健全育成と非行の未然防止に努めます。

⁵ コミュニティ・スクール

学校と地域住民等が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと

⁶ 地域学校協働活動

地域の高齢者、学生、保護者、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと

(家庭教育支援の充実)

地域全体で親子の「学び」や「育ち」を支える環境づくりを推進するとともに、地域子育て支援センターなどを利用した保護者同士の交流、子育てに係る相談や助言などの子育て支援を推進し、家庭における教育力の向上に努めます。

(幼児教育の充実)

円滑な就学に向け、市内の保育所、幼稚園、認定こども園及び小学校が密接に連携し、幼児教育の基本である人への基本的な信頼感の形成、基本的な生活習慣の確立、自己発揮と自己抑制の調和ができるよう幼児教育の充実を図ります。

(中学校部活動の地域移行への対応)

「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、中学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の整備を進めます。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標5 生きがいを持ち、学び続ける生涯学習の推進

人生 100 年時代を見据え、市民が生涯にわたり学び、生きがいを持ち続けるための取組を推進し、培った経験や知識、技能を社会参画や社会貢献に生かして活躍できるよう生涯学習の環境づくりを進めます。

市民が学ぶ意欲を持ち、新しい知識や技能の習得を励みとして学習できるよう、多様化するニーズにも的確に対応します。

取組方針

(生涯学び続ける環境の整備)

情報社会を安全かつ楽しく有意義に暮らすため、市民のニーズを踏まえ、多様なメニューの市民講座の開催に努めるとともに、図書館や社会教育施設を地域の学習拠点として活用し、学ぶ機会の充実を図ります。

また、生涯学習の更なる推進を図るため、社会教育施設については、安全で快適に利用できるよう、計画的に改修を行います。

(図書館の充実)

市民の多様化、高度化する知的ニーズに応えるために、蔵書や資料の整備を進めるとともに、市民が気軽に利用でき、暮らしに役立つ図書館サービスの提供に努めます。

また、読書を通して人生を豊かにする読書文化の醸成と子どもの読書活動を推進し、子育て支援センター等と連携した読み聞かせを充実させます。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標6 スポーツを楽しむ、健康で暮らすための環境づくり

市民誰もがスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことに携わり、生涯にわたって、誰もが、健康で生き生きと暮らせるよう、年代や適性、関心等に応じて日常的にスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組みます。

また、運動習慣の確立や体力の向上につながるよう、正しい知識のもと、適切な指導を行える指導者の育成を推進します。

取組方針

(生涯スポーツの振興)

市民の誰もがスポーツに親しみ、地域などで気軽にスポーツが楽しめるよう関係団体と連携して、スポーツイベントや各種教室の開催、情報発信を充実させ、スポーツ人口の拡大に努めます。

(健康づくりの推進)

健康づくりや体力づくりに関する知識の普及や気軽に取り組むことができる軽スポーツの推進を図り、市民の主体的な健康づくりや体力づくりを支援します。

(スポーツ施設の充実)

市民が主体的にスポーツに参画し、安全で快適に施設を利用できるよう、スポーツ施設の環境整備を進めます。また、市全体を一つの総合運動公園と見立て、既存社会体育施設を競技特性に応じた専門性の高い施設とするための整備にも取り組みます。

(スポーツ団体及び指導者の育成、支援)

地域における各種スポーツ活動の活発化を図るため、スポーツ協会、スポーツ少年団の自主的な運営を促進するとともに、スポーツ団体と連携し、指導者の人材育成に努めます。

教育振興の基本目標と取組方針

基本目標7 豊かな心と郷土愛を育む芸術文化の振興

芸術や文化、歴史の香り高い地域づくりを推進するため、市民が音楽演奏や芸術作品に触れ、親しむ機会の提供や地域活動の支援に取り組みます。

また、市内に分布する貴重な歴史的、文化的遺産を活用し、郷土への愛着を育む取組を推進します。

取組方針

(芸術、文化の振興)

多くの市民が芸術や文化に触れる機会を提供するとともに、生活に息づく地域文化の保存と継承に努め、郷土への愛着と市民であることに誇りを感じる環境づくりを推進します。

全国に誇るべき「俳句の里」など、本市の歴史、風土が育んだ芸術、文化の発信に努めます。

また、近代日本の礎を築いた先人の功績も地域の誇るべき遺産と位置づけて顕彰します。

(文化財の管理と史跡等の活用)

貴重な財産である文化財と各所に点在する史跡の保護、管理に努め、文化財や史跡について学ぶ機会を提供するとともに、次世代への継承を推進します。

本市の文化財、史跡及び美術品などの歴史、文化資源が持つ魅力発信の取組や「甲斐国千年の都」にふさわしい地域づくりを推進します。

また、土器や美術品といった本市が所蔵する文化財については、より良い環境で作品を保管し、より多くの人に鑑賞してもらえるよう、文化施設ごとに展示内容の差別化を図ります。

(芸術文化団体の育成、支援)

地域における文化の担い手である文化協会や芸術文化団体の活動を支援し、市民が行う芸術文化活動の充実に努めます。

(参考) 教育大綱 施策体系図

第4期教育振興基本計画	
コンセプト	
「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」	
基本的な方針	教育政策の目標
1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成	① 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
	② 豊かな心の育成
2 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進	③ 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
	④ グローバル社会における人材育成
	⑤ イノベーションを担う人材育成
3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進	⑥ 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
	⑦ 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
	⑧ 生涯学び、活躍できる環境整備
4 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	⑨ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
	⑩ 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
	⑪ 教育DXの推進・デジタル人材の育成
5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話	⑫ 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
	⑬ 経済的状况、地理的条件によらない質の高い学びの確保
	⑭ NPO・企業・地域団体等との連携・協働
	⑮ 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
	⑯ 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

参酌



別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和6年1月11日提出	
件名	笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護 保険事業計画の策定について	部局名	保健福祉部
概要	<p>高齢者福祉施策に関する基本的な事項を定める「高齢者福祉計画」と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的事項を定める「介護保険事業計画」は、どちらも法定計画であり、3年に一度、一体的に策定することが定められている。</p> <p>現行計画が令和5年度末に期間満了を迎えるため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定する。</p> <p>計画の策定に当たり、高齢者の生活状況や健康状態、介護サービスの利用状況等の把握のためアンケート調査を実施した。また、学識経験者、介護や福祉関係者等で構成する笛吹市介護保険運営協議会を開催し、計画内容の検討を行ってきた。この度、計画素案がまとまったので、内容を協議したい。</p>		
経過	<p>令和5年2月 アンケート調査を実施</p> <p>令和5年8月～12月 介護保険運営協議会で内容を協議（計3回）</p> <p>令和5年12月 懸案協議で介護保険料について協議（計2回）</p>		
問題課題			
対応策	<p>今後のスケジュールは次のとおり。</p> <p>令和6年1月12日(金)～2月5日(月) パブリックコメントを実施</p> <p>令和6年1月16日(火) 介護保険運営協議会で計画素案の内容を確認</p> <p>令和6年1月23日(火) 市議会全員協議会で計画素案を説明</p> <p>令和6年2月 答申、令和6年笛吹市議会第1回定例会に介護保険料変更の条例改正案提出</p> <p>令和6年3月 計画策定</p>		
協議結果	【協議事項了】		

ふえふきいきいきプラン

笛吹市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

素案

令和6年3月

笛吹市

(白地)

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけと計画期間	2
第3節	他計画との関係	3
第4節	計画策定の体制	4
第5節	日常生活圏域	5
第2章	高齢者を取り巻く状況	6
第1節	統計データでみる高齢者の状況	6
第2節	介護保険事業の状況	10
第3節	アンケート調査結果にみる高齢者の状況	12
第4節	第8期計画の評価	19
第5節	高齢者を取り巻く課題まとめ	24
第3章	計画の基本的な考え方	27
第1節	基本理念	27
第2節	施策の体系	28
第3節	本計画の重点施策	30
第4章	施策の展開	31
基本目標1	包括的な支援体制の充実	31
施策の方向1	地域の特性を踏まえた「地域包括ケア」の推進	31
施策の方向2	在宅医療・介護連携の推進	33
施策の方向3	生活支援体制の充実	34
基本目標2	健康と生きがいづくりへの支援	35
施策の方向1	介護予防・健康づくりの推進	35
施策の方向2	生きがいと活躍の場づくりの推進	40
基本目標3	安心した地域での暮らしへの支援	42
施策の方向1	在宅生活の支援	42
施策の方向2	家族介護者の支援	45
施策の方向3	安心・安全の確保	47

基本目標 4 権利擁護の充実	50
施策の方向1 権利擁護の推進.....	50
施策の方向2 認知症施策の推進.....	52
基本目標 5 介護保険サービスの充実.....	56
第1節 介護保険サービスの充実.....	56
第2節 地域支援事業の充実	71
第3節 介護保険料.....	73
第4節 適正な保険給付の実施（笛吹市介護保険適正化計画）	85
第5章 計画の推進	89
1 計画の推進体制.....	89
2 計画の進行管理.....	89
3 SDGsの推進.....	89
資料編.....	90
1 笛吹市介護保険運営協議会規則.....	90
2 笛吹市介護保険運営協議会委員名簿	90
3 策定経過.....	90
4 用語集	90

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

笛吹市では、高齢化の進行により令和3年度時点で高齢者が市民全体の3割を超え、国の平均をわずかに上回っています。推計によると、団塊世代が後期高齢者になる2025年、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる2040年を経て、今後さらに高齢化が進む見込みで、介護、医療、生活支援、認知症対策などのニーズがますます増えていくことが予想されます。

現状においても、老老介護やダブルケアをはじめ、8050問題、など、在宅での介護を取り巻く状況は大きな課題に直面しています。さらには、介護の担い手不足が顕在化しており、今後一層厳しさを増していくと見込まれます。そうした中、公的なサービスだけでなく、地域の様々な主体による地域ぐるみでの見守り・支援が求められています。

このような社会情勢を背景に、国は、年齢や障がいの有無などによって、支え手、受け手に分かれるのではなく、地域のすべての人が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育む「地域共生社会」の実現に向けた仕組みづくりと、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的・一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を各自治体に勧奨してきました。

笛吹市においては、高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めるとともに、在宅医療介護の連携強化、市民をはじめとする多様な主体により、高齢者の日常生活を支えるサービスの充実を推進しています。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤として、住まいの安定的な確保に向けた取り組みも関係機関等と連携し、取り組んでいます。今後も引き続き、こうした地域ぐるみで支え合う様々な取り組みや考え方を踏まえながら、「地域包括ケアシステム」の体制づくりに向けて、公的サービスの充実とともに、市民など多様な主体との協働・連携を図りながら、支援ネットワークの充実を目指すことが重要です。

笛吹市においては、令和3年度から5年度を計画期間とする「笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）をもとに、市内に3カ所ある地域包括支援センターが中心となり、地域の特性に応じて総合相談や認知症施策、介護予防、生活支援に関わるサービスの提供等、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活するための地域包括ケアの取り組みを進めてきました。

また、この間にも、国では令和5年6月には、認知症基本法が可決されるなど、高齢者の増加を見据えた新たな取組が様々な形で進められています。

今後も、国や県の動向など、中長期的な視点を踏まえながら、笛吹市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑で持続性のある運営の確保を図りつつ、高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して自立的にいきいきと暮らし続けることのできるまちづくりを目指し、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■地域包括ケアシステムのイメージ

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。



第2節 計画の位置づけと計画期間

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定による市町村老人福祉計画であり、本市における高齢者福祉施策に関する基本的な事項を定める計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定による市町村介護保険事業計画であり、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な事項を定める計画です。

両計画とも、地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画としての性格を持つものであり、一体的に策定するものとします。また、本計画の一部を、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定める「笛吹市介護給付適正化計画」として位置付けます。

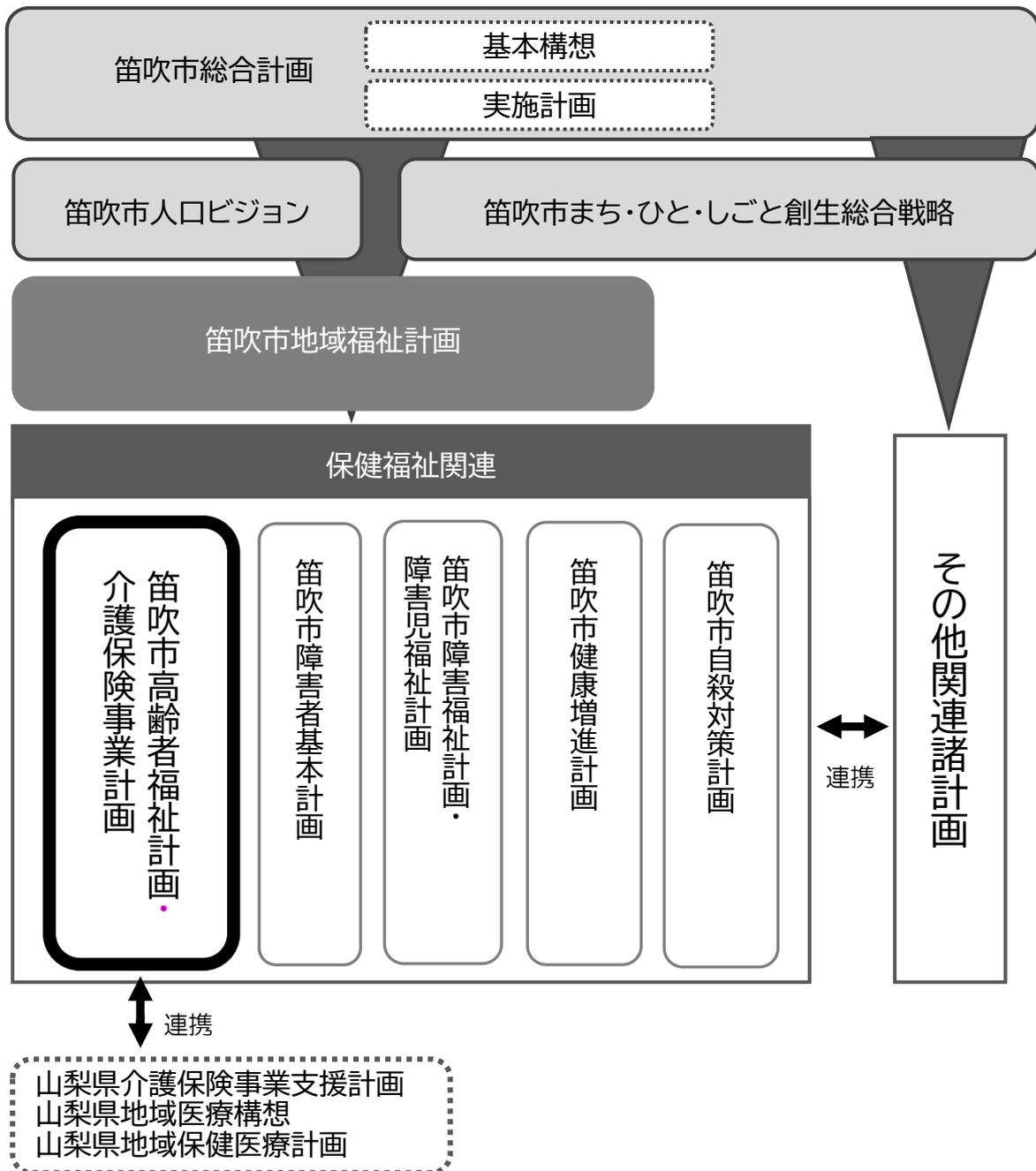
■計画の期間

									(年度)
令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
第8期			第9期計画(本計画)			第10期			

第3節 他計画との関係

本計画は、「笛吹市総合計画」を最上位計画とし、「笛吹市人口ビジョン」、「笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく、「笛吹市地域福祉計画」を上位計画とし、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための総合的な計画です。併せて、「笛吹市障害者基本計画」「笛吹市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「笛吹市健康増進計画」「笛吹市自殺対策計画」をはじめ、高齢者福祉に関連するその他諸計画と調和を保ち策定します。

また、山梨県の定める「山梨県介護保険事業支援計画」「山梨県地域医療構想」、「山梨県地域保健医療計画」との連携を図ります。



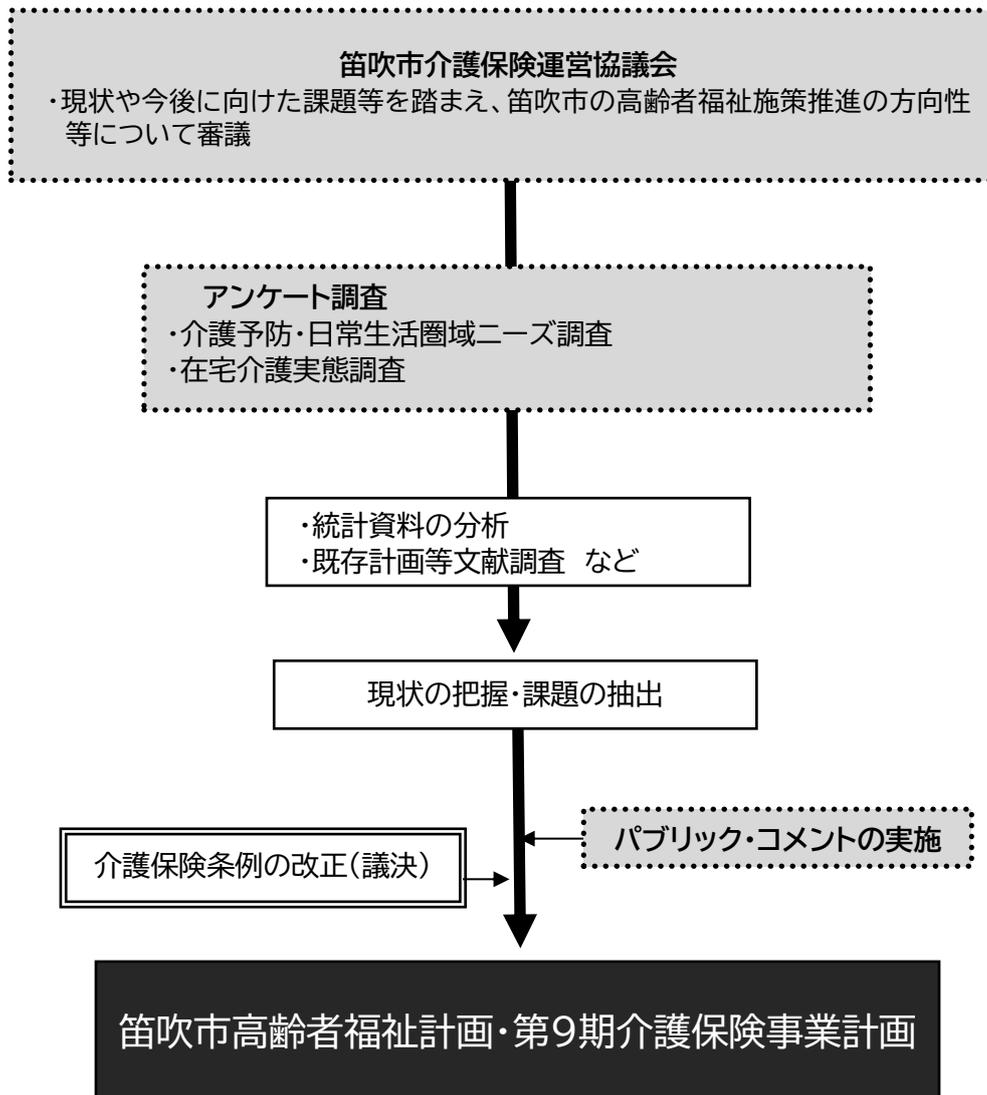
第4節 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、高齢者の日常の生活状況や健康状態、介護保険サービスの利用状況や今後の利用意向等を把握するとともに、高齢者のご意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、本計画の審議にあたっては、学識経験者、介護や福祉関係者等で構成する「笛吹市介護保険運営協議会」を開催し、必要な事項の検討・審議を行いました。

さらに、広く市民意見等を求めることを目的に、パブリック・コメントを実施しました。

■計画策定の体制



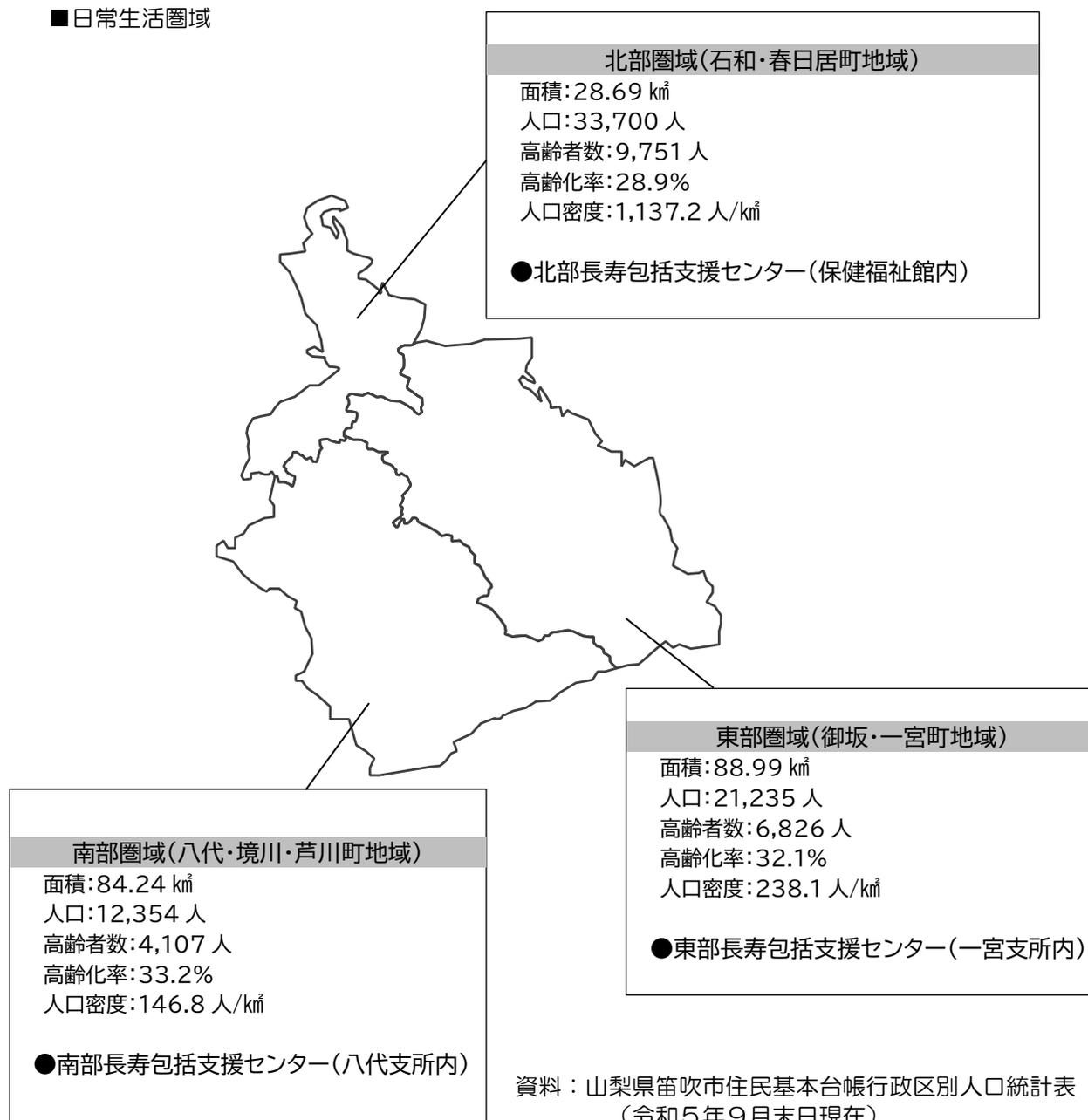
⋯⋯⋯ は、市民参加による策定プロセス

第5節 日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める圏域のことです。地域包括支援センターを中心に、交通機関等を利用して30分程度で駆けつけることのできる範囲を基本に設定することとなっています。

第8期計画では、市内を3圏域に分けて、地域包括支援センター（長寿包括支援センター）を3カ所設置し、それぞれの圏域の特性に応じて高齢者の相談等に応じることのできる体制を構築してきました。本計画でも引き続き3圏域とし、高齢者福祉施策の推進を図ります。

■日常生活圏域



第2章 高齢者を取り巻く状況

第1節 統計データでみる高齢者の状況

1 人口・世帯の状況

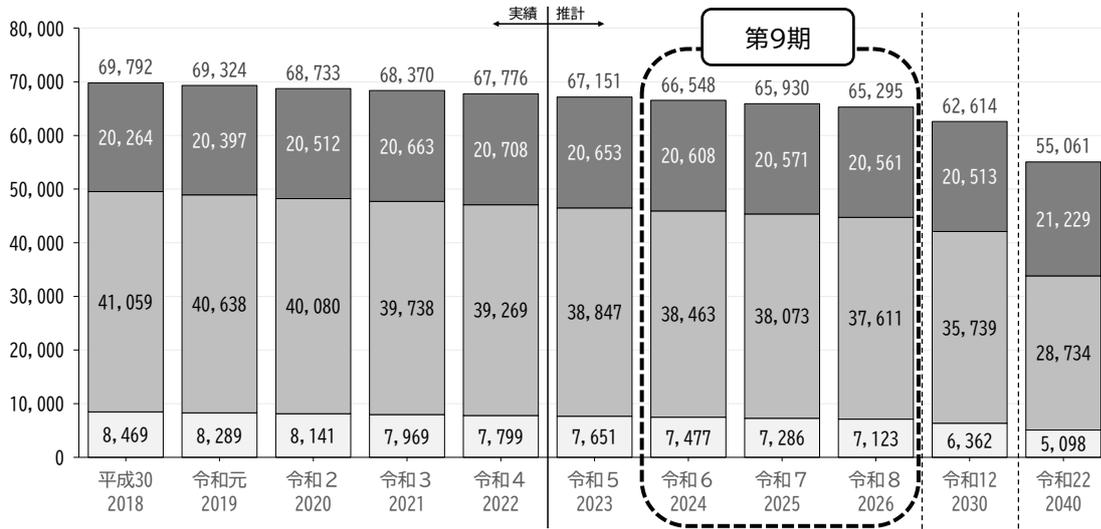
(1) 高齢者人口・高齢化率の推移

市の総人口は、平成30年から令和4年にかけてゆるやかな減少傾向となっており、令和5年以降も減少が見込まれます。

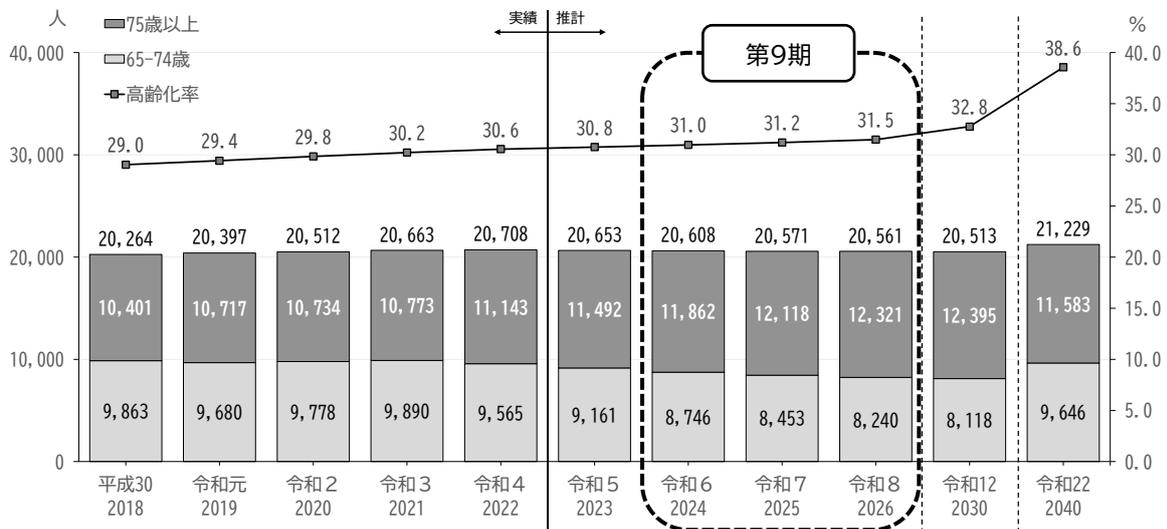
また、高齢者人口は同期間中、増加傾向となっていますが、令和5年以降は令和12年にかけて微減となり、その後令和22年にかけて再び増加が見込まれています。

高齢化率は令和3年に3割を超えており、その後も増加傾向が見込まれます。

■ 3区分別人口の推移・推計



■ 高齢者人口の推移・推計

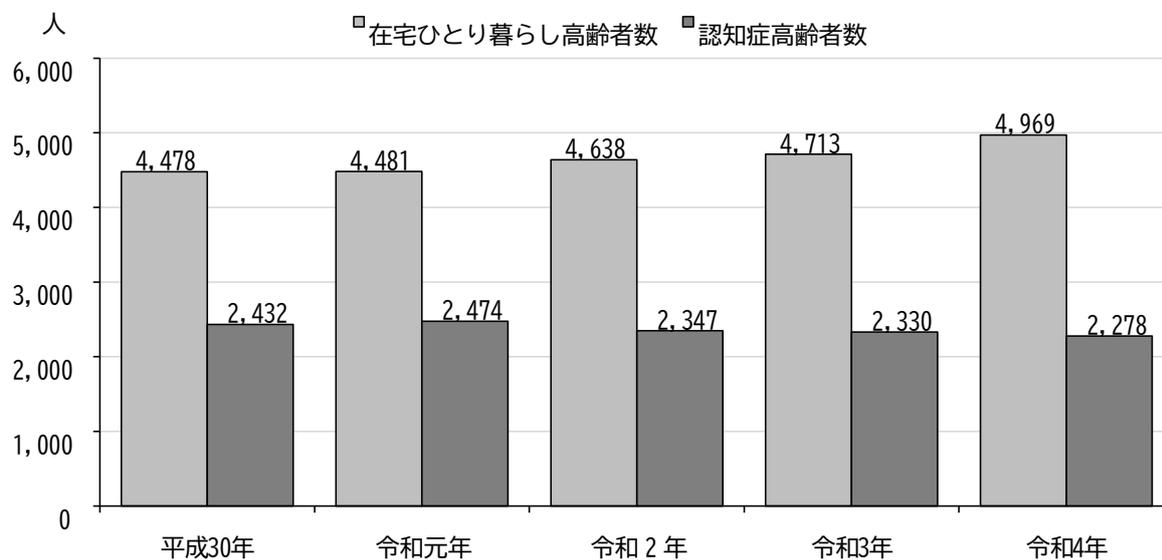


資料：(実績) 住民基本台帳 (各年10月1日現在)、
(推計) 地域包括ケア「見える化」システム (厚生労働省)

(2) 在宅ひとり暮らし高齢者・認知症高齢者の推移

平成30年から令和4年にかけて、在宅ひとり暮らし高齢者数は4,478人から4,969人へと約1割増加しています。

また、同期間に認知症高齢者は、2,432人から2,278へと減少しています。



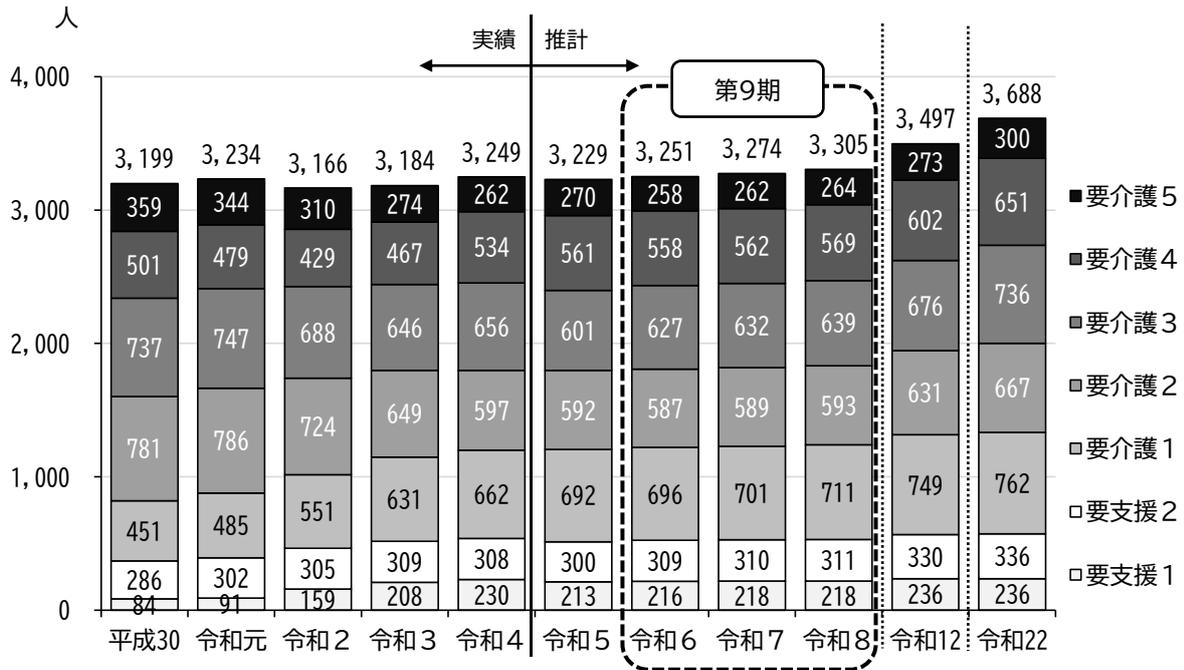
資料：山梨県高齢者福祉基礎調査（各年4月1日現在）

2 要支援・要介護認定者の状況

平成30年から令和4年にかけて、要支援・要介護認定者数は、増減はありますが3,199人から3,249人へと増加しています。

また、同期間中の認定率は、15%台で推移しています。

■要介護度別認定者の推移・推計（1号被保険者）



	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
要支援1	84	91	159	208	230	213	216	218	218	236	236
要支援2	286	302	305	309	308	300	309	310	311	330	336
要介護1	451	485	551	631	662	692	696	701	711	749	762
要介護2	781	786	724	649	597	592	587	589	593	631	667
要介護3	737	747	688	646	656	601	627	632	639	676	736
要介護4	501	479	429	467	534	561	558	562	569	602	651
要介護5	359	344	310	274	262	270	258	262	264	273	300
合計	3,199	3,234	3,166	3,184	3,249	3,229	3,251	3,274	3,305	3,497	3,688
1号被保険者総数	20,264	20,397	20,559	20,663	20,708	20,708	20,666	20,626	20,634	20,588	21,314
認定率(%)	15.8	15.9	15.4	15.4	15.7	15.6	15.7	15.9	16.0	17.0	17.3

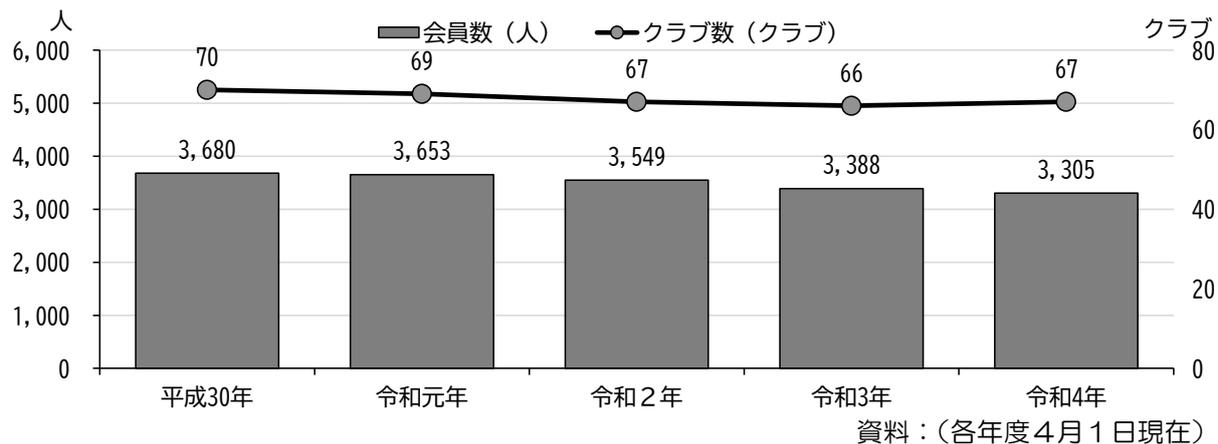
資料：（実績）介護保険事業状況報告（各年9月末現在）、
（推計）地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）

3 地域の状況

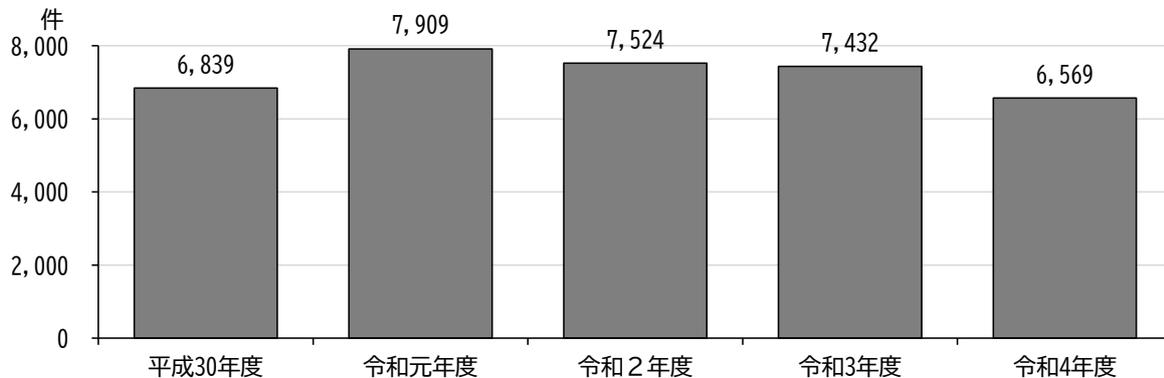
平成30年から令和4年にかけて、シニアクラブ及び老人クラブのクラブ数・会員数は、ともに減少傾向にあります。

地域包括支援センターへの相談件数は、令和元年度をピークに減少傾向となっています。高齢者虐待に関する市への相談・通報件数は、10件から20件台で推移しています。ただし、令和5年度は、相談が増加傾向にあります。

■シニアクラブ・老人クラブ

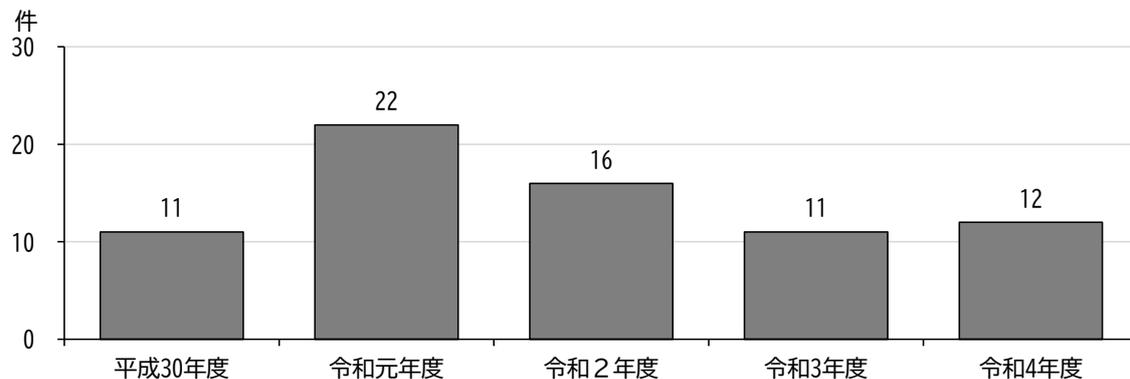


■地域包括支援センターへの相談の状況



資料：(各年度末現在)

■高齢者虐待に関する相談・通報の状況

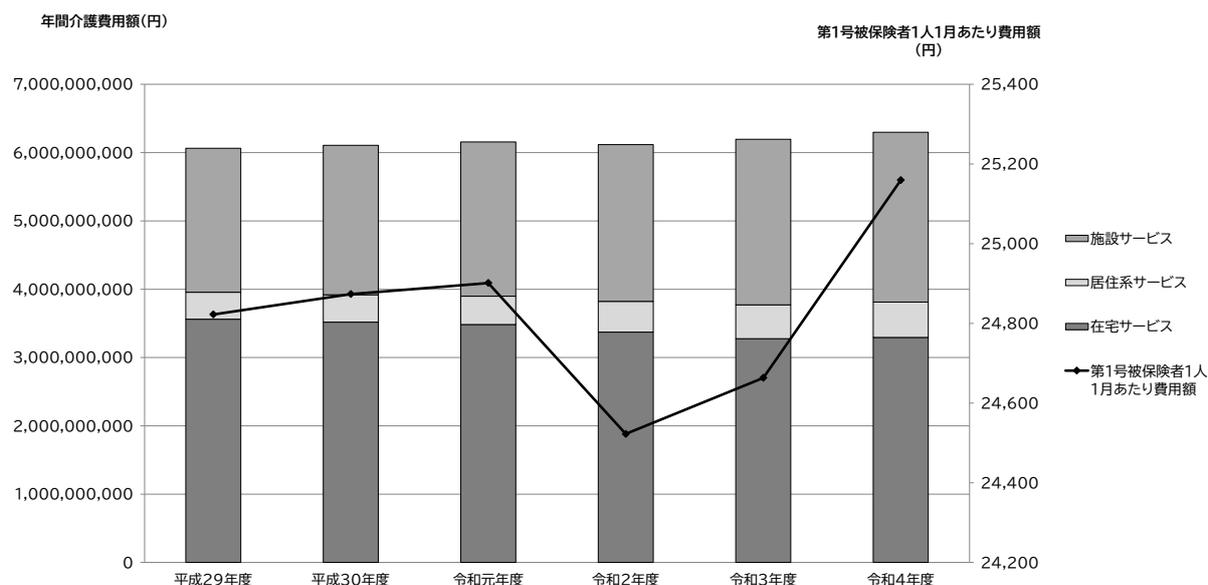


資料：(各年度末現在)

第2節 介護保険事業の状況

平成29年度から令和4年度にかけての介護費用額をみると、令和2年度に落ち込みがありました。その後再び上昇傾向となり、令和4年度には費用額が約63億円となっています。また、第1号被保険者1人1月当たりの費用額は、令和4年度には約2.5万円となっており、概ね全国、山梨県と同水準です。

■ 笛吹市の介護費用額の推移



(円)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
費用額	6,063,131,109	6,107,994,383	6,155,909,723	6,118,215,756	6,195,369,939	6,298,188,140
在宅サービス	3,560,910,971	3,518,829,484	3,482,594,458	3,372,004,210	3,275,874,741	3,293,828,196
居住系サービス	395,435,407	400,638,587	415,782,618	449,918,261	495,071,779	518,330,972
施設サービス	2,106,784,731	2,188,526,312	2,257,532,647	2,296,293,285	2,424,423,419	2,486,028,972
第1号被保険者1人1月あたり費用額	24,822.5	24,873.5	24,901.3	24,522.5	24,663.3	25,159.5
第1号被保険者1人1月あたり費用額(山梨県)	23,760.8	24,069.3	24,455.9	24,607.0	24,982.6	25,060.1
第1号被保険者1人1月あたり費用額(全国)	23,238.3	23,498.7	24,105.9	24,567.0	25,132.1	25,476.6

※令和3年度、令和4年度は、各年度2月サービス提供分まで
(出典) 地域包括ケア「見える化」システム(厚生労働省)

第8期計画期間中の介護保険サービス利用状況は次のとおりです。

	第8期実績値		単位：千円	単位：%
	令和3年度	令和4年度	令和4年度 計画値	実績値/ 計画値
■居宅サービス	2,163,815	2,151,881	2,306,855	93.3
訪問介護	280,674	289,590	249,641	116.0
訪問入浴介護	28,672	26,544	23,789	111.6
訪問看護	93,622	113,803	97,404	116.8
訪問リハビリテーション	53,377	44,616	62,590	71.3
居宅療養管理指導	18,036	19,105	14,329	133.3
通所介護	893,427	851,148	1,071,370	79.4
通所リハビリテーション	137,468	145,140	118,411	122.6
短期入所生活介護	390,791	406,631	398,479	102.0
短期入所療養介護（老健）	8,905	8,693		
短期入所療養介護（病院等）	15,308	11,531	32,218	62.8
短期入所療養介護（介護医療院）	—	—	—	—
福祉用具貸与	154,771	159,514	145,869	109.4
福祉用具購入費	4,322	4,666	4,679	99.7
住宅改修費	6,294	3,912	5,088	76.9
特定施設入居者生活介護	78,148	66,987	82,988	80.7
■地域密着型サービス	1,389,698	1,447,763	1,553,926	93.2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24,197	26,374	27,043	97.5
夜間対応型訪問介護	0	0	0	—
地域密着型通所介護	283,624	279,296	304,347	91.8
認知症対応型通所介護	1,074	395	4,057	9.7
小規模多機能型居宅介護	104,145	112,001	119,433	93.8
認知症対応型共同生活介護	319,557	344,288	356,094	96.7
地域密着型特定施設入居者生活介護	36,338	41,729	97,360	42.9
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	531,054	547,489	561,081	97.6
看護小規模多機能型居宅介護	89,710	96,191	84,511	113.8
■施設サービス	1,639,808	1,678,963	1,659,682	101.2
介護老人福祉施設	837,887	877,366	900,384	97.4
介護老人保健施設	765,418	756,971	658,002	115.0
介護療養型医療施設	0	0	0	—
介護医療院	36,503	44,626	101,296	44.1
■居宅介護支援	282,203	285,506	288,022	99.1
合計	5,475,525	5,564,114	5,808,485	95.8

	第8期実績値		令和4年度 計画値	実績値/ 計画値
	令和3年度	令和4年度		
■介護予防サービス	69,378	73,098	69,544	105.1
介護予防訪問入浴介護	0	10	0	—
介護予防訪問看護	9,910	11,306	6,655	169.9
介護予防訪問リハビリテーション	10,070	9,938	12,382	80.3
介護予防居宅療養管理指導	358	579	119	486.3
介護予防通所リハビリテーション	22,937	23,452	22,588	103.8
介護予防短期入所生活介護	1,248	888	0	—
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	37	0	—
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	—
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	—	—
介護予防福祉用具貸与	18,328	20,009	17,012	117.6
介護予防福祉用具購入費	1,534	1,372	2,596	52.8
介護予防住宅改修費	3,219	2,313	8,192	28.2
介護予防特定施設入居者生活介護	1,773	3,195	0	—
■地域密着型介護予防サービス	3,610	4,855	1,265	—
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	917	1,411	1,265	111.6
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,693	3,444	0	—
■介護予防支援	17,039	16,745	17,102	97.9
合計	90,027	94,698	87,911	107.7

	第8期実績値		令和4年度 計画値	実績値/ 計画値
	令和3年度	令和4年度		
介護サービス給付費計	5,475,525	5,564,114	5,808,485	95.8
介護予防サービス給付費計	90,027	94,698	87,911	107.7
総給付費	5,565,552	5,658,812	5,896,396	96.0

※令和3年度は介護保険事業状況報告年報、4年度は月報データ
（出典）地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）

第3節 アンケート調査結果にみる高齢者の状況

本計画の策定にあたり、高齢者の方の生活実態や要望、課題等を把握する基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

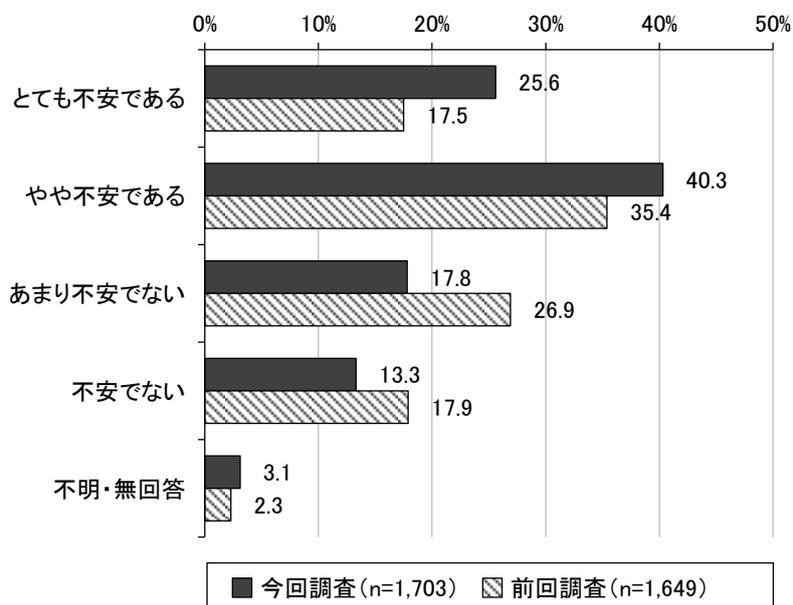
調査名	対象	調査時期	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	市内在住の65歳以上の方 (要介護1～5の認定を受けている方を除き無作為抽出)	令和5年2月	2,500	1,703	68.1%
在宅介護実態調査	在宅で要介護認定を受けている方(無作為抽出)		1,000	505	50.5%

※比較対象とした「前回調査」とは、第8期計画策定時の調査（令和2年2月実施）を指します。

1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

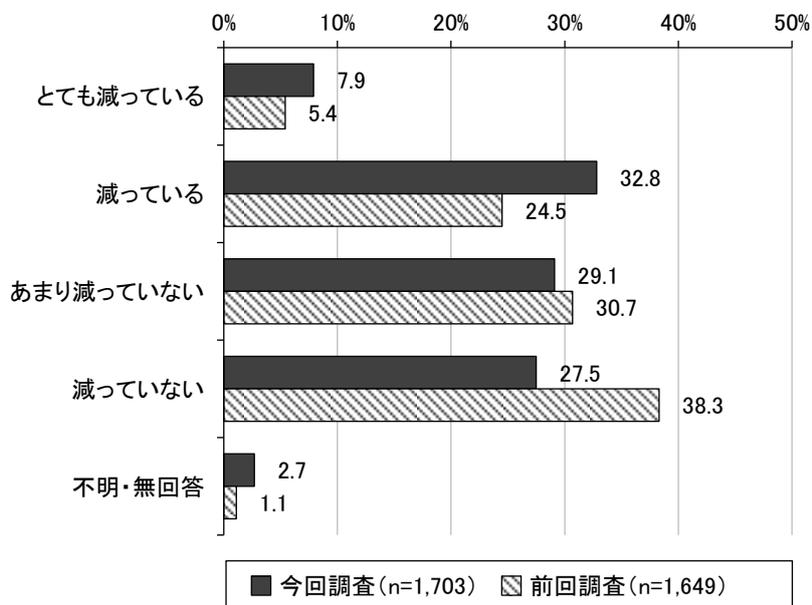
①転倒に対する不安

「とても不安である」「やや不安である」を合わせた『不安である』が65.9%となっており、前回調査との比較でも増加傾向となっています。転倒は、要介護となる大きなきっかけとなることから、転倒予防に向けた取組の重要性がうかがえます。



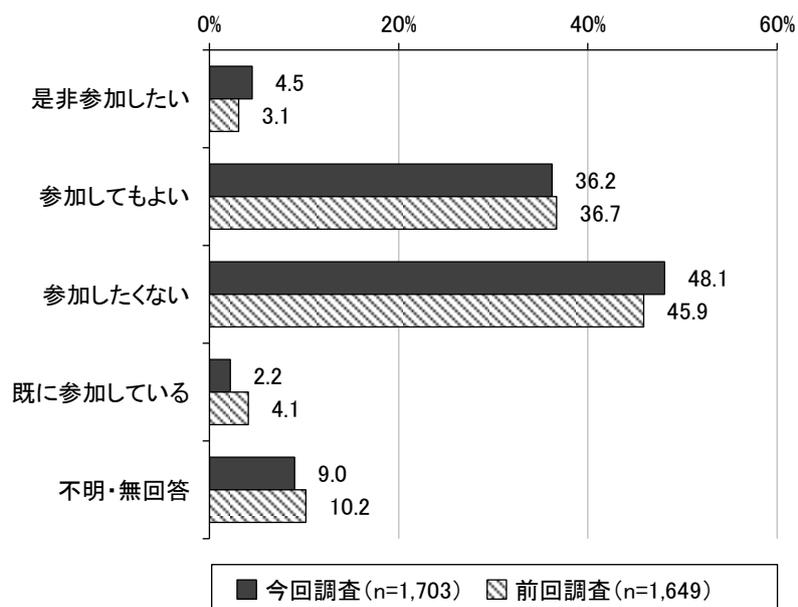
②昨年と比べて外出の回数が減っているか

「とても減っている」「減っている」を合わせた『減っている』が40.7%となっており、前回調査との比較でも増加傾向となっています。新型コロナウイルス感染症の流行が大きな要因のひとつと考えられますが、予防の観点からも、積極的に外出をうながす取組の必要性がうかがえます。



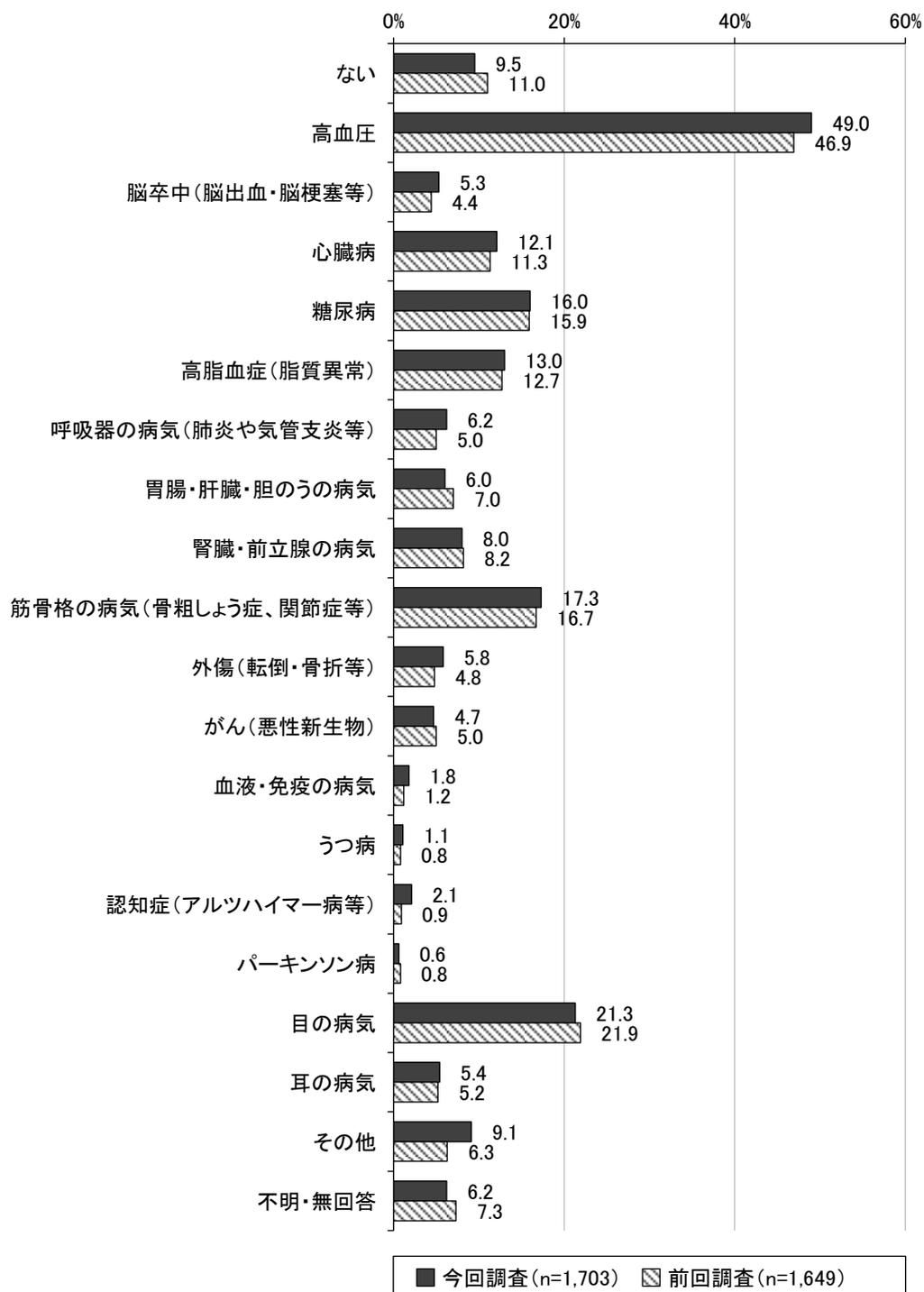
③地域づくり活動への参加意向

地域づくり活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思うかについては、「是非参加したい」「参加したい」を合わせた『参加意向あり』が40.7%となっています。一方、「既に参加している」割合は低いことから、参加意向を実際の活動につなげる取組の必要性がうかがえます。



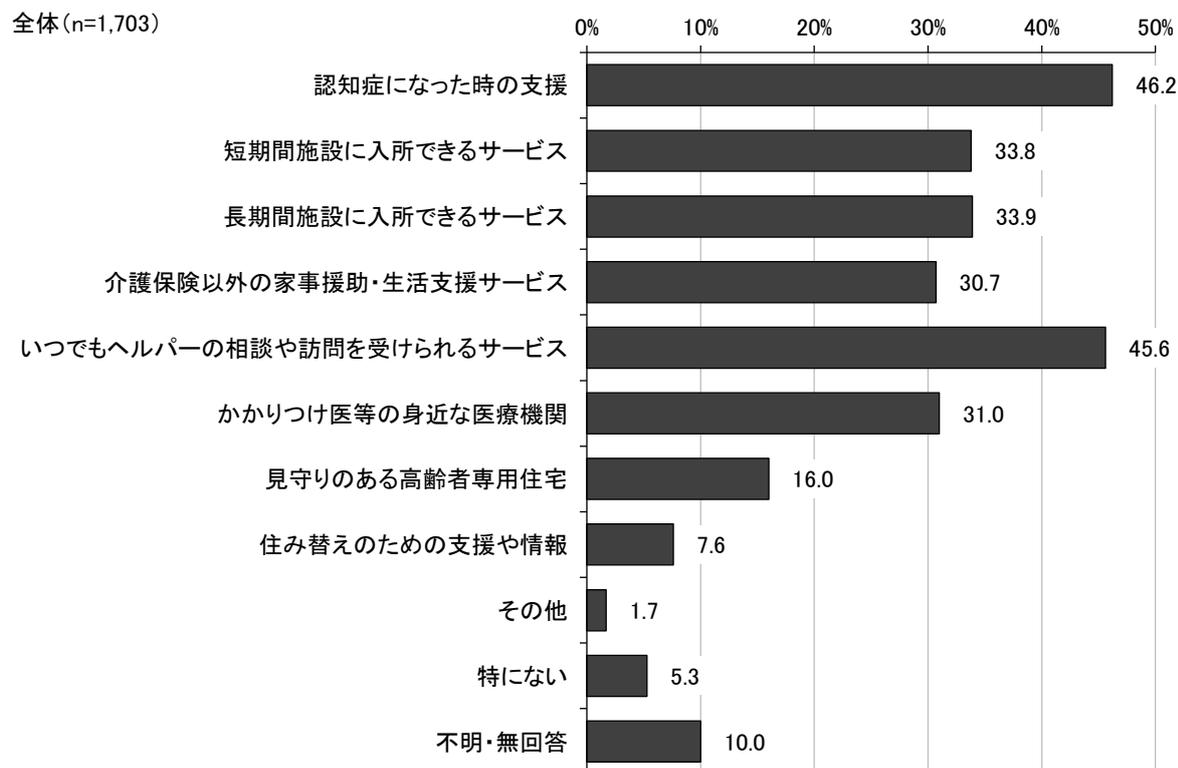
④現在治療中、または後遺症のある病気

「高血圧」が49.0%と最も高く、次いで「目の病気」が21.3%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が17.3%となっています。「ない」は9.5%で、多くの高齢者が何らかの疾病を抱えている状況です。情報提供や活動機会の提供など、運動・生活習慣の見直しに向けた取組をはじめ、個人の状態にあった医療管理下での血圧管理による重症化予防や転倒予防等の対策の必要性がうかがえます。



⑤ 今後充実してほしい高齢者支援

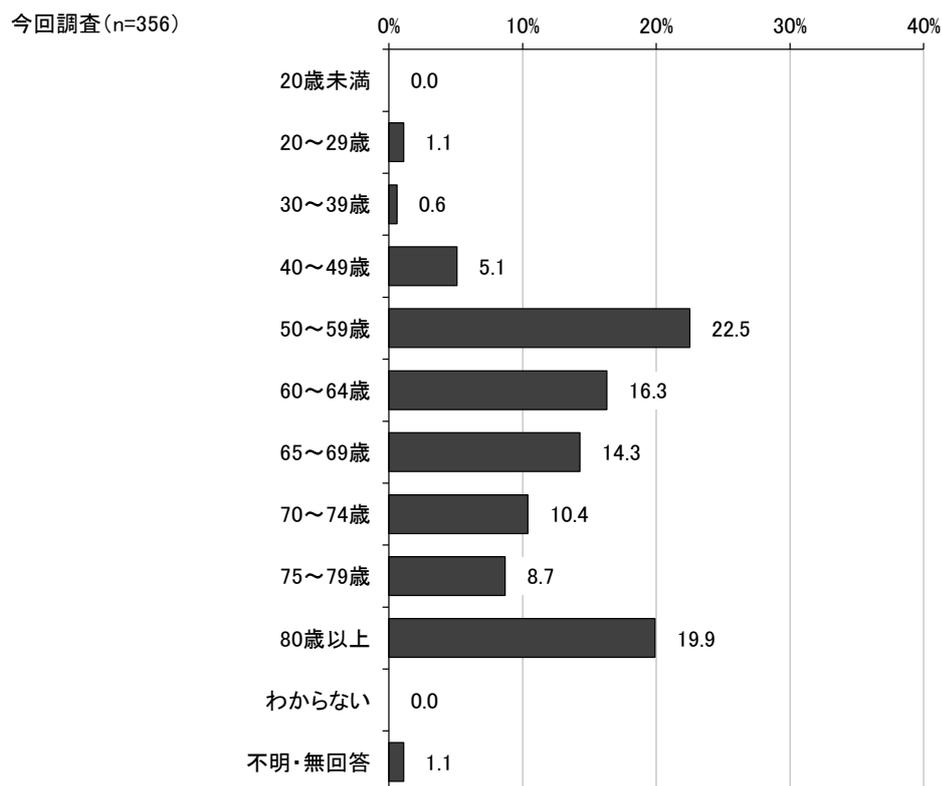
「認知症になった時の支援」が 46.2%と最も高く、次いで「いつでもヘルパーの相談や訪問を受けられるサービス」が 45.6%、「長期間施設に入所できるサービス」が 33.9%となっています。認知症についての理解の普及など、地域全体で高齢者を支え、見守る体制づくりの必要性がうかがえます。



2 在宅介護実態調査結果

①主な介護者の方の年齢

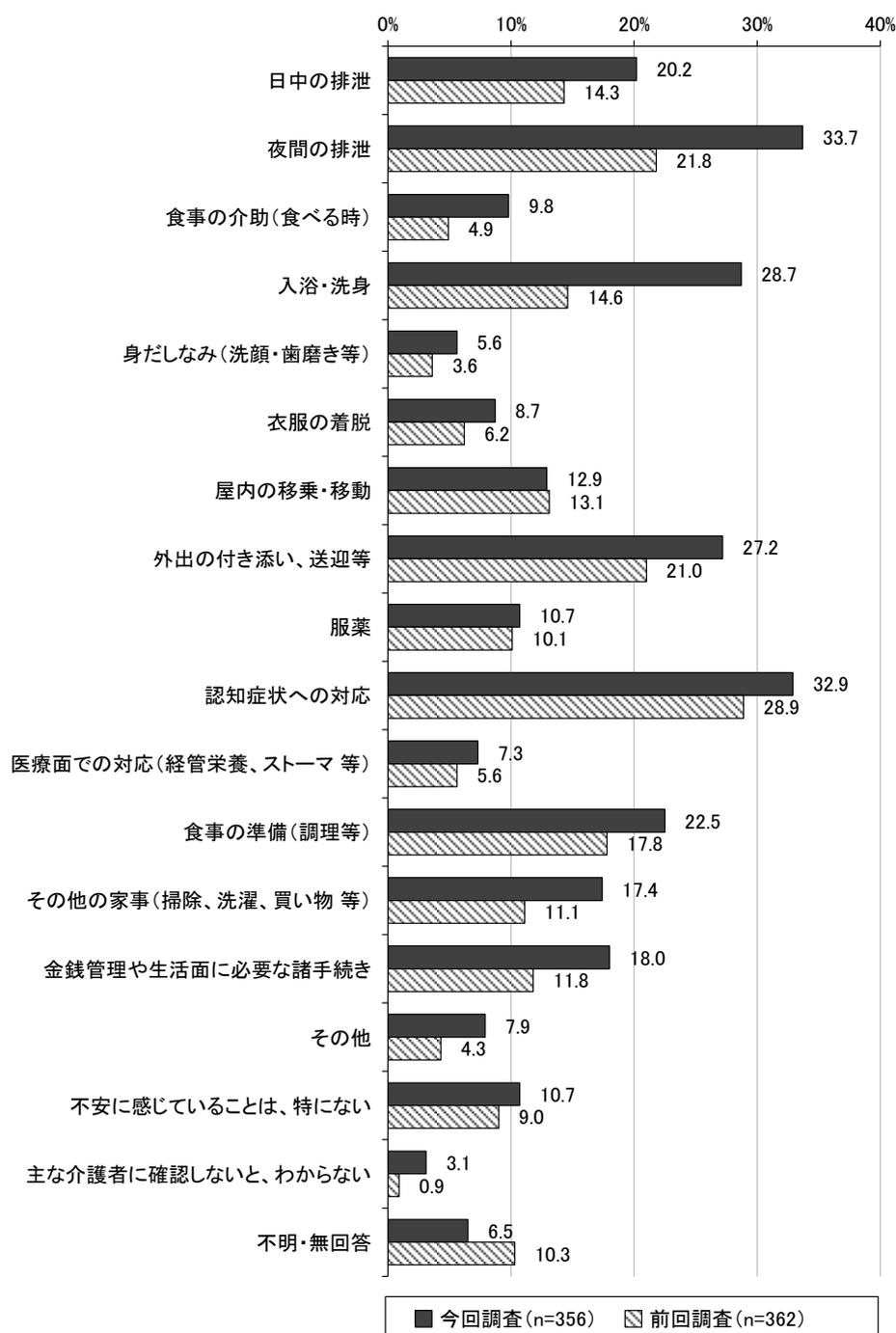
「50～59歳」が22.5%と最も高く、次いで「80歳以上」が19.9%、「60～64歳」が16.3%となっています。在宅介護を支える方が高齢化している状況をふまえ、介護者支援策の充実を図る必要性がうかがえます。



②主な介護者の方が不安に感じる介護等

「夜間の排泄」が33.7%と最も高く、次いで「認知症状への対応」が32.9%、「入浴・洗身」が28.7%となっています。

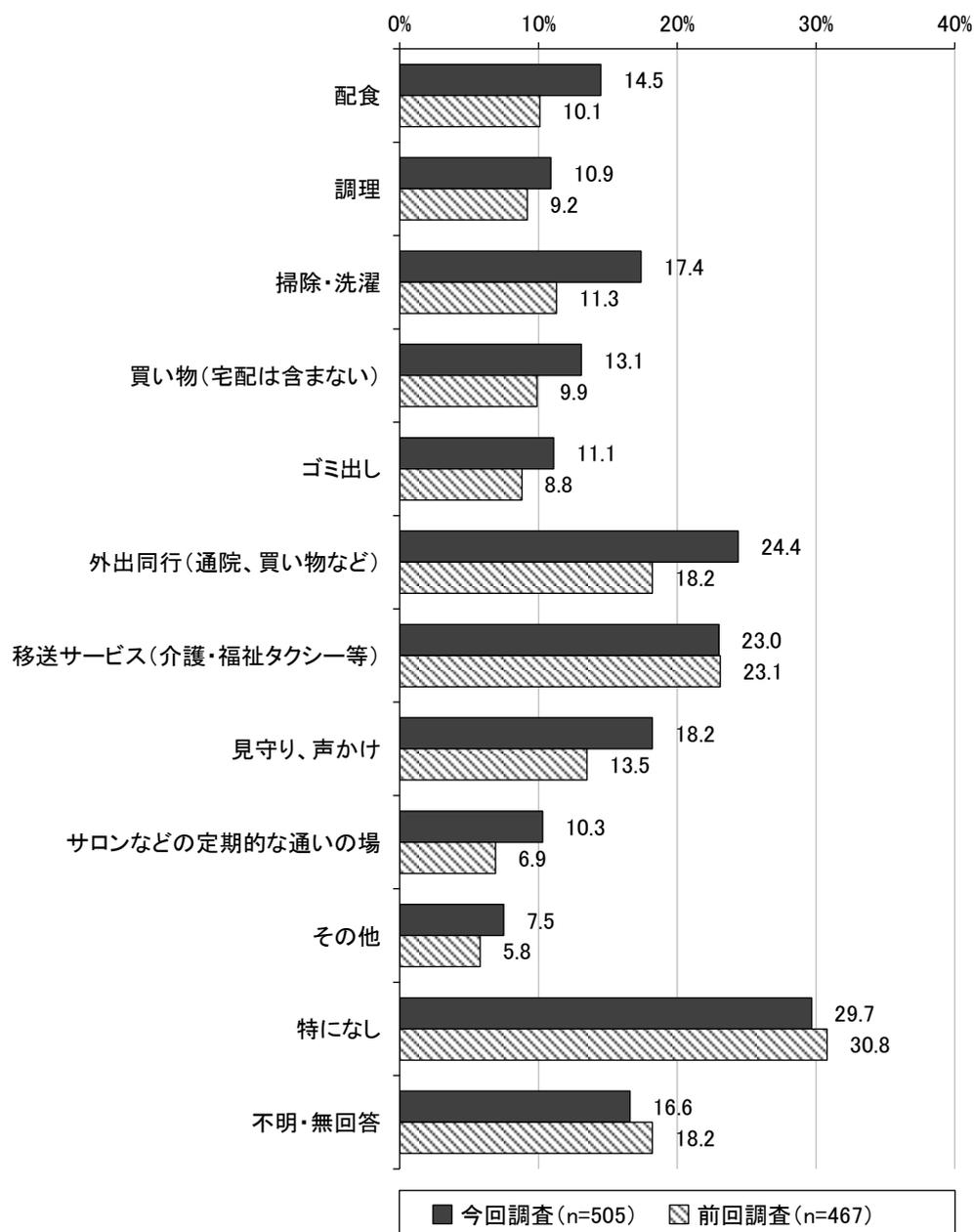
前回調査と比較すると、「日中の排泄」「夜間の排泄」「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」で増加傾向が見られます。高齢者が多くを占める家族介護者の負担軽減に向けた取組の必要性がうかがえます。



③今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「特になし」が29.7%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が24.4%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が23.0%となっています。

前回調査と比較すると、「掃除・洗濯」「外出同行（通院、買い物など）」で増加傾向が見られます。公的な福祉サービスだけでなく、高齢者の日常を支える多様なサービスの充実を図る必要性がうかがえます。



第4節 第8期計画の評価

第8期計画期間中の取り組みについて、基本目標ごとに、次の通り評価を整理しています。

基本目標1 地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり

施策の方向	1 「地域共生社会」の実現に向けた「地域包括ケア」の深化 2 在宅医療と介護の連携の推進 3 生活支援体制整備の充実
検証・評価	<p>3つ（北部・東部・南部）の日常生活圏域ごとの長寿包括支援センターが、医療機関や介護保険事業所、地域の関係団体の方々などと連携を深めながら、地域ケア会議等を通じて地域の課題をとらえ、解決のための取り組みを進めてきました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の流行期にあっては、医療介護関係者が個別支援に苦慮する中、在宅医療・介護サポートセンターにおいて、日常の療養支援や入退院支援等の相談に対応してきました。</p> <p>さらに、住民の視点から地域の課題をとらえ、支えあいの地域づくりを進めていくため、生活支援コーディネーターと第1層（市全体）第2層（各町）の協議体が連携して、生活支援体制整備を推進してきました。</p> <p>今後、ますます増加すると思われる医療と介護の両方のニーズを抱える在宅療養高齢者の支援について、関係機関とのさらなる連携と仕組みづくりが重要になるとともに、地域の支えあいの活動をより具体的に推進していく必要があります。</p>

基本目標1の達成目標

指標(単位名)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
長寿包括支援センターにおける専門3職種の配置人数(人)	計画値	14	14	14
	実績値	14	14	13
家族や友人以外の相談先が地域包括支援センターである割合(%)	計画値	—	—	17.0
	実績値	—	—	参考値:9.3 (地域包括支援センター)
地域ケア会議における個別事例の検討数(件)	計画値	36	42	48
	実績値	32	38	40
人生会議やエンディングノート(看取り)の学習会の開催回数(回)	計画値	8	12	16
	実績値	3	1	6
地域づくり活動への企画・運営としての参加者の割合(%)	計画値	—	—	5.1
	実績値	—	—	2.2

令和5年度実績は見込み値

基本目標2 健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり

<p>施策の方向</p>	<p>1 重度化防止に向けた介護予防事業の展開 2 地域活動や高齢者の活躍の場づくりの推進</p>
<p>検証・評価</p>	<p>訪問型や通所型等の総合事業や一般介護予防事業は、新型コロナウイルスの感染状況による中止等もありましたが、開催方法等を工夫しながら概ね順調に行うことができました。</p> <p>保健事業と介護予防の一体的な実施においては、健診の実施から結果を活用した健康づくりへのアプローチ、健診結果や医療情報などのデータを利活用して行う疾病予防や重症化予防の取り組みなど、リスクの高い高齢者への支援も積極的に行ってきました。さらに、県内でもいち早く健康状態不明者の状態確認などの取り組みを進めています。</p> <p>また、フレイルサポーターやシルバー体操指導員などの住民が主体的にかかわる介護予防活動や、百歳体操などの自主的な活動、地域に根差した通いの場などについても、活動を支援してきました。</p> <p>新型コロナウイルスの感染状況により、「人が集うこと」そのものが避けられてきた数年間を経て、今後についても新型感染症が発生する可能性もあることを考えると、これまで以上に様々な状況をあらかじめ想定して、事業を推進していく必要があります。</p> <p>あわせて、介護予防事業等への参加者の固定化が懸念されるため、効果的な事業の周知とより多くの高齢者への参加の働きかけ、多様なニーズに配慮した事業内容の工夫等が必要となります。</p>

基本目標2の達成目標

指標(単位名)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
100歳体操、通いの場又は通所 B 等団体数(団体)	計画値	38	43	48
	実績値	44	46	48
足腰の痛みが原因で外出を控えている人の割合(%)	計画値	—	—	51.9
	実績値	—	—	46.7
BMI18.5以下の割合を減らす(%)	計画値	—	—	8.9
	実績値	—	—	—

令和5年度実績は見込み値

基本目標3 高齢者の自立した在宅生活への支援

施策の方向	1 高齢者の在宅生活を支援する取り組み 2 介護者の負担軽減に向けた取り組み 3 安心・安全な暮らしづくり 4 災害・感染症への対策
検証・評価	<p>通所型サービスや訪問型サービス等の総合事業の実施のほか、外出支援のためのタクシー料金の一部助成や食の確保が困難な人のための配食サービス、緊急時の通報用のふれあいペンダントや救急医療情報キットの配布など、個別の状況に応じた事業を実施してきました。</p> <p>また、介護慰労金や紙おむつ費用の一部助成など、介護者の負担に配慮した事業も行ってきました。</p> <p>さらに、サービス付き高齢者住宅等の適正設置のための関係機関との情報共有や、交通安全啓発活動、住宅の耐震診断や火災警報器の設置の推進など、高齢者が安全安心に生活するための基盤整備にも取り組んできました。</p> <p>今後は、多様化するニーズにあわせてこれまでの事業を一部見直すことも必要になると思われます。あわせて、災害や感染症に対する備えの強化の一つとして個別避難計画の作成と介護保険関係事業所等の業務継続計画（BCP）の作成状況の確認や、近年増加する熱中症対策についても、積極的に取り組む必要があります。</p>

基本目標3の達成目標

指標(単位名)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
寝室の火災警報器の設置率(%)	計画値	75.0	85.0	100.0
	実績値	85.0	86.0	82.0
公共交通の利用者数(人)	計画値	25,000	28,000	31,000
	実績値	23,436	24,497	25,880
介護サービス事業所への災害・感染症に対する備えの確認回数(回)	計画値	25	24	26
	実績値	22	23	23

令和5年度実績は見込み値
(火災報知器の設置率は確定値)

基本目標4 高齢者の権利と尊厳を守る取り組み

施策の方向	<p>1 高齢者の尊厳と権利擁護</p> <p>2 認知症施策の推進</p>
検証・評価	<p>高齢者の尊厳を守るための事業として、高齢者虐待の適切な対応のためのコア会議や関係機関とのネットワークを強化するための高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催しました。</p> <p>成年後見制度の利用が必要な高齢者については、後見開始等審判申立の支援や、後見人報酬等の助成を行いました。</p> <p>また、行政区の敬老事業の助成や敬老祝金の支給を行い、長寿を祝福しました。</p> <p>認知症対策としては、認知症サポーター養成講座や認知症キャラバンメイトの活動支援など地域における見守り体制を強化したこととあわせて、初期段階の認知症への対応のため、専門職が集中して支援を行う認知症初期集中支援事業や、認知症カフェ事業、認知症予防のための介護予防教室等を行いました。</p> <p>今後は、成年後見制度の一層の利用促進のため、市民後見人等の養成も拡充していく必要があるとともに、認知症対策基本法に基づき、認知症当事者の意思決定支援や認知症の理解促進等の認知症の対策をさらに強化推進していく必要があります。</p>

基本目標4の達成目標

指標(単位名)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小中学生、高校生の認知症サポーター養成数(人)	計画値	50	100	150
	実績値	36	273	150
認知症カフェ設置数(カ所)	計画値	4	5	5
	実績値	4	4	5
認知症ステップアップ講座開催回数(回)	計画値	1	2	3
	実績値	1	2	3

令和5年度実績は見込み値

基本目標5 安心して暮らせる介護サービスの提供

施策の方向	1 介護保険サービスの充実（評価対象外） 2 地域支援事業の充実（評価対象外） 3 介護保険料の算出（評価対象外） 4 適切な介護サービスと適正な保険給付の実施
検証・評価	<p>介護サービスの質の確保と適正な保険給付を行うため、介護保険事業所に定期的に訪問し、助言及び指導を行いました。また、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）にあらかじめケアプランを出してもらい、適切なアセスメントによるケアプランであるか等の確認を行いました。</p> <p>介護サービス相談員の事業所への訪問は、コロナ禍により計画どおりに出来なかった時期もありましたが、感染対策を行いながら出向き、利用者の声を事業所へ繋げることが出来ました。</p> <p>要介護認定のための調査を行う認定調査員は、県の研修等に積極的に参加し、コロナ禍による要介護認定の延長措置の終了を見据えながら、資質向上を図りました。</p> <p>また、ホームページや広報誌を通じて、介護保険制度の普及啓発を行うとともに、各種通知において、制度の仕組みや保険料についての理解が得られるようにしました。</p> <p>今後は、適切な介護サービスと適正な保険給付を行うため、これまでの取組をより一層強化していく必要があります。</p>

基本目標5の達成目標

指標(単位名)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護状態が維持・改善した軽度認定者の割合(%)	計画値	36.0	37.0	38.0
	実績値	33.3	35.4	
看護小規模多機能型居宅介護事業所の設置数(力所)	計画値	—	1 力所追加	—
	実績値	—	0(公募したが応募なし)	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)の設置数(力所)	計画値	—	1 力所追加	—
	実績値	—	0(公募したが応募なし)	—
介護保険料収納率(%)	計画値	95.9	96.0	96.1
	実績値	96.1	96.7	
認定調査員対象の研修実施回数(回)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
ケアプランの点検件数(件)	計画値	18	18	18
	実績値	19	15	16
住宅改修申請の現地確認実施件数(件)	計画値	5	5	5
	実績値	0	1	5
介護給付費通知実施回数(回)	計画値	3	3	3
	実績値	3	3	3
介護サービス事業者への運営指導回数(回)	計画値	25	24	26
	実績値	22	23	23

令和5年度実績は見込み値

第5節 高齢者を取り巻く課題まとめ

第8期計画では、高齢者福祉に関する具体的な施策を、5つの基本目標に沿って整理し推進を図ってきました。ここでは、統計やアンケート調査結果、第8期計画の評価等を基に、次のとおり5つの柱に沿って、高齢者福祉推進の課題を整理しています。

視点1 地域の特性を踏まえた包括的支援体制づくり

第8期計画では、笛吹市としての地域包括ケアシステムの深化を目指して、3つの日常生活圏域ごとに設置した3カ所の地域包括支援センターにおいて、それぞれの機能強化や在宅医療と介護の連携の推進、生活支援体制整備事業等を推進してきました。

事業所ヒアリングでは、近年高齢者自身の問題だけでなく、家族に関する相談も増えており、様々な関係機関の連携が一層重要になっていることがうかがえます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、家族や友人以外の相談相手として地域包括支援センターを挙げた人は9.3%となっています。今後の高齢化の進行を踏まえ、相談・支援における役割が一層大きくなっていくことが見込まれることから、包括的な支援体制づくりに向けて、地域包括支援センターの機能強化をさらに進めていくことが求められます。

視点2 健康でいきいきと暮らせる人づくり・環境づくり

第8期計画では、高齢者の介護予防や重度化防止に向けた取り組みについて、介護予防・日常生活支援総合事業を中心に実施してきました。訪問型サービスや通所型サービス、一般介護予防事業など、介護予防の実践につなげる取り組みと、フレイル予防に関する普及啓発も実施しています。

また、高齢者の社会参加の機会を増やし、心身の健康と介護予防につながる地域活動を積極的に支援してきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、多くの活動が中止または縮小され、参加機会が減少することとなりました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「骨折・転倒」が介護・介助が必要になった主な原因の上位に挙がっており、転倒の経験や転倒に対する不安も高くなっています。また、介護予防の観点から、筋萎縮を防ぎ、栄養バランスのとれた生活を送れるよう、支援していく必要があります。

また、サロン運営に関わる人の負担についての指摘もありますが、地域づくり活動に企画・運営の立場で参加意向ありの回答が約4割にのぼることから、そうした人材を実際の地域活動につなげる取り組みを進めていくことも重要です。

視点3 高齢者の自立した在宅生活への支援

第8期計画では、在宅ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増えている現状を踏まえ、高齢者の在宅生活の継続に向けた支援をするとともに、家族介護者への支援や高齢者が安全・安心に暮らすための環境づくりにも取り組んできました。

在宅介護実態調査では、主な介護者の年齢は80歳以上が約2割にのぼり、いわゆる「老老介護」に伴う課題への対応が不可欠です。

また、家族が行っている介護は家事や食事、外出支援をはじめ、日中及び夜間の排泄など、多岐にわたります。在宅生活の継続に向けて、多様なサービス利用の促進を図ることも重要です。

事業所ヒアリングでは、買い物やゴミ出しについて柔軟な仕組みづくりを求める意見が上がっています。公的なサービスではカバーしきれない多様なニーズに対応するため、住民主体のサービスや活動についても、より活性化していくことが求められます。

さらには、近年の多発する大規模自然災害や、感染症の流行などを踏まえ、高齢者の災害時の避難支援体制の整備や介護事業所における感染予防対策への支援を継続していくことも必要です。

視点4 高齢者の権利と尊厳を守る取り組み

第8期計画では、高齢者の権利と尊厳を守る取り組みとして、権利擁護事業や高齢者虐待防止事業、成年後見制度利用支援事業などを実施してきました。また、認知症施策として認知症サポーター養成や認知症カフェの運営などを行いました。認知症サポーターの養成については、オンラインの活用などを通じて、コロナ禍においても順調に進みました。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者は増加傾向にあるため、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

高齢者虐待については、家族などの養護者の介護負担や経済苦、家族関係の悪化など様々な要因から発生している現状があり、また、消費者被害については、認知症などによる判断能力の低下だけでなく、身近な相談相手が不在の高齢者が多いことも要因となっています。高齢者の気になる状況を周囲が早期に気づくことのできる環境づくりが重要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、家族や友人以外に相談相手がいないと回答した高齢者が約3割となっています。また、認知症に関する相談窓口を知っている割合は25.3%となっています。

在宅介護実態調査では、充実してほしい施策や支援として「認知症になった時の支援」が46.2%と最も高くなっています。令和5年6月には、認知症基本法が成立するなど、認知症に対する取り組みは進んでいますが、今後は地域全体で認知症に対する理解を深め、地域ぐるみで見守り、支える体制づくりを進めていくことが重要です。

視点5 安心して暮らせる介護サービスの提供

要介護認定者の増加に伴う介護ニーズに対応するため、第8期計画期間中も継続的に介護サービス提供基盤の充実に努めてきました。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加への対応として、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護の募集を行いました。実現しなかったサービスもあり、検証を行うとともに、利用者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できるよう事業者の確保に努めていく必要があります。

介護給付費は増加傾向にあることから、持続可能な介護保険制度の維持に向けて、介護給付適正化計画に基づく、利用者本位の適切なサービスの確保と給付の適正な運用を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと活躍するまち、安心して暮らせるまち、地域で支えあうまちの実現を目指し、次のとおり基本理念を定めます。

1 基本理念

高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまち

上記基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標に沿って、施策の展開を図ります。

2 基本目標

基本目標1 包括的な支援体制の充実

基本目標2 健康と生きがいづくりへの支援

基本目標3 安心した地域での暮らしへの支援

基本目標4 権利擁護の充実

基本目標5 介護保険サービスの充実

第2節 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまち	1 包括的な支援体制の充実	1 地域の特性を踏まえた「地域包括ケア」の推進
		2 在宅医療・介護連携の推進
		3 生活支援体制の充実
	2 健康と生きがいづくりへの支援	1 介護予防・健康づくりの推進
		2 生きがいと活躍の場づくりの推進
	3 安心した地域での暮らしへの支援	1 在宅生活の支援
		2 家族介護者の支援
		3 安心・安全の確保
	4 権利擁護の充実	1 権利擁護の推進
		2 認知症施策の推進
	5 介護保険サービスの充実	1 介護保険サービスの充実
		2 地域支援事業の充実
		3 介護保険料の設定
		4 適正な保険給付の実施 (笛吹市介護保険適正化計画)

具体的施策・事業
① 地域包括支援センターの機能強化 ② 総合相談・権利擁護事業 ③ 包括的継続的ケアマネジメント事業
① 在宅医療・介護連携推進協議会 ② 在宅医療・介護サポートセンターの運営 ③ ACP(人生会議)の普及啓発 ④ 広域的な連携の推進
① 協議体の活動支援 ② 生活支援コーディネーターの活動の推進
(1)総合事業の推進 ① 介護予防ケアマネジメント ② 訪問型サービス(予防) ③ 通所型サービス(予防) (2)一般介護予防事業の効果的な展開 ① 一般介護予防事業 ② 介護予防講演会 (3)保健事業と介護予防の一体的実施 ① 特定健康診査・健康診査 ② 健診結果を活用した健康指導 ③ 各種がん検診の実施 ④ データ利活用の促進 ⑤ 高齢者の疾病予防・重症化予防 ⑥ 各健康教室(栄養・運 動・生活習慣病等) ⑦ 食生活に関する指導・食育の推進 ⑧ 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】 (4)住民主体の介護予防活動の促進 ① フレイル予防の推進 ② いきいき百歳体操 ③ ウォーキングの推進 ④ やってみるじゃん
(1)生きがいづくりと居場所づくり ① 通いの場 ② 市民講座 ③ 敬老祝金支給事業 ④ 行政区敬老事業助成事 業 (2)社会貢献活動の促進 ① 高齢者社会活動推進事業 ② シルバー体操指導員支援事業 ③ フレイル予防事業 (3)就労の支援 ① 農業塾推進事業 ② シルバー人材センターの活用
(1)在宅生活の支援 ① 訪問型サービス(予防)(再掲) ② 通所型サービス(予防)(再掲) ③ 協議体の活動支援 (再掲) ④ 生活支援コーディネーターの活動の推進(再掲) ⑤ 在宅高齢者外出支援サービス ⑥ 在宅生活支援 事業 ⑦ ゴミ出し支援事業 ⑧ 養護老人ホーム等短期宿泊事業 (2)高齢者等の見守り ① 配食サービス事業 ② 高齢者緊急通報システム(ふれあいペンダント)事業 ③ 救急医 療情報キット配付事業 ④ 安心安全見守り連絡協議会 ⑤ 避難行動要支援者台帳・個別避難計画整備事業
① 家族介護教室 ② 介護慰労金支給事業 ③ 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業 ④ 介護マーク配布事業 ⑤ 介護離職の防止に向けた取り組み ⑥ ヤングケアラー支援関係者会議
(1)高齢者の住まいの確保 ① ユニバーサルデザインの推進 ② 市営住宅の改善及び修繕 ③ サービス付き高齢 者住宅、有料・軽費老人ホームの適正配置の検討 (2)高齢者の交通・安全対策 ① 交通安全対策事業 ② 運転免許証自主返納支援事業 ③ 住宅の耐震診断、耐震 化の普及 ④ 住宅用火災警報器の設置と維持管理の促進 ⑤ 公共交通の整備 (3)災害・感染症への対策 ① 避難行動要支援者台帳・個別避難計画整備事業(再掲) ② 災害・感染症に対する備 えの確認 ③ 高齢者の熱中症予防対策
(1)高齢者の尊厳と権利擁護 ① 権利擁護事業 ② 高齢者虐待防止事業 ③ 法人後見支援事業 ④ 成年後見制 度利用支援事業 (2)老人保護措置事業 ① 老人保護措置事業
(1)地域や社会の支え合いの体制づくり ① 認知症サポーター養成講座 ② キャラバンメイト活動支援 ③ 認知症 高齢者対策事業 ④ 安心安全見守り連絡協議会(再掲) ⑤ 認知症について理解を深める啓発 (2)認知症の人と家族に対する支援 ① 認知症初期集中支援事業 ② 認知症地域支援・ケア向上事業 ③ 認知症 カフェ事業 ④ 一般介護予防教室事業(認知症予防) ⑤ 家族介護教室(再掲) ⑥ 介護マーク配布事業(再掲)
(1)居宅(介護予防)サービス (2)施設サービス (3)地域密着型(介護予防)サービス
(1)介護予防・日常生活支援総合事業 (2)包括的支援事業 (3)任意事業
(1)給付費の見込み (2)第9期介護保険料 (3)低所得者への配慮
(1)保険給付及び要介護認定審査の適正化 (2)介護保険制度の周知 (3)介護人材確保に向けた取り組み (4)自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

第3節 本計画の重点施策

施策の方向	社会状況・現状・課題	主な事業
生活支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化の状況や地理的条件等に応じて、地域ごとに特有の課題が生じている。また、そうした課題を行政の力だけで解決することは困難となっている。 ⇒地域ごとの高齢者の課題を解決できるよう、地域の人材や資源を発掘したり、サービスの創出が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業
介護予防・健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●第4期医療費適正化計画(2024年～2029年)に向けた取り組みの推進 ⇒高齢者の心身機能の低下に起因した疾病の予防と介護予防の取り組みを新たに目標とし、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、医療費適正化計画に位置付ける。 ●リハビリテーション専門機関が多い地域特性を最大限に生かすことで、より効果的に介護予防(フレイル予防)に取り組むことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・一般介護予防事業 ・介護予防講演会 ・特定健康診査/健康診査 ・健診結果を活用した健康指導 ・データの利活用の促進 ・高齢者の疾病予防/重症化予防 ・各種健康教室 ・地域リハビリテーション活動支援事業 ・フレイル予防の推進 ・いきいき百歳体操
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●R5.6 認知症基本法の制定 ⇒今後、国の基本計画に沿った施策の実施が求められる。 ●「チームオレンジ」の活動を2025年までに開始するという目標が、認知症施策推進大綱で定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座 ・認知症キャラバンメイト活動支援 ・認知症初期集中支援事業 ・認知症地域支援・ケア向上事業 ・認知症カフェ事業 ・認知症予防教室
介護人材確保に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●介護現場では人材の確保に苦慮しており、やむを得ず施設の受け入れ規模の縮小等が起きている現状である。 ⇒介護人材の確保及び育成、定着への取組が急務であり、広域的かつ計画的に取り組んでいくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県等、関係機関の取り組みについて周知の強化 ・中高生への介護の魅力発信の実施

第4章 施策の展開

基本目標 1 包括的な支援体制の充実

施策の方向 1 地域の特性を踏まえた「地域包括ケア」の推進

施策の方向性

複雑・多様化した課題、ニーズに対応するため、地域の全ての人が協働する「地域共生社会」の実現を目指し、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケア」の深化・推進を図ります。

施策名	① 地域包括支援センターの機能強化			担当課	長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ●北部（石和・春日居）、東部（御坂・一宮）、南部（八代・境川・芦川）の日常生活圏域ごとの長寿包括支援センターが、長寿支援課地域包括担当とともに、相互に協力しながら地域の医療機関と介護関係事業者及び民生委員等と連携を深め、高齢者を支援していきます。 ●日常生活圏域ごとの地域ケア会議及び市全体での地域ケア推進会議を継続し、地域での地域課題の把握や課題解決に取り組みます。 ●日常生活圏域の長寿包括支援センターの専門職と生活支援コーディネーターが連携し、地域の課題を捉え、地域力を生かし体制づくりを進めます。 ●長寿包括支援センターの役割について更に周知していきます。 ●各日常生活圏域の長寿包括支援センターの事業評価を実施することにより、センターの機能の強化に努めます。 ●県内でも数少ないリハビリテーション専門職がいる地域包括支援センターとして、市内医療機関等のリハビリテーション専門職等と連携を深めることで、更に地域包括支援センターの機能を高め、地域包括ケアの推進をはかります。 						
指標	実績値			計画値		
長寿包括支援センターにおける専門3職種の配置人数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	14	14	13	13	13	13

*令和5年度は見込み値

施策名	② 総合相談・権利擁護事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●各圏域の長寿包括支援センターが、高齢者やその家族から様々な相談を受けつけます。高齢者本人だけでなく、ヤングケアラーや男性介護者など高齢者を取り巻く背景となるご家族の課題にも目を向け、必要な支援やサービスにつなげていきます。 ●地区民生委員児童委員協議会や事業者連絡会等へ参加し、顔の見える相談しやすい体制づくりを進めます。 ●安心して生活を行うことができるよう、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。 ●引き続き、身近な窓口としての効果的な機能を果たせるよう関係機関との連携を進めます。 ●長寿包括支援センターが圏域内の地域密着型サービス事業所における運営推進会議へ参加し連携強化を進めます。 ●高齢者の権利擁護のための啓発活動及び支援を継続します。 			

施策名	③ 包括的継続的ケアマネジメント事業			担当課	長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ●個々の高齢者の状況や変化に応じて継続的にケアマネジメントが行えるよう、介護支援専門員の後方支援を行います。 ●市内主任介護支援専門員連絡会と連携し介護支援専門員への支援を行います。 ●支援困難な事例や複雑な課題を抱える事例等については、地域ケア会議や事例検討会を通じてケアマネジメント支援を行います。 						
指標	実績値			計画値		
地域ケア会議等における個別事例の検討数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	32	38	40	40	40	40

* 令和5年度は見込み値

施策の方向 2 在宅医療・介護連携の推進

施策の方向性

多職種間の連携強化や、家族及び関係者との情報共有を通して、本人や家族の思いに寄り添う在宅医療介護体制づくりを進めていくことで、在宅医療と介護の連携を推進します。

施策名	① 在宅医療・介護連携推進協議会	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●医療及び介護関係者による在宅医療介護連携推進協議会を開催し、笛吹市の在宅医療の現状と課題及び解決策について継続的に協議し、医療と介護の密接な連携による支援体制を推進します。 			

施策名	② 在宅医療・介護サポートセンターの運営	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●笛吹市在宅医療・介護サポートセンターにおいて、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応など、在宅医療に関する相談に対応していきます。 ●入退院時の医療と介護の連携をスムーズにおこなうために、伝達・共有できる仕組みづくりを推進します。 			

施策名	③ ACP(人生会議)の普及啓発	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが、自らの意思で生き方や最期の迎え方を選択する重要性を理解し考える機会がつかれるよう支援します。 ●出前講座や市独自の広報物などにより、ACP(人生会議)の普及啓発を進めます。 			

施策名	④ 広域的な連携の推進	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●2次医療圏での医療と介護の連携の取り組みを推進し、救急医療対策や入退院時連携のためのツールの作成など課題解決のための方策を検討します。 ●やまなし県央連携中枢都市圏での在宅医療介護連携について、情報共有を行い、共通の課題に取り組む体制を整備します。 			

施策の方向3 生活支援体制の充実

施策の方向性

「支え合う地域づくり会議」（協議体）は、第1層（市全体）と第2層（各町単位）があり、生活支援コーディネーターと共に、地域の様々な団体等と連携し、高齢者を支えるネットワークを構築します。

また、地域ごとの高齢者の課題を解決できるよう、地域の人材や資源を発掘したり、サービスの創出を目指します。

施策名	① 協議体の活動支援	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●第1層及び第2層の協議体は、支え合いの地域づくりの必要性を広く周知し、地域ごとのニーズに応じた担い手を増やします。 ●第1層及び第2層の生活支援コーディネーターが、それぞれの協議体の持つ情報を整理分析し、協議体の自主性を尊重しながら、相互の情報共有がスムーズに図れるよう支援します。 			

施策名	② 生活支援コーディネーターの活動の推進	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターは、地域や地域ケア会議等の中から、高齢者の課題を把握し、協議体と情報を共有するとともに、課題を解決するための資源（取り組み等）とニーズとのマッチングをします。 ●地域の住民や団体、法人等と連携し、子どもから高齢者までの生涯を通じた支えあい教育を推進し、地域の人材発掘と新たな資源（取り組み等）の開発を目指します。 			

基本目標 2 健康と生きがいづくりへの支援

施策の方向 1 介護予防・健康づくりの推進

施策の方向性

一人ひとりが自らの持つ能力をできる限り生かして、要介護状態等になることを予防するために又は要介護状態等を軽減若しくは悪化を防止するために、個人の状態に適した支援を行います。

また、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進することにより、データ分析を行い、必要に応じて医療専門職が関与し、地域の実情に応じた効果的な事業展開を目指します。

(1) 総合事業の推進

施策名	① 介護予防ケアマネジメント	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●要支援者などに対し、介護予防・健康の維持増進に向けた取り組みができるよう介護予防ケアプランを作成し支援します。 ●居宅介護支援事業と連携し、自立した日常生活が送れるようケアプランを作成していきます。 			

施策名	② 訪問型サービス(予防)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●従来の訪問型介護（現行相当）と訪問型サービス A（買い物、洗濯などの生活援助）を継続します。 ●地域の実情に応じて、訪問型サービス B（住民主体による生活援助）、訪問型サービス C（保健・医療の専門職による居宅での短期集中予防）、訪問型サービス D（移動支援）などの必要性について、現状把握に努めます。 			

施策名	③ 通所型サービス(予防)			担当課	長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ●従来の通所型介護（現行相当）と緩和した基準による通所型サービス A（ミニデイサービスや、運動・レクリエーションを提供）、また、通所型サービス C（専門職による短期集中型）を継続していきます。 ●通所型サービス Bについては、通いの場での実態把握に努めます。 						
指標	実績値			計画値		
100歳体操、通いの場又は通所 B 等団体数(団体)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	44	46	48	50	52	54

*令和5年度は見込み値

(2) 一般介護予防事業の効果的な展開

施策名	① 一般介護予防事業			担当課	長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ●新規参加者獲得のため、多様な内容を展開し、さらに周知していきます。 ●教室でのアンケート結果を活かし、参加者が希望する内容も取り入れていきます。 ●介護予防教室では、運動を中心に学ぶことにより、運動機能の維持を図ります。 ●家庭や地域で継続できる内容の教室を開催し、仲間づくりを行いながら、参加者の主体的な活動に発展できるように支援します。 						
指標	実績値			計画値		
過去1年間に転倒した経験がある人の割合(%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	—	—	—	—	35.3

*令和5年度は見込み値

施策名	② 介護予防講演会			担当課	長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ●より多くの人に参加してもらえるよう、広く周知していきます。 ●介護予防（認知症予防）の知識を普及啓発するために講演会を開催し、介護予防に取り組む市民を支援します。 						

(3) 保健事業と介護予防の一体的実施

施策名	① 特定健康診査・健康診査			担当課	健康づくり課	
<ul style="list-style-type: none"> ●健康増進計画、データヘルス計画に基づき、計画に掲げた目的・目標の達成状況の評価を行い、次期計画に反映します。 ●特定健康診査（65～74歳）、健康診査（75歳以上）、レセプトデータ等健康・医療情報の分析を行います。 ●後期高齢者の92%が生活習慣病の治療を受けていることから、かかりつけ医と連携して生活習慣病の重症化防止を図ります。 						

施策名	② 健診結果を活用した健康指導			担当課	健康づくり課 長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ●健康診査の結果に応じた生活習慣改善への取組みを提案します。 ●後期高齢者質問票等を活用し、個々の状態に合わせた指導を実施します。 						

施策名	③ 各種がん検診の実施	担当課	健康づくり課
<ul style="list-style-type: none"> ●がん検診のメリット、デメリットを周知し、高齢者は、かかりつけ医と相談して、必要ながん検診を選んで受けるよう周知し、がんの早期発見・早期治療を促します。 ●精密検査が必要な場合には、医療機関への受診を勧め、精密検査の受診率の増加に取り組みます。 			

施策名	④ データ利活用の促進	担当課	健康づくり課 長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●国保データベース（KDB システム）や実態把握の調査等を活用し、地域の課題分析を行い、市の課題を明確化することで効果的な事業を展開します。 			

施策名	⑤ 高齢者の疾病予防・重症化予防	担当課	健康づくり課 国民健康保険課 長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●低栄養防止・生活習慣病の重症化予防の取り組みを行います。 ●重複・頻回受診者の相談や指導を行います。 ●検診・医療が未受診で、健康状態が不明な高齢者の状態把握を行い、必要な支援を行います。 			

施策名	⑥ 各健康教室(栄養・運動・生活習慣病等)	担当課	健康づくり課 長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病重症化ハイリスク者に対し、引き続き健康教育を実施します。 ●通いの場等高齢者が集まる機会を利用して、健康教育を行っていきます。 			

施策名	⑦ 食生活に関する指導・食育の推進	担当課	健康づくり課
<ul style="list-style-type: none"> ●低栄養状態の防止に向け、食生活改善推進員の会員が、食育教室や訪問活動等を実施する地区を増やします。 ●「高齢者向けのランチョンマット」を活用し、具体的で分かりやすく自分に合った食事の量やバランスについて知る機会を増やします。 			

施策名	⑧ 地域リハビリテーション活動支援事業 【新規】	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●県内でも有数のリハビリテーション専門病院が多い地域特性を生かし、希望する高齢者がリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）から直接助言や指導を受けられる仕組みづくりを進めていきます。また、地域包括支援センターに配置されたリハビリテーション専門職と、市内医療機関等のリハビリテーション専門職との連携を深めることで、高齢者の自立支援を促し、介護予防を効果的に推進します。 ●さらに、歯科衛生士や管理栄養士など、リハビリテーション専門職だけにとらわれない多職種によるリハビリテーションの視点を取り入れた介護予防を積極的に行うことで、在宅生活を継続し、自分らしく地域でいきいきと生活できる高齢者を増やします。 			

（４）住民主体の介護予防活動の促進

施策名	① フレイル予防の推進	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●フレイルチェックの実施と合わせ、広く市民に向けてフレイル予防について普及啓発を図ります。 ●フレイルサポーター養成講座を通じてサポーターの数を増やし、活動の活性化を図ります。 ●介護予防活動の促進に向けて、フレイルトレーナー、サブトレーナーとの連携強化を図ります。 ●他市町村のフレイルサポーターとの交流を図ります。 ●高齢者の虚弱（フレイル）状態への予防に向けて、「栄養（食・口腔機能）」「運動」「社会参加」という3つの項目のチェックを行い、リハビリテーション専門職・歯科衛生士・管理栄養士等を派遣し、地域において予防に取り組むような動機付けや、普及啓発を行います。 			

施策名	② いきいき百歳体操	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●筋力や体力に合わせて、重りを手首や足首に巻いて行う運動を、地域住民が主体的に行っていくよう促します。 ●地域住民が主体的に活動していけるよう情報発信、情報提供をしていきます。（新規開拓含む） ●現在活動している団体の活動を推進します。（活動回数が少ない団体には、週1回の活動を勧め、活動休止中の団体には活動再開を促します。） ●週1回活動している団体には訪問して「皆勤賞」を授与し、さらなる継続を促進します。 ●百歳体操の活動発表や先進事例の講演などの機会を設けます。 			

施策名	③ ウォーキングの推進	担当課	長寿支援課 生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ●プログラム参加者が増えるよう、広く周知します。 ●高齢者の体力、筋力維持のため、ウォーキングの効果について周知し、ウォーキングを推進します。また、活動が継続的にできるようグループ作りなどの導入部分の支援を行います。 ●プログラム終了後も自主活動を行うグループに対して、活動が継続できるよう支援します。 ●ウォーキングを広めるためにイベントを開催し、健康増進並びに参加者相互の親睦及び交流を深めます。 			

施策名	④ やってみるじゃん	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●地区公民館などで、体操や健康講話等の介護予防を実施し、自宅でも継続できるようにします。 ●各地域において、通いの場やサロンなど自主的なグループ活動のきっかけをつくり、自主的な取り組みにつなげられるよう支援を行います。 ●プログラム終了後も自主活動を行うグループに対して、活動が継続できるよう支援します。 			

施策の方向 2 生きがいと活躍の場づくりの推進

施策の方向性

人生 100 年時代を迎え、高齢者が地域において生涯にわたっていきいきと暮らし、充実した人生を送れるよう、居場所づくりをはじめ、社会貢献活動や趣味の活動への参加の促進を通じて、高齢者の生きがいと活躍の場づくりを推進します。

(1) 生きがいつくりと居場所づくり

施策名	① 通いの場	担当課	長寿支援課 福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生きがいつくりの場が市内の必要なところに行けるよう、活動を支援します。 ● 通いの場への補助金申請をさらに周知していくとともに、各地域での高齢者の自主的な活動を促進します。 ● 地域の高齢者の交流を目的に地区公民館などで開催されるサロン活動を支援します。 ● 新型コロナウイルス感染症の流行により低下した通いの場への参加率の向上を図ります。 			

施策名	② 市民講座	担当課	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が生涯にわたり、自らの希望により学び、豊かな生活を送れるようにするため、市民のニーズや地域の特性に合わせ実施している講座や教室の充実を図り、生涯学習の機会の提供に取り組みます。 ● 関係各課と連携しながら、高齢者がこれまでに培った経験や知識、技能を社会参画や社会貢献に活かせる講座や教室を開催し、生きがいを感じ自分らしく過ごせる居場所づくりに取り組みます。 			

施策名	③ 敬老祝金支給事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 老人の日及び老人週間の行事として、高齢者に敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、敬老思想を高め、併せて老人福祉の増進を図ります。 ● 満 88 歳、満 100 歳の高齢者を対象に、引き続き祝い金を支給します。 			

施策名	④ 行政区敬老事業助成事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 行政区が実施する敬老事業に対して助成を行います。 ● 地域住民との関係づくりにつながるような世代間交流事業等の実施を推進し、また、助成金の内容等の見直しを進めます。 			

(2) 社会貢献活動の促進

施策名	① 高齢者社会活動推進事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●シニアクラブ及び老人クラブの活動をとおり、地域社会の中で、自ら社会活動に参加し、役割を持って地域の中で活動できるよう、補助金の交付を通して、友愛訪問・各種事業等の各種活動の支援を行い、元気な高齢者の活動の場を広げます。 ●引き続き、シニアクラブ及び老人クラブの行う各種活動（一般事業や会員増加やクラブ数増加へ向けた活動等）に対し、補助金の交付を通して、高齢者自身の生きがいづくりや介護予防を支援します。 			

施策名	② シルバー体操指導員支援事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー体操指導員の個々の活動の場だけでなく、活動発表や交流する機会を設けます。 ●2年に1度養成講座を開催し、広く活動を周知します。 ●スキルアップ講座を開催し、地域での介護予防活動の活発化を推進するための活動につなげます。 ●シルバー体操指導員とフレイルサポーターの活動合併に向けて検討していきます。 			

施策名	③ フレイル予防事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●フレイルサポーター養成講座について広く周知し、サポーターの数を増やします。 ●年に数回、トレーナーによる研修を行い、サポーターがスキルアップできるようにしていきます。 ●フレイルチェックの実施と合わせ、広く市民に向けてフレイル予防について普及啓発を図ります。 			

(3) 就労の支援

施策名	① 農業塾推進事業	担当課	農林振興課
<ul style="list-style-type: none"> ●農業従事者の高齢化による労力負担を軽減するため、農業技術（果樹栽培技術）の講習会等への参加周知を行い、農業の担い手の育成、確保及び援農者の育成を図ります。 ●引き続き援農支援センターを含む農業塾の事業推進を支援し、農業の担い手の確保、規模縮小する高齢農家の相談等に努めます。 			

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
農業技術の講習会等への参加人数(人)	1,339	1,407	1,450	1,500	1,550	1,600

施策名	② シルバー人材センターの活用
<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターにおいて、高齢者への就労機会を提供します。 ●高齢者が経験や知識を生かし、生きがいを持って健康に過ごせるよう、就労機会を確保していきます。 	

基本目標 3 安心した地域での暮らしへの支援

施策の方向 1 在宅生活の支援

施策の方向性

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス（身近な家事の援助、外出支援、日常生活用具の提供等）を提供することにより、在宅での生活を支援します。また、地域ぐるみで見守りネットワーク体制の充実や、家族介護者への支援を通じて、地域での安心できる在宅生活の継続を支援します。

(1) 在宅生活の支援

施策名	① 訪問型サービス(予防)(再掲)	担当課	長寿支援課
	●従来の訪問型介護（現行相当）と訪問型サービス A（買い物、洗濯などの生活援助）を継続します。		
	●地域の実情に応じて、訪問型サービス B（住民主体による生活援助）、訪問型サービス C（保健・医療の専門職による居宅での短期集中予防）、訪問型サービス D（移動支援）などの必要性について、現状把握に努めます。		

施策名	② 通所型サービス(予防)(再掲)	担当課	長寿支援課			
	●従来の通所型介護（現行相当）と緩和した基準による通所型サービス A（ミニデイサービスや、運動・レクリエーションを提供）、また、通所型サービス C（専門職による短期集中型）を継続していきます。					
	●通所型サービス B については、通いの場での実態把握に努めます。					
指標	実績値			計画値		
100歳体操、通いの場又は通所 B 等団体数(団体)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	44	46	48	50	52	54

*令和5年度は見込み値

施策名	③ 協議体の活動支援(再掲)	担当課	長寿支援課
	●第 1 層及び第 2 層の協議体は、支え合いの地域づくりの必要性を広く周知し、地域ごとのニーズに応じた担い手を増やします。		
	●第 1 層及び第 2 層の生活支援コーディネーターが、それぞれの協議体の持つ情報を整理分析し、協議体の自主性を尊重しながら、相互の情報共有がスムーズに図れるよう支援します。		

施策名	④ 生活支援コーディネーターの活動の推進 (再掲)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターは、地域や地域ケア会議等の中から、高齢者の課題を把握し、協議体と情報を共有するとともに、課題を解決するための資源（取り組み等）とニーズとのマッチングをします。 ●地域の住民や団体、法人等と連携し、子どもから高齢者までの生涯を通じた支えあい教育を推進し、地域の人材発掘と新たな資源（取り組み等）の開発を目指します。 			

施策名	⑤ 在宅高齢者外出支援サービス	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●交通手段を利用することができず外出が困難な在宅高齢者に対し、タクシー利用料金の一部を助成します。 ●公共交通等の他の施策も含め、地域全体の移動支援を総合的に捉え、対象者やサービス内容を検討します。 			

施策名	⑥ 在宅生活支援事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●ニーズは少ないものの、必要としている高齢者がいるため、介護予防用寝台貸与費助成事業は継続します。 			

施策名	⑦ ゴミ出し支援事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●集積所等にゴミを持ち込むことが難しい高齢者が、シルバー人材センターのワンコインサービスを利用してゴミ出し支援を受けた場合、その利用料の一部を支援します。 ●事業の利用促進を図るとともに、事業の評価を行いながら本事業によらないゴミ出し支援の在り方も検討していきます。 			

施策名	⑧ 養護老人ホーム等短期宿泊事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●60 歳以上の高齢者に、短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行い基本的な生活習慣を身につけることができるよう援助します。 ●引き続き、市内の養護老人ホームと締結している契約を継続し、事案が発生した際には迅速に対応できるよう備えます。 			

(2) 高齢者等の見守り

施策名	① 配食サービス事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●食の確保が困難な 65 歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、昼食の配達を行い、併せて安否確認を実施します。 ●必要とする高齢者に向けて、これまでどおり事業を継続していきます。 			

施策名	② 高齢者緊急通報システム (ふれあいペンダント)事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の日常生活上の安全確保と不安の解消を目的に、在宅の一人暮らし高齢者等の急病または事故等の緊急時に、迅速な救助ができる緊急通報システムを整備します。 ●必要とする高齢者に向けてこれまでどおり事業を継続していきます。 			

施策名	③ 救急医療情報キット配付事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●75 歳以上の在宅の一人暮らし高齢者等の急病または事故等の救急時に、救急隊や医療機関に本人の適切な情報が速やかに伝えられる手段として、情報キットを配布します。 ●より多くの方の利用に向けて、内容を検討し、事業を継続していきます。 			

施策名	④ 安心安全見守り連絡協議会	担当課	福祉総務課			
<ul style="list-style-type: none"> ●安否確認等の活動を行う団体等が、情報交換、情報共有のできる場として、年1回以上の開催を目指します。 ●市民の誰もが、高齢者・子ども・障がい児(者)等への異変に気付き、緊急時に対応できるなど、安心安全な地域づくりが推進されるように努めます。 						
指標	実績値			計画値		
安心安全見守り連絡協議会開催回数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	1	1	1	1	1

* 令和5年度は見込み値

施策名	⑤ 避難行動要支援者台帳・個別避難計画整備事業	担当課	福祉総務課 防災危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者台帳は、これまでどおり毎年更新の上、引き続き区長や民生委員等に配布します。 ●これに合わせて、本人の同意を得た中で、個別避難計画(確定版)を令和5年度より順次作成し、令和6年度までの作成を目指します。 			

施策の方向 2 家族介護者の支援

施策の方向性

家族同士の交流の機会の提供や、介護にかかる費用の一部補助等により、介護者の負担軽減に努め、介護者に対する経済的・心理的支援を行うことで、高齢者の在宅生活を支える家族介護者を支援します。

施策名	① 家族介護教室	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●参加者同士が交流できる場を提供できるようにしていきます。 ●介護者のニーズを把握し、希望に沿った内容を実施できるようにしていきます。 ●介護者が継続的に介護を行うことができるよう、身体の負担を減らす介護方法や、心のストレスを軽減する方法等について学ぶ機会を提供します。 ●男性介護者やダブルケア中の介護者など、介護者の抱える背景等の特性に合わせて、介護者同士の交流により、精神的な負担の軽減を行うことのできる機会を設けます。 			

施策名	② 介護慰労金支給事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●家庭において、寝たきり高齢者または認知症高齢者を介護している人の日頃の労苦に対し、慰労金を支給します。 ●事業効果を検証し、内容を検討します。 			

施策名	③ 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●在宅の寝たきり高齢者に対し、紙おむつ費用の一部を助成します。 ●事業効果を検証し、内容を検討します。 			

施策名	④ 介護マーク配布事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症や障がい者を介護している人が、買い物や介助の際に周囲から誤解や偏見を持たれることのないよう、介護者に介護マークを配布し、身に付けてもらいます。 ●ニーズは少ないものの、必要としている介護者がいるため継続していきます。 			

施策名	⑤ 介護離職の防止に向けた取り組み			担当課	介護保険課	
<p>●介護者の多様な就労状況に合わせた柔軟な対応が可能になる、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの複合的サービスについて、医療依存度の高いケースの増加、利用者や家族の状況に合わせて柔軟な対応が可能なサービスであることなどを踏まえ、今後の整備を引き続き検討します。</p>						
指標	実績値			計画値		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護提供事業所数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	1	1	1	2	2

施策名	⑥ ヤングケアラー支援関係者会議			担当課	子育て支援課	
<p>●高齢者を世話するヤングケアラーの早期発見と対応を行うため、ヤングケアラーに関係する部署が相互に連携し、定期的に情報交換する場を設けます。また、介護保険課や長寿支援課を通じて、各圏域の地域包括支援センターや介護関係事業所等とも情報共有し、対象者の早期発見と対応に努めます。</p>						

施策の方向3 安心・安全の確保

施策の方向性

市営住宅のバリアフリー化の推進等により、高齢者の住まいの確保を図ります。また、高齢者の交通安全対策や公共交通網の整備、防災・感染症対策などを通じて、高齢者の安全・安心の確保に取り組みます。

(1) 高齢者の住まいの確保

施策名	① ユニバーサルデザインの推進	担当課	まちづくり整備課 観光商工課 管財課・土木課
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者を含めたあらゆる人が不自由なく利用できるよう、歩道、公共施設の新設及び更新の際には、バリアフリー化の検討を進めます。 ●笛吹市観光振興プラン等に基づき、石和温泉駅および春日居町駅周辺のバリアフリー環境を管理・維持していきます。また、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」による民間の公益施設のバリアフリー化を適切に支援していきます。 			

施策名	② 市営住宅の改善及び修繕	担当課	建設総務課
<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅の改善や修繕を行うとともに、バリアフリー化を進めます。 ●笛吹市営住宅長寿命化計画に基づき、高齢者に優しい住宅の改善を進めます。 			

施策名	③ サービス付き高齢者住宅、有料・軽費老人ホームの適正配置の検討	担当課	まちづくり整備課 介護保険課
<ul style="list-style-type: none"> ●サービス付き高齢者住宅、有料老人ホームの設置にあたっては、既存の介護サービスを考慮し適正な設置や適格な整備及び運営に向けた意見書を提出するとともに、県との情報連携を強化していきます。 			

◎住宅型有料老人ホーム(特定施設入所者生活介護の指定のないもの)等の物件数及び定員

	現状(令和5年度)	
	物件数	定員
住宅型有料老人ホーム(特定施設入所者生活介護の指定なし)	3件	185人
サービス付高齢者住宅	8件	158人
軽費老人ホーム	2件	100人

(2) 高齢者の交通・安全対策

施策名	① 交通安全対策事業			担当課	市民活動支援課	
●高齢者対象の交通安全教室は要望に応じて開催しています。今後も交通安全啓発活動を中心に行い、高齢者の交通安全意識の浸透及び交通事故防止を図ります。						
指標	実績値			計画値		
高齢者教室開催数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	5	4	9	10	10	10

*令和5年度は見込み値

施策名	② 運転免許証自主返納支援事業			担当課	市民活動支援課	
●高齢者等の交通事故防止及び運転免許証の自主返納制度の普及を目的に、自主的に運転免許証を返納した方に対し、タクシーの回数乗車券を交付します。						
指標	実績値			計画値		
申請者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	238	214	200	200	200	200

*令和5年度は見込み値

施策名	③ 住宅の耐震診断、耐震化の普及			担当課	まちづくり整備課	
●木造住宅の耐震診断及び耐震改修費等に対する補助を実施します。 ●木造住宅の所有者に対して耐震化の促進をするため、戸別訪問等を実施します。 ●広報、ホームページへの掲載により補助制度の周知を行います。						
指標	実績値			計画値		
耐震診断・改修の個別訪問等の件数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	85	198	200	200	200	200

*令和5年度は見込み値

施策名	④ 住宅用火災警報器の設置と維持管理の促進			担当課	消防本部予防課	
●住宅用火災警報器の設置率向上と維持管理の両面から指導を行います。 ●市の講義や訓練指導などで住宅用火災警報器の設置・維持の広報活動を進め、設置率の向上を図ります。						
指標	実績値			計画値		
寝室の火災警報器の設置率(%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	85	86	82	87	88	89

*令和5年度は確定値

施策名	⑤ 公共交通の整備			担当課	企画課	
<p>●本市の地域特性に対応した、持続可能かつ有効な公共交通網の形成を図るため、路線別の利用実態や財政負担の状況などを踏まえて、民営バス、自主運営バス、市営バス、デマンドタクシーの一体的な路線再編や運行の効率化、一体的な路線再編に伴い、市内の移動の利便性向上など、公共交通網の再編を行い、市内全域をカバーする新たな交通システム（AI デマンド交通）を導入します。</p>						
指標	実績値			計画値		
公共交通の利用者数(人)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	23,436	24,497	25,880	23,400	23,400	23,400

*令和5年度は見込み値

(3) 災害・感染症への対策

施策名	① 避難行動要支援者台帳・個別避難計画整備事業(再掲)	担当課	福祉総務課 防災危機管理課
<p>●避難行動要支援者台帳は、これまでどおり毎年更新の上、引き続き区長や民生委員等に配布します。</p> <p>●これに合わせて、本人の同意を得た中で、個別避難計画（確定版）を令和5年度より順次作成し、令和6年度までの作成を目指します。</p>			

施策名	② 災害・感染症に対する備えの確認			担当課	介護保険課	
<p>●全国各地で大規模災害が発生していることを踏まえ、介護事業所で策定している避難計画や業務継続計画（BCP）を運営指導の際に確認します。</p> <p>●従来からの感染症に加え、令和2年には新たな感染症も世界規模で発生したことを踏まえ、介護事業所での感染症発生時の対応マニュアル作成や、職員への研修状況、物資の備蓄等を運営指導の際に確認します。</p>						
指標	実績値			計画値		
介護サービス事業所への災害・感染症に対する備えの確認回数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	21	23	23	19	19	21

*令和5年度は見込み値

施策名	③ 高齢者の熱中症予防対策	担当課	健康づくり課 長寿支援課
<p>●近年、熱中症アラートの発表が頻回にあるなど、高齢者の熱中症リスクが高まっています。熱中症にならないための予防知識の普及や情報提供に努めます。</p> <p>●通いの場や百歳体操の場において、熱中症予防のための情報提供に努めます。</p>			

基本目標 4 権利擁護の充実

施策の方向 1 権利擁護の推進

施策の方向性

高齢者の主体性や尊厳を守り、地域で安心して暮らし続けることができるように、様々な方法で高齢者の人権や財産を擁護するとともに、引き続き権利擁護のための取り組みや制度を周知していきます。

(1) 高齢者の尊厳と権利擁護

施策名	① 権利擁護事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none">● 高齢者の持つ権利を守るため、成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見、消費者被害への対応に向けて関係者と連携を図っていきます。また、必要に応じて虐待の疑いのある高齢者を養護老人ホームへ一時保護します。● 引き続き関係機関との連携を深め、虐待被害の防止に努めます。● 権利擁護についての理解を深めるための研修等を行い、普及啓発を継続的にを行います。			

施策名	② 高齢者虐待防止事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none">● 高齢者に対する虐待発生時の早期発見とスムーズな対応につなげるためのコア会議を開催します。● 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催します。● 引き続き関係機関との連携を図るとともに、高齢者虐待防止マニュアルにより対応します。			

施策名	③ 法人後見支援事業	担当課	福祉総務課
<ul style="list-style-type: none">● 市内で法人後見として受任できる法人は、笛吹市社会福祉協議会のみのため、成年後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めます。● 市民後見人養成講座等の受講を推進することにより、後見人等の役割などに対する関係職員の理解を深めるとともに、専門的な知識の習得に努めます。			

施策名	④ 成年後見制度利用支援事業	担当課	福祉総務課 長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用が必要な人に対し、申立て等の支援を行います。 ●適切な成年後見人を選任できるよう支援します。 ●関係機関との連携を密に行い情報把握をすることで、対象者の状況に応じた制度利用の支援を行います。 			

(2) 老人保護措置事業

施策名	① 老人保護措置事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉法に基づき、家庭環境、経済的な要件等により、社会生活が困難と判断された養護の必要な高齢者を養護老人ホームに入所措置します。 ●引き続き入所申請時の審査を十分に行い、必要な高齢者については入所決定します。また、関係機関との連携を密に行うことで状況を把握し、対象者に適切な対応を行います。 			

◎養護老人ホーム措置入所者数(人)

	現状	見込み		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
措置入所者数	13	16	18	20

施策の方向 2 認知症施策の推進

施策の方向性

令和 5 年度に認知症基本法が制定され、認知症の人を含めたすべての人が尊厳と希望をもって暮らすことができるよう、認知症対策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

認知症への理解促進を進めるとともに、認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、切れ目のない支援が提供できるよう取り組みを進めます。

また、認知症の予防・重度化防止に継続して取り組むとともに、認知症高齢者を介護する家族への支援にも継続して取り組みます。また、地域で認知症になった方を支え、見守る体制づくりの構築を推進します。

(1) 地域や社会の支え合いの体制づくり

施策名	① 認知症サポーター養成講座	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会の中で、自分ができる認知症支援に取り組む人を増やすため、認知症に関する正しい知識を習得し、認知症の人や家族の気持ちを理解できるサポーターを養成します。 ●学校と協力しながら、小中学生や高校生などへのサポーター養成を行う機会を増やし、各世代に応じた内容で、サポーターを養成します。 			

施策名	② キャラバンメイト活動支援	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●キャラバンメイト（認知症サポーター養成講座を企画・開催できる人材）のための研修会や交流会を開催し、市内で活動できるキャラバンメイトをバックアップします。 ●キャラバンメイトが活躍できる場についての情報提供を行います。 			

施策名	③ 認知症高齢者対策事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関や介護事業者、警察などの関係機関と連携し、地域で認知症高齢者を支援する体制を構築します。 ●認知症サポーター養成講座のステップアップ講座を開催し、サポーターが、地域の担い手となる仕組みづくりに取り組みます。（「チームオレンジ」の創設に向けた取り組み） ●徘徊する高齢者の捜索に役立つ物品等の活用を検討し、認知症高齢者が、安心して生活できるよう支援します。 			

施策名	④ 安心安全見守り連絡協議会(再掲)			担当課	福祉総務課	
<ul style="list-style-type: none"> ●安否確認等の活動を行う団体等が、情報交換、情報共有のできる場として、年1回以上の開催を目指します。 ●市民の誰もが、高齢者・子ども・障がい児(者)等への異変に気付き、緊急時に対応できるなど、安心安全な地域づくりが推進されるように努めます。 						
指標	実績値			計画値		
安心安全見守り連絡協議会開催回数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	1	1	1	1	1

*令和5年度は見込み値

施策名	⑤ 認知症について理解を深める啓発			担当課	長寿支援課	
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の人を地域において支援し、支えていくために、取るべき対応の内容や認知症予防の方法がわかる認知症ケアパス(説明書)を改訂し普及します。 ●認知症の人の家族や関係者に、認知症ケアパスを配布し、活用方法を周知します。 ●認知症の人から直接話を聞いたり、意向を確認する機会を設けることで、認知症当事者への理解を深め、施策に生かしていくとともに、地域での理解促進を図ります。 						

(2) 認知症の人と家族に対する支援

施策名	① 認知症初期集中支援事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症初期集中支援チームが、在宅で生活している認知症が疑われる人または対応に苦慮している認知症の人を支援し、必要な医療や介護サービス、介護予防につなげます。 ● 本人や家族が認知症であることに気付かず重症化し、受診や支援につながらないケースが多いことから、認知症について理解を深める取り組みを進めます。 			

施策名	② 認知症地域支援・ケア向上事業	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症地域支援推進員を中心に認知症の実態把握を行い、適切な支援の実施に向けた検討を行います。また、認知症の人の相談先の周知により、早期発見につなげます。 ● 認知症の人と家族の会主催の会を通し、介護者の思いや意見を共有するとともに、認知症と思われる人を持つ家族からの相談がある場合に、認知症の人と家族の会を紹介します。 ● 認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。 ● 認知症の人が早期に認知症であることに気づき、適切に対応できるよう、認知症コールセンターを周知します。 ● 県で設置している若年性疾患センターと連携し、若年性認知症の人への支援を行います。 			

施策名	③ 認知症カフェ事業	担当課	長寿支援課			
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し、集い、情報交換できる場所としての認知症カフェの事業継続をします。 						
指標	実績値			計画値		
認知症カフェ設置数(カ所)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	5	5	5	5

* 令和5年度は見込み値

施策名	④ 一般介護予防教室事業(認知症予防)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者が増えるよう、広く周知します。 ● データの利活用やニーズ把握を実施し、認知症予防につながる事業を展開します。 ● 認知症予防に効果のあるウォーキングや人とのつながりがひろがるスマートフォンの活用方法を学び社会参加する機会が増えるよう教室を開催します。 			

施策名	⑤ 家族介護教室(再掲)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●参加者同士が交流できる場を提供できるようにしていきます。 ●介護者のニーズを把握し、希望に沿った内容を実施できるようにしていきます。 ●介護者が継続的に介護を行うことができるよう、身体の負担を減らす介護方法や、心のストレスを軽減する方法等について学ぶ機会を提供します。 ●男性介護者やダブルケア中の介護者など、介護者の抱える背景等の特性に合わせて、介護者同士の交流により、精神的な負担の軽減を行うことのできる機会を設けます。 			

施策名	⑥ 介護マーク配布事業(再掲)	担当課	長寿支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症や障がい者を介護している人が、買い物や介助の際に周囲から誤解や偏見を持たれることのないよう、介護者に介護マークを配布し、身に付けてもらいます。 ●ニーズは少ないものの、必要としている介護者がいるため継続していきます。 			

基本目標 5 介護保険サービスの充実

第1節 介護保険サービスの充実

要介護または要支援と認定された人が利用できるサービスは下記の通りです。

■介護保険のサービス体系

	介護サービス 【介護給付】	介護予防サービス 【予防給付】
対象	要介護1～5と認定された人が利用できるサービスです。	要支援1・2と認定された人が利用できる介護予防を重視したサービスです。
居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護 ○通所リハビリテーション ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護(医療型ショートステイ) ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入費 ○住宅改修 ○特定施設入居者生活介護 ○居宅介護支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ) ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入費 ○介護予防住宅改修 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防支援
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 	
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護

※サービス量の見込みについては、令和5年度実績データの更新に伴い、修正される可能性があります。

(1) 居宅（介護予防）サービス

居宅（介護予防）サービスは、自宅で生活する人を対象とした介護保険の介護サービスです。高齢者が要介護状態にならないよう、また生活機能の維持・向上を図れるよう、介護保険事業所、介護支援専門員及び長寿包括支援センター（地域包括支援センター）が連携し、一人ひとりの状態に合ったケアプランの作成に向けた支援を行います。

要介護状態になった場合においても、できるだけ自宅での生活が続けられるよう、介護保険事業所と連携を図り、居宅介護サービスの提供基盤の充実に努めます。

介護保険事業所や介護支援専門員との協議を通じて、不足しているサービスの情報を収集するとともに、サービスの質の向上への働きかけを行います。

事業者指定権限のある県に対して、不足しているサービスについては積極的な事業者参入を要請するとともに、近隣市町村と連携し、事業者参入の情報をいち早く入手し、事業者等へ情報提供を行います。

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や、調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	371	370	375	406	410	417	452
実績値	人/月	404	392	395				

*令和5年度は見込み値

②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

介護が必要な人の家庭を訪問し、浴槽搭載の入浴車などから家庭内に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	35	32	31	31	32	33	38
実績値	人/月	32	30	37				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0				

*令和5年度は見込み値

③訪問看護／介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師や保健師が家庭を訪問して、在宅療養上の看護や必要な診療の補助、家族等への指導、助言を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	179	179	180	263	265	270	295
実績値	人／月	180	211	256				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	25	26	27	32	32	32	32
実績値	人／月	34	36	22				

*令和5年度は見込み値

④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活上の自立援助のために必要な機能訓練を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	150	155	155	97	98	98	107
実績値	人／月	133	113	93				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	27	28	29	26	26	26	25
実績値	人／月	29	28	22				

*令和5年度は見込み値

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、在宅療法に関する相談や指導を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	160	158	158	249	252	256	278
実績値	人／月	185	202	240				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	2	2	2	13	13	13	15
実績値	人／月	4	7	13				

*令和5年度は見込み値

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	849	870	879	730	737	747	822
実績値	人／月	755	728	719				

*令和5年度は見込み値

⑦通所リハビリテーション（デイケア）／介護予防通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関に通い、主治医の指示に基づき、心身機能の維持回復と日常生活上の自立援助のために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	156	160	163	184	186	189	205
実績値	人／月	155	166	179				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	49	51	52	63	64	65	67
実績値	人／月	53	56	60				

*令和5年度は見込み値

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどに短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	270	284	289	224	219	222	250
実績値	人／月	232	229	215				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	0	0	0	1	2	2	2
実績値	人／月	2	1	1				

*令和5年度は見込み値

⑨短期入所療養介護（医療型ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護

老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとで、介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	23	23	24	33	35	35	38
実績値	人／月	11	12	32				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人／月	0	0	0				

*老健と病院等の合計で記載

*令和5年度は見込み値

⑩特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームと軽費老人ホーム等（以下、特定施設）に入居している要介護者に対し、特定施設サービス計画介護（施設ケアプランに相当）に沿って、介護サービス・家事援助サービス・生活や健康に関する相談など、要介護者が日常生活を送るにあたって必要な支援を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	37	38	38	31	31	31	34
実績値	人／月	33	28	30				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人／月	0	0	0				

*令和5年度は見込み値

⑪福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

車いす、介護用ベッドなど要介護者の日常生活の自立を助ける用具や福祉機器を貸与するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	1,023	1,028	1,033	1,061	1,073	1,092	1,183
実績値	人／月	1,034	1,037	1,032				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	257	273	280	235	237	239	251
実績値	人／月	255	254	227				

*令和5年度は見込み値

⑫特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄などの福祉用具購入に必要な費用の一部を支給するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	15	14	14	25	25	26	28
実績値	人／月	14	15	24				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	8	9	9	6	6	6	6
実績値	人／月	5	4	5				

*令和5年度は見込み値

⑬住宅改修／介護予防住宅改修

自宅で生活が続けられるように、段差の解消や手すりの取り付けなど住宅の改修に必要な費用の一部を支給するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	5	5	5	11	11	11	12
実績値	人／月	6	5	11				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	7	7	7	4	4	4	4
実績値	人／月	3	3	4				

*令和5年度は見込み値

⑭居宅介護支援／介護予防支援

要介護者等が居宅サービスを適切に受けられるよう、介護支援専門員が、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、介護事業者との連絡・調整等を行います。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	1,616	1,633	1,655	1,636	1,652	1,679	1,820
実績値	人／月	1,556	1,574	1,591				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	301	314	324	288	290	293	306
実績値	人／月	312	307	276				

*令和5年度は見込み値

(2) 施設サービス

施設サービスは、要介護認定で要介護1から5の認定を受けた人が、介護保険法で定められた施設を利用するサービスです。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、施設の利用ニーズは今後さらに高まることが予想されます。また、介護離職の防止に向けて、施設利用の増加が見込まれるため、

事業実態を把握しながら入所待機者の情報収集に努め、必要に応じて事業者指定権限のある県に対して施設整備を要請します。

広域的な利用実態があるため、サービスの質的・量的な水準の向上を目指して、近隣他市町村や県との連携を進めます。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入院治療の必要はないが自宅で生活を継続するのが困難な要介護者に対して、施設サービス計画（施設ケアプラン）に基づき、入浴や排泄、食事、相談など日常生活上の介護、機能訓練などを提供する施設サービスです（要介護3以上）。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	312	312	314	308	317	317	372
実績値	人/月	282	294	308				

*令和5年度は見込み値

②介護老人保健施設（老健）

病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療ケア、機能訓練などを提供する施設サービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	199	199	199	219	220	221	241
実績値	人/月	229	223	205				

*令和5年度は見込み値

③介護医療院

日常的な医療的ケアが必要な重度介護者の受け入れと看取り・終末期ケアの機能と、生活施設としての機能を備える施設サービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	11	22	22	11	11	11	13
実績値	人/月	8	10	11				

*令和5年度は見込み値

(3) 地域密着型（介護予防）サービス

地域密着型（介護予防）サービスは、地域の特性に合ったサービスを地域住民に向けて提供するために、市が指定した事業者によって提供されるサービスです。

整備計画に基づきサービスが提供できるよう、市ホームページ等で事業者を広く募集し、事業者の参入を促します。

事業者の指定にあたっては、公平・公正な仕組みを構築し、より質の高いサービス提供を目指します。

事業の透明性を図る観点から、「笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会」において協議を進めながら、計画目標を超えるサービスは抑制する等、地域の実情に応じた指定を行います。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的、または密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	17	16	17	16	16	26	27
実績値	人/月	14	16	14				

* 令和5年度は見込み値

② 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0				

* 令和5年度は見込み値

③地域密着型通所介護（小規模デイ）

利用定員 18 人以下の通所介護施設で、介護、日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	278	289	294	285	288	293	316
実績値	人/月	284	271	277				

*令和5年度は見込み値

④認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）サービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	3	3	3	2	3	3	3
実績値	人/月	2	1	0				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0				

*令和5年度は見込み値

⑤小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

29人以下が登録し、様態に応じて15人以下が通いや訪問介護、9人以下が泊まりを併用できるサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	53	53	54	41	43	44	48
実績値	人／月	46	49	42				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	2	2	2	5	5	5	6
実績値	人／月	2	2	4				

*令和5年度は見込み値

⑥認知症対応型共同生活介護（グループホーム）／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる住居（グループホーム）を利用するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	117	117	117	119	121	122	135
実績値	人／月	103	112	113				

予防 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人／月	0	0	0	1	1	1	1
実績値	人／月	1	1	1				

*令和5年度は見込み値

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）を利用するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	22	42	42	35	35	35	41
実績値	人/月	17	19	33				

*令和5年度は見込み値

⑧地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム（要介護3以上）を利用するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	163	163	192	165	165	165	181
実績値	人/月	159	165	160				

*令和5年度は見込み値

⑨看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

介護 給付	単位	第8期			第9期			中期
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
計画値	人/月	29	29	58	27	28	29	29
実績値	人/月	28	26	25				

*令和5年度は見込み値

■地域密着型サービスの整備予定

高齢者が、要介護状態になっても住み慣れた地域（自宅）で、いつまでも自分らしい生活を送ることができるようサービスの整備を進めていきます。

本計画期間中には、「在宅介護実態調査」にも今後充実して欲しいサービスとして挙げられていた「いつでもヘルパーの相談や訪問を受けられるサービス」、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1カ所整備します。

今後も、住み慣れた地域を離れずに高齢者がサービスを受けることができるよう、事業所の指定や指導・監督を行っていきます。

サービス	第8期	第9期			第9期終了時点整備数
	R5 年度末の整備状況	R6	R7	R8	R8 末
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	—	1カ所追加	—	2
夜間対応型訪問介護	0	—	—	—	0
地域密着型通所介護	16	—	—	—	16
認知症対応型通所介護	1	—	—	—	1
小規模多機能型居宅介護	3	—	—	—	3
認知症対応型共同生活介護	7	—	—	—	7
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	—	—	—	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6	—	—	—	6
看護小規模多機能型居宅介護	1	—	—	—	1

第2節 地域支援事業の充実

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、地域住民などの様々な主体による多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進するとともに、要支援者の多様なニーズに応える効果的かつ効率的な体制の確立を目指すものです。

■介護予防・生活支援サービス事業（要支援1・2、総合事業該当の要介護認定者）

- ①訪問型サービス（予防）
- ②通所型サービス（予防）
- ③生活支援サービス（配食、見守り等）
- ④介護予防ケアマネジメント（介護予防プラン作成等）

■一般介護予防事業（市の全ての第1号被保険者）

- ⑤介護予防普及啓発事業
- ⑥地域介護予防活動支援事業 など

(2) 包括的支援事業

笛吹市では、地域包括支援センターの業務を担う長寿包括支援センターに配属された専門職の専門知識や技能等を生かしながら、高齢者やその家族への総合的な支援を行っています。

■地域包括支援センターの運営

- ①総合相談支援事業
- ②権利擁護事業（高齢者虐待防止、成年後見制度等）
- ③包括的・継続的ケアマネジメント（再掲）（ケアマネジャーの指導・情報提供）
- ④介護予防ケアマネジメント（再掲）（第1号被保険者の介護予防プラン作成等）

■社会保障充実分

- ⑤在宅医療・介護連携推進事業
- ⑥認知症施策の推進
- ⑦生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター、協議体）
- ⑧地域ケア会議の充実

(3) 任意事業

介護保険事業の運営の安定化及び高齢者の自立した日常生活の支援のために行う事業です。

- ①介護給付費適正化事業（介護事業者の指導、給付費の審査等）
- ②家族介護支援事業（家族介護教室、紙おむつ助成、高齢者見守り等）
- ③その他の事業（認知症サポーター養成、介護サービス 相談員派遣等）

第3節 介護保険料

第1号被保険者の保険料算定の流れは次の通りです。



(1) 給付費の見込み

①介護給付費

介護給付費は、要介護1～5を対象とした介護サービスについて、総費用の1割（または2割、3割）を自己負担、残りを介護保険特別会計から給付するものです。要介護度別のサービス見込み量を踏まえて推計した結果、3年間で約175億円となります。

1. 居宅サービス給付費

単位：給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

	単位	第9期			中期
		6年度	7年度	8年度	22年度
訪問介護	年額	288,121	291,820	297,087	322,142
	回/月	7,095.0	7,182.0	7,314.3	7,916.1
	人/月	406	410	417	452
訪問入浴介護	年額	25,434	26,358	27,267	31,647
	回/月	174.2	180.2	186.5	216.3
	人/月	31	32	33	38
訪問看護	年額	148,527	149,794	152,729	167,577
	回/月	2,009.0	2,023.9	2,063.8	2,261.6
	人/月	263	265	270	295
訪問リハビリテーション	年額	38,905	39,300	39,300	43,110
	回/月	1,093.1	1,102.7	1,102.7	1,209.9
	人/月	97	98	98	107
居宅療養管理指導	年額	23,899	24,228	24,613	26,692
	人/月	249	252	256	278
通所介護	年額	855,242	864,426	877,374	965,560
	回/月	8,650.0	8,733.0	8,858.6	9,750.7
	人/月	730	737	747	822
通所リハビリテーション	年額	156,104	158,168	161,150	173,878
	回/月	1,471.0	1,487.4	1,512.6	1,638.4
	人/月	184	186	189	205
短期入所生活介護	年額	384,974	374,955	380,622	429,970
	日/月	4,049.5	3,951.0	4,009.1	4,518.9
	人/月	224	219	222	250
短期入所療養介護 (老健)	年額	38,029	38,699	38,699	41,989
	日/月	284.0	289.0	289.0	313.9
	人/月	28	29	29	31
短期入所療養介護 (病院等)	年額	12,470	14,957	14,957	17,493
	日/月	121.0	144.4	144.4	169.8
	人/月	5	6	6	7
短期入所療養介護 (介護医療院)	年額	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
福祉用具貸与	年額	159,276	161,254	164,175	178,212
	人/月	1,061	1,073	1,092	1,183
特定福祉用具購入費	年額	8,056	8,056	8,402	8,998
	人/月	25	25	26	28
住宅改修費	年額	8,121	8,121	8,121	8,689
	人/月	11	11	11	12
特定施設入居者生活介護	年額	73,903	73,996	73,996	81,200
	人/月	31	31	31	34
小計(A)	年額	2,221,061	2,234,132	2,268,492	2,497,157

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

2. 地域密着型サービス給付費

単位:給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

	単位	第9期			中期
		6年度	7年度	8年度	22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年額	32,091	32,320	56,726	57,799
	人/月	16	16	26	27
夜間対応型訪問介護	年額	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
地域密着型通所介護	年額	291,165	295,351	300,929	324,600
	回/月	2,947.1	2,982.6	3,036.9	3,272.0
	人/月	285	288	293	316
認知症対応型通所介護	年額	1,078	1,883	1,883	1,883
	回/月	9.0	14.0	14.0	14.0
	人/月	2	3	3	3
小規模多機能型居宅介護	年額	87,150	91,598	93,767	102,978
	人/月	41	43	44	48
認知症対応型共同生活介護	年額	366,964	373,601	376,652	416,970
	人/月	119	121	122	135
地域密着型特定施設入居者生活介護	年額	78,723	78,823	78,823	92,158
	人/月	35	35	35	41
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年額	549,523	550,218	550,218	607,526
	人/月	165	165	165	181
看護小規模多機能型居宅介護	年額	104,655	108,937	112,529	114,865
	人/月	27	28	29	29
小計(B)	年額	1,511,349	1,532,731	1,571,527	1,718,779

3. 施設サービス給付費

単位:給付費(千円)、人数(人)

	単位	第9期			中期
		6年度	7年度	8年度	22年度
介護老人福祉施設	年額	926,329	954,265	954,265	1,119,416
	人/月	308	317	317	372
介護老人保健施設	年額	750,021	754,401	757,832	829,160
	人/月	219	220	221	241
介護医療院	年額	51,967	52,032	52,032	61,572
	人/月	11	11	11	13
小計(C)	年額	1,728,317	1,760,698	1,764,129	2,010,148

4. 居宅介護支援給付費

単位:給付費(千円)、人数(人)

	単位	第9期			中期
		6年度	7年度	8年度	22年度
居宅介護支援	年額	299,776	303,241	308,400	334,479
	人/月	1,636	1,652	1,679	1,820
小計(D)	年額	299,776	303,241	308,400	334,479

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

介護給付費小計

単位:千円

	単位	第9期			中期
		6年度	7年度	8年度	22年度
小計(A) 居宅サービス	年額	2,221,061	2,234,132	2,268,492	2,497,157
小計(B) 地域密着型サービス	年額	1,511,349	1,532,731	1,571,527	1,718,779
小計(C) 施設サービス	年額	1,728,317	1,760,698	1,764,129	2,010,148
小計(D) 居宅介護支援	年額	299,776	303,241	308,400	334,479
小計(E)	年額	5,760,503	5,830,802	5,912,548	6,560,563

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

②介護予防給付費

介護予防給付費は、要支援1～2を対象とした介護予防サービスについて、総費用の1割（または2割、3割）を自己負担、残りを介護保険特別会計から給付するものです。要介護度別のサービス見込み量を踏まえて推計した結果、3年間で約2.8億円となります。

1. 介護予防サービス給付費

単位：給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

	単位	第9期			中期
		6年度	7年度	8年度	22年度
介護予防訪問入浴介護	年額	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年額	9,472	9,484	9,484	9,484
	回/月	153.6	153.6	153.6	153.6
	人/月	32	32	32	32
介護予防訪問リハビリテーション	年額	9,081	9,092	9,092	8,719
	回/月	269.9	269.9	269.9	259.0
	人/月	26	26	26	25
介護予防居宅療養管理指導	年額	1,160	1,162	1,162	1,361
	人/月	13	13	13	15
介護予防通所リハビリテーション	年額	25,114	25,640	26,134	26,663
	人/月	63	64	65	67
介護予防短期入所生活介護	年額	469	938	938	938
	日/月	7.8	15.6	15.6	15.6
	人/月	1	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	年額	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	年額	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	年額	0	0	0	0
	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年額	18,398	18,552	18,707	19,649
	人/月	235	237	239	251
特定介護予防福祉用具購入費	年額	1,931	1,931	1,931	1,931
	人/月	6	6	6	6
介護予防住宅改修費	年額	3,733	3,733	3,733	3,733
	人/月	4	4	4	4
介護予防特定施設入居者生活介護	年額	2,205	2,208	2,208	2,208
	人/月	2	2	2	2
小計(F)	年額	71,563	72,740	73,389	74,686

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

2. 地域密着型介護予防サービス給付費

単位:給付費(千円)、回数(回)、人数(人)

	単位	第9期			中期
		6年度	7年度	8年度	22年度
介護予防認知症対応型通所介護	年額	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	年額	3,124	3,128	3,128	3,632
	人/月	5	5	5	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	年額	2,447	2,450	2,450	2,450
	人/月	1	1	1	1
小計(G)	年額	5,571	5,578	5,578	6,082

3. 介護予防支援給付費

単位:給付費(千円)、人数(人)

	単位	第9期			中期
		6年度	7年度	8年度	22年度
介護予防支援	年額	15,818	15,948	16,113	16,828
	人/月	288	290	293	306
小計(H)	年額	15,818	15,948	16,113	16,828

予防給付費小計

単位:千円

	単位	第9期			中期
		6年度	7年度	8年度	22年度
小計(F) 介護予防サービス	年額	71,563	72,740	73,389	74,686
小計(G) 地域密着型介護予防サービス	年額	5,571	5,578	5,578	6,082
小計(H) 介護予防支援	年額	15,818	15,948	16,113	16,828
小計(I)	年額	92,952	94,266	95,080	97,596

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

③標準給付費

介護給付費及び予防給付費の合計に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料をあわせた標準給付費を試算すると、次のようになります。

単位:千円

	単位	第9期			中期
		6年度	7年度	8年度	22年度
総給付費	年額	5,853,455	5,925,068	6,007,628	6,658,159
小計(E) 介護給付費	年額	5,760,503	5,830,802	5,912,548	6,560,563
小計(I) 予防給付費	年額	92,952	94,266	95,080	97,596
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	年額	272,615	274,857	277,413	303,093
特定入所者介護サービス費等給付額	年額	268,820	270,688	273,206	303,096
見直しに伴う財政影響額	年額	3,795	4,169	4,207	0
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	年額	160,167	161,770	163,336	173,495
高額介護サービス費等給付額	年額	157,689	159,037	160,571	173,495
見直しに伴う財政影響額	年額	2,479	2,733	2,765	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	年額	17,910	18,447	19,000	18,858
算定対象審査支払手数料	年額	6,805	6,852	6,916	7,673
小計(K)	年額	6,310,952	6,386,994	6,474,294	7,161,277

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

④地域支援事業費

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業に係る費用の試算については次のようになります。

単位:千円

	第9期			中期
	6年度	7年度	8年度	22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	165,865	173,732	184,304	147,803
訪問介護相当サービス	21,854	22,275	22,695	18,540
訪問型サービスA	5,541	5,873	6,343	4,701
通所介護相当サービス	102,102	108,228	116,886	86,617
通所型サービスA	1,468	1,556	1,680	1,245
通所型サービスB	300	300	300	300
通所型サービスC	2,200	2,400	2,600	2,600
介護予防ケアマネジメント	17,000	17,500	18,000	18,000
介護予防普及啓発事業	3,300	3,500	3,700	3,700
地域介護予防活動支援事業	12,000	12,000	12,000	12,000
地域リハビリテーション活動支援事業	100	100	100	100
包括的支援事業	178,779	179,493	180,224	180,224
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	149,038	149,038	149,038	149,038
任意事業	16,448	16,764	17,080	17,080
包括的支援事業(社会保障充実分)	13,293	13,691	14,106	14,106
在宅医療・介護連携推進事業	3,519	3,870	4,218	4,218
生活支援体制整備事業	8,000	8,000	8,000	8,000
認知症初期集中支援推進事業	416	441	476	476
認知症地域支援・ケア向上事業	979	979	979	979
地域ケア会議推進事業	379	401	433	433
地域支援事業費計(L)	344,643	353,225	364,530	328,027

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

⑤介護保険事業費の総費用

①～④の費用の合計となる介護保険事業費の総費用は次のようになります。

単位:千円

	第9期			中期
	6年度	7年度	8年度	22年度
標準給付費(K)	6,310,952	6,386,994	6,474,294	7,161,277
地域支援事業費(L)	344,643	353,225	364,530	328,027
合計	6,655,595	6,740,219	6,838,824	7,489,304

※単位未満四捨五入のため、数値が一致しない場合があります。

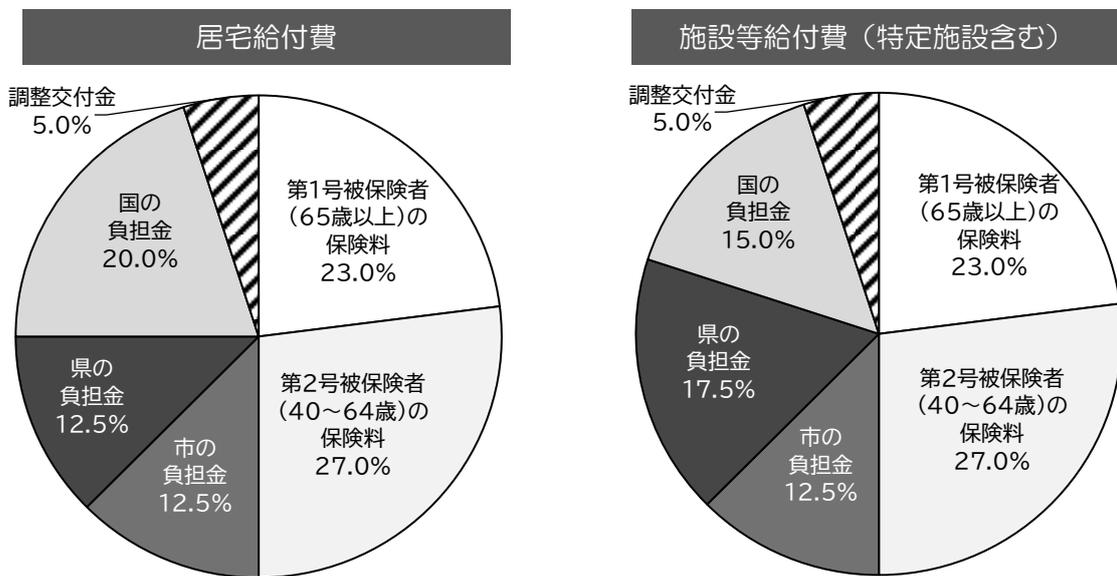
(2) 第9期介護保険料

介護保険を利用した場合、費用の1割（または2割、3割）を利用者が負担し、残り（介護給付費）は、介護保険財源により賄われることとなっています。

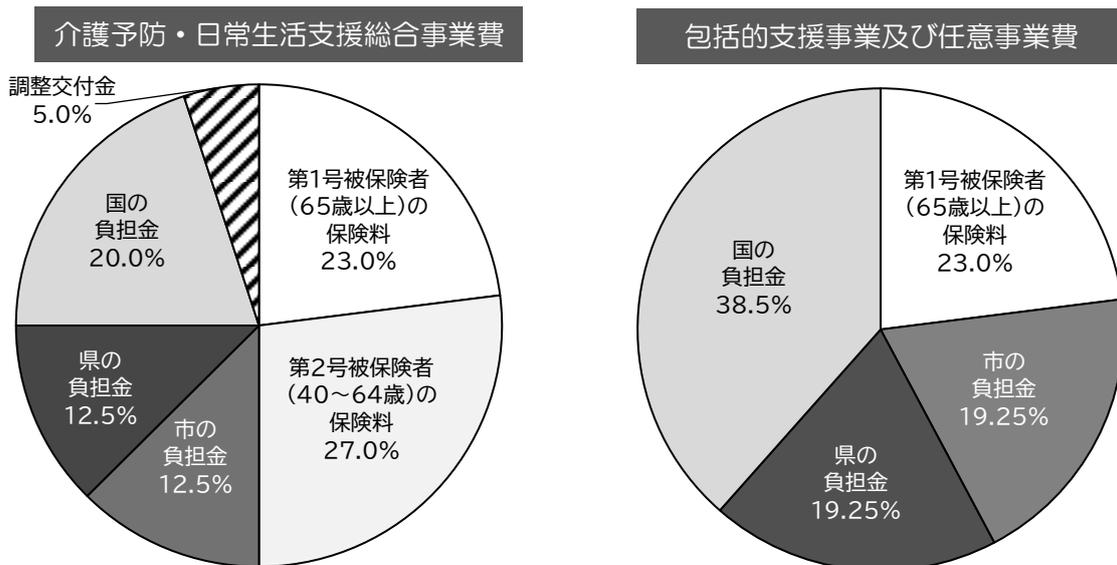
介護給付費は、被保険者の保険料と公費で50%ずつ負担することとなります。公費分は、国、都道府県、市町村がそれぞれ分担して負担し、保険料分は第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。

また、後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間で保険料に格差が生じないように、調整交付金が設けられています。

■標準給付費の財政内訳



■地域支援事業費の財政内訳



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

介護保険給付費等や地域支援事業費の 23%について、第 1 号被保険者がその所得段階に応じて、定額保険料として負担することになります。介護保険事業にかかる給付費及び被保険者数等を基に計算した、第 1 号被保険者の保険料は次の通りです。

第9期保険料基準額:月額 6,000 円(年額 72,000 円)

■所得段階別の保険料

所得段階	対象者	負担割合	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者 本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が 80 万円以下の者	0.285	20,520	1,710
第2段階	本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の者	0.485	34,920	2,910
第3段階	本人及び世帯全員が市民税世帯非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が 120 万円超の者	0.685	49,320	4,110
第4段階	本人が市民税非課税の者のうち、課税年金収入額+合計所得金額が 80 万円以下で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	0.9	64,800	5,400
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税の者のうち、課税年金収入額+合計所得金額が 80 万円超で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	1.0	72,000	6,000
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 120 万円未満の者	1.2	86,400	7,200
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の者	1.3	93,600	7,800
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の者	1.5	108,000	9,000
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 320 万円以上420 万円未満の者	1.7	122,400	10,200
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 420 万円以上520 万円未満の者	1.8	129,600	10,800
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 520 万円以上620 万円未満の者	1.88	135,360	11,280
第12段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 620 万円以上720 万円未満の者	1.89	136,080	11,340
第13段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 720 万円以上の者	1.9	136,800	11,400

(3) 低所得者への配慮

介護保険制度のもとで、低所得者が介護サービスを円滑に利用できるよう、種々の配慮が制度上織り込まれています。

◆保険料について

○第1号保険料の低所得者軽減強化(介護保険法施行令第38条)

所得段階第1段階から第3段階の保険料月額を、基準額に対してそれぞれ公費を充てることで軽減しています。

対象となる所得段階	保険料(年額)	保険料基準額に対する保険料率
第1段階	32,760⇒20,520	0.455⇒0.285
第2段階	49,320⇒34,920	0.685⇒0.485
第3段階	49,680⇒49,320	0.690⇒0.685

○段階による保険料率の設定の弾力化(笛吹市介護保険条例第2条)

保険料の金額を決める所得段階の設定を、低所得者へ配慮し、第8期の11段階から第9期は13段階へと細分化し、負担割合を変更しています。

○一時的な保険料の徴収猶予・減免(笛吹市介護保険条例第10条・第11条)

次の事情等により、一時的に負担能力が低下した場合に、保険料の減免、徴収猶予を行います。

- ①災害を受けた場合
- ②生計維持者が死亡、長期入院等により収入が著しく減少した場合
- ③生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、失業等により著しく減少した場合

○納付困難者に対する保険料減免(笛吹市介護保険条例第11条)

介護保険料の納付が困難な人は減免制度があります。次の全てに該当する人が対象です。

- ①住民税世帯非課税の人
- ②前年度収入金額の合計が120万円以下の人
(世帯2人の場合を基準として、3人以上は世帯員1人につき35万円を加算した額)
- ③住民税課税者に扶養されていない人
(税法上の扶養親族、健康保険等の被扶養者、給与計算上の扶養親族になっていない人)
- ④世帯全員の預貯金等の合計が350万円以下の人
- ⑤世帯全員が居住用資産以外に処分できる資産を持っていない人

◆利用料について

○社会福祉法人等介護保険利用者負担額の軽減

(社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱)

社会福祉法人等が提供する介護給付サービス等について、これを利用した際の利用者負担額を軽減し、利用の促進を図ります。

○利用料の特例(介護保険法第50条)

次の特別な事情により、在宅介護サービス費等の1割負担が困難と認められた要介護者等に対し、介護保険給付率について9割を超え10割以下の割合に引き上げます。

- ①災害を受けた場合
- ②生計維持者が死亡、長期入院等により収入が著しく減少した場合
- ③生計維持者の収入が、事業または業務の休廃止、失業等により著しく減少した場合

第4節 適正な保険給付の実施（笛吹市介護保険適正化計画）

施策の方向性

持続可能な介護保険制度の維持のためにも、介護給付適正化に関する主要3事業の実施を中心に、利用者本位の適切なサービスの確保と給付の適正な運用を図ります。なお、本節を笛吹市介護保険適正化計画と位置付けます。

（1）保険給付及び要介護認定審査の適正化

施策名	① 給付費適正化事業			担当課	介護保険課	
<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険サービスの受給資格、給付内容及びケアプラン等の内容を一体的に確認するとともに介護事業者への指導・助言と利用者への通知等に取り組むことで、利用者本位の適切なサービスの確保と給付の適正な運用を図ります。 ●利用者主体の介護保険サービス利用のために、ケアプラン（アセスメント・課題分析の作成の過程）が重要になるため、介護支援専門員の気づき、ケースの課題について一緒に考える場としてケアプラン点検実施します。 ●事務負担の軽減や効率化に向けて、国保連合会の介護給付適正化システムを活用し、効果的に点検を実施します。 ●主要3事業の取組状況については、市のホームページ等を通じて公表します。 <p>【主要3事業】要介護認定の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検</p>						
指標	実績値			計画値		
ケアプランの点検件数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	19	15	16	14	14	14
住宅改修申請の現地確認実施件数(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	1	5	5	5	5
介護サービス事業者への運営指導回数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	21	23	23	19	19	21

*令和5年度は見込み値

施策名	② 介護サービス相談員派遣事業			担当課	介護保険課	
<ul style="list-style-type: none"> ●市が委嘱している介護相談員が、介護サービス施設・事業所に出向き、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをすることにより、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげます。 ●事業所の声を聴く場として、介護相談員と事業所との情報交換会を開催していきます。 						

施策名	③要介護認定調査事業			担当課	介護保険課	
<ul style="list-style-type: none"> ●要介護認定を申請した人に対して、認定調査員が自宅を訪問し、心身の様子や行動などについて聞き取り調査を行い、要介護度を決定するために必要な調査票作成のための訪問調査を実施します。 ●認定調査員は、公平・公正かつ適切な認定調査の実施が行えるよう、定期的に研修を受講し、資質向上に努めます。 						
指標	実績値			計画値		
認定調査員対象の研修受講回数(回)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	1	1	1	1	1

*令和5年度は見込み値

施策名	④介護認定審査会事業			担当課	介護保険課	
<ul style="list-style-type: none"> ●認定調査とコンピューターによる1次判定・主治医の意見書を踏まえ、要介護度・有効期間を判断するための審査会を実施します。 ●認定調査員や関係機関と連携を図り、迅速な認定判定を進めます。 						

(2) 介護保険制度の周知

介護保険制度の理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。市民に対する制度の普及啓発として、市ホームページや広報紙への掲載、本計画ダイジェスト版の配布、保険料通知の送付等、多様な媒体を活用して制度の意義や仕組みの普及啓発に努めます。また、利用者の適切なサービス選択を支援するため、介護事業者に関する情報を迅速かつ正確に提供していきます。

(3) 介護人材確保に向けた取り組み

今後さらに高齢化が進み、介護医療、生活支援、認知症対策などのニーズはますます増えていくと予測されます。そのような中、介護分野で働く専門職の人材確保に向けた取り組みを検討していきます。

広域的な取り組みを実施している山梨県福祉総合支援センターや関係機関の取り組みを情報発信し、それらの活用を勧めていきます。

福祉・介護について理解を促進するための体験型・参加型イベントなど、介護の魅力を感じてもらえる場を介護保険事業所と連携し開催していきます。

(4) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

① 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢者の自立支援や重度化防止の取組の推進のため、市町村の保険者機能強化の仕組みが導入されています。

各市町村が地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組についての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取組についての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行います。

本市では、第8期計画期間の実績及び評価結果（インセンティブ等）について、介護保険運営協議会において報告するほか、市ホームページにおいて公表します。

② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等

高齢者の心身の多様な課題に対するきめ細かな支援に向けて、後期高齢者の保健事業については、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施する体制が整えられました。

今後は、保健・医療部門との連携を図りながら、高齢者の疾病の重症化予防と、介護予防の一体的な実施を「通いの場」などを活用しながら取り組みます。

③ リハビリテーション指標の設定

本市では、要介護・要支援者が必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する維持期（生活期）リハビリテーションへ、切れ目ないサービス提供体制の構築を目指します。

第9期計画においては、次のとおり目標を設定し、進捗管理を行うとともに、必要に応じて取組の見直しを行います。

■リハビリテーション関連施設数

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション事業所数	6	6	6	6	6	6
通所リハビリテーション事業所数	7	7	7	7	7	7
介護老人保健施設数	3	3	3	3	3	3

※介護保険における介護サービス提供施設や事業所の物的資源、人的資源、地域の状態像等を表す指標。

※事業所数は、年度中に1回以上サービス提供実績のある市内の施設・事業所数。

■施設利用率

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション利用率	4.99	4.40	3.73	3.63	3.62	3.59
通所リハビリテーション利用率	6.40	6.89	6.81	7.28	7.31	7.35
介護老人保健施設利用率	7.04	6.94	6.55	6.46	6.43	6.40

※介護サービス提供施設や居宅介護支援事業所との連携、事業所の活動や、事業所や施設間の連携体制を測る指標。
 ※「利用率」は、サービス受給者の最新月までの総和を認定者数で除した後、当該年度の月数で除した数。

※令和5年度は見込み値。

④ 保険者機能強化推進交付金等の活用

保険者機能強化推進交付金は、各保険者が実施する自立支援・重度化防止の取組を評価し、国で設定した評価指標の達成状況に応じ配分されるものです。交付金は、地域支援事業等における第1号被保険者保険料負担分に充当することとされています。

第9期計画期中においては、これら交付金等を活用し、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進します。

⑤ 自立支援及び重度化防止等施策の目標設定と達成状況の評価

第9期計画においては、次のとおり目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた施策・事業の見直しを行います。

■高齢者の自立支援及び重度化防止に関する目標

指標	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
100歳体操、通いの場又は通所B等団体数(団体) 【再掲】	44	46	48	50	52	54
地域ケア会議等における個別事例の検討数(件) 【再掲】	32	38	40	40	40	40

※令和5年度は見込み値

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現に向けて、行政のみならず、市民や介護事業者、関係団体等との協働・連携により推進します。

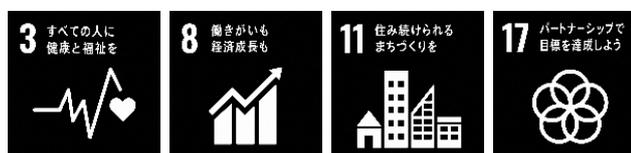
特に、社会福祉協議会をはじめ、地域活動団体、NPO、ボランティア活動団体等、地域福祉に関わる多様な団体・機関との連携が重要となります。今後は、活動への支援をはじめ、人材の発掘等の支援を行っていきます。また、地域包括支援センター（長寿包括支援センター）を中心としたネットワーク整備が重要となるため、「笛吹市地域包括支援センター運営協議会」をはじめとした協議の場を通じて地域包括支援センター（長寿包括支援センター）の機能強化を図るとともに、関係機関、庁内関係課等による協議の場を設け、笛吹市の実情に応じた地域包括ケア体制の深化・推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画のうち、介護保険事業計画については、進捗状況や達成状況を毎年度「笛吹市介護保険運営協議会」に報告し、検証していきます。また、地域包括ケア「見える化」システムを活用し他の保険者と比較すること等により、笛吹市及び日常生活圏域ごとの特徴、課題を把握し、計画や目標の見直しに反映していきます。なお、国、山梨県等との連携を図り、法律や制度の改正等に柔軟に対応していきます。また、計画を円滑に推進していくためには、市民の理解と協力が不可欠です。そのため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなど、市民が活用しやすい媒体や座談会を利用して本計画の周知を図るとともに、市役所や図書館、市の公共施設に手に取りやすい形で計画書を配置します。また、本計画の達成状況等について、情報公開を積極的に進めます。

3 SDGsの推進

SDGs（Sustainable・Development・Goals・持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴールと169のターゲットから構成されており、世界各国の共通目標となっています。本計画においても、第二次笛吹市総合計画で定めたSDGsの目標を念頭に、市民・団体・事業者など、多様な主体と連携・協働しながら、SDGsの目標達成につなげるまちづくりに取り組みます。なお、本計画と関連する主な目標は次のとおりです。



資料編

- 1 笛吹市介護保険運営協議会規則
- 2 笛吹市介護保険運営協議会委員名簿
- 3 策定経過
- 4 用語集

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和6年1月11日提出	
件名	笛吹市学校教育ビジョンの改訂について	部局名	教育委員会
概要	<p>本市では、平成20年度に、学校教育の指針及び教育行政の施策の基本となるものとして「笛吹市学校教育ビジョン」を策定した。</p> <p>学校教育ビジョンは、児童生徒を取り巻く社会情勢や教育環境、教育施策等が変化することを踏まえ、5年ごとに見直しを行うこととしており、平成26年3月に1回目の、平成31年3月に2回目の改訂を行った。</p> <p>前回の改訂から5年目となる今年度は、教育長や校長会の代表等で構成する笛吹市学校教育ビジョン改訂委員会を設置し、改訂内容の検討を行ってきた。改訂委員会におけるこれまでの検討内容と、市の教育や文化等の振興に関する方針等を定める笛吹市教育大綱の大綱案(現在、策定作業中)の内容を踏まえ、改訂案がまとまったため、内容を協議したい。</p>		
経過	<p>令和5年6月～12月</p> <p>2回の改訂委員会と7回のワーキンググループを開催し、内容を検討</p> <p>令和5年11月21日(火)～12月8日(金)</p> <p>市内小中学校に改訂案を提示し、各校からの意見を集約</p> <p>令和5年7月～12月 定例教育委員会内で経過報告、概要確認</p>		
問題課題			
対応策	<p>今後のスケジュールは次のとおり。</p> <p>令和6年1月12日(金)～2月9日(金) パブリックコメントを実施</p> <p>令和6年1月23日(火) 市議会全員協議会で改訂案を説明</p> <p>令和6年2月5日(月) 定例教育委員会で状況報告</p> <p>令和6年3月 冊子作成、配布予定</p>		
協議結果	【協議事項了】		

笛吹市学校教育ビジョン(案)

2024(令和6)年3月改訂

心豊かで 優しさあふれる ふえふきの子

「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成

人やふるさとを大切にする子どもの育成

笛吹市教育委員会

笛吹市学校教育ビジョン 2024(令和6)年改訂 の構成

I 学校教育ビジョン改訂のあらまし (P.5～)

- 1 ビジョンの趣旨
- 2 改訂の必要性
- 3 ビジョンの対象
- 4 SDGsとの関係

II 学校をとりまく現状 (P.7～)

- 1 国の教育施策の動向
- 2 笛吹市の学校教育における現状と課題
 - 学力調査からみた学力について
 - 自己肯定感・自己有用感について
 - 新体力テストからみた体力について
 - 学習習慣について
 - 基本的生活習慣について
 - 情報モラル・情報活用能力について
 - 特別支援教育について
 - 不登校について
 - いじめについて
 - 教職員の働き方改革について
 - やまなし教員等育成指標に基づく教員の育成について
 - 安全・安心な学校について

III 笛吹市の学校教育の基本理念 (P.15～)

- 1 基本的な考え方(理念)
 - 「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成
 - 人やふるさとを大切にする子どもの育成
- 2 めざす子ども像
- 3 基本目標

笛吹市学校教育ビジョン体系図

IV 笛吹市の学校教育の基本方針と具体的施策 (P.18～)

- 1 基本方針
- 2 具体的な施策

基本方針1 「確かな学力」の育成と学びを深める教育

- (1) 子どもの資質・能力を育む教育
- (2) 一人一人の子どもに応じた教育
- (3) 持続可能な社会の創り手を育む教育
- (4) 超スマート社会 (Society 5.0) に対応した教育

基本方針2 しなやかな心と丈夫な体をつくる教育

- (1) 心豊かな人間性、生き方を学ぶ教育
- (2) 不登校児童生徒及びいじめへの対応
- (3) 食と健康の実践力を育む教育

基本方針3 ゆたかな成長を支える教育環境の充実

- (1) 教職員の資質・能力の向上
- (2) 開かれた学校づくり
- (3) 安全・安心な学校づくり

笛吹市のシンボル

市の木



もも

市の鳥



オオルリ

市の花



バラ

2005 (平成 17) 年 9 月 28 日「笛吹こども議会」にて決定

笛吹市学校教育ビジョン 2024（令和6）年改訂

「桃・ぶどう日本一と温泉の郷」「甲斐国千年の都」 笛吹市

笛吹市は、豊かな自然や歴史・文化に育まれたまちです。2018（平成30）年3月には、第二次笛吹市総合計画を策定し、計画の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」と定め、本市に住む誰もが、心豊かに優しい気持ちで、安心して暮らすことができるまちづくりを進めています。

また、令和4年7月には、峡東地域（笛吹市、山梨市、甲州市）の「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」が「世界農業遺産」の認定を受けました。

原始・古代から人々はこの地に暮らし、遠くに南アルプスの山々、眼下に甲府盆地を眺め、様々なことに思いをはせてきました。本市に生まれ育った者にとって、この景色こそが心のふるさと＝原風景になっています。



どの子にも涼しく風の吹く日かな 飯田龍太

教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりでもあります。本市の将来を担う子どもたちは、まちの宝であり財産でもあります。子どもたち一人一人の個性が輝き、「笛吹市に生まれ、育ってよかった。」と思えるような本市の教育を築き上げていきたいと考えています。

本市が生んだ俳人飯田龍太の句は、まさに本市の教育の原点でもあります。

2008（平成20年）9月、笛吹市教育委員会は、学校教育の指針となる『笛吹市学校教育ビジョン』を策定し、これに基づいた様々な施策を行ってきました。

本改訂では、学校教育をとりまく現状をもう一度分析することからはじめ、具体的施策を見直しました。持続可能な社会の創り手を育む教育、いじめ・不登校対策や防災・安全教育の充実、超スマート社会に対応したICTの活用など、学校教育における今日的課題への対応を考慮しました。

本ビジョンに基づいた笛吹市独自の学校教育を展開してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

2024（令和6）年3月

I 学校教育ビジョン改訂のあらまし

1 ビジョンの趣旨

—— 教育は「人づくり」 ——

時代が変わり、子どもたちを取り巻く社会がどのように変化しようとも、変わらないものがあります。それは「教育は人づくりである」ということです。学校教育は、「人づくり」のほんの一部分を担っているにすぎませんが、学校教育に携わる教職員は教育の専門家として、保護者や地域は子育ての責任者として、「人づくり」に最大限の努力をしていかなければなりません。

—— 学校と家庭、地域・教育関係機関がひとつになって ——

今、学校現場は様々な課題に直面しています。子ども、保護者、地域を取り巻く環境が変化する中で、現在の実態に合った、一人一人のニーズに応じたきめ細かな対応をしていかなければなりません。そして学校は、大変な多忙化の中にあいながらも、日々の授業はもちろんのこと、教育研究や学校・学年・学級経営を中核に、児童生徒に、知・徳・体のバランスのとれた力を育めるよう努力を続けています。

そのような中、教育課題にきめ細かな対応が求められ、子どもや保護者、同僚との人間関係に悩む教師もあり、今こそ、学校と保護者、地域・教育関係機関が相互理解のもと、心をひとつにして教育に当たる必要があります。そのためにはこれらの間の連携なくしてよりよい教育ができるはずがありません。

すべての大人は、子どもの教育を学校任せにするのではなく、地域の子どもを学校と共に、責任をもって育てていくことが大切です。

—— 学校とは ——

子どもたちにとって学校とはどんな場でしょう。夢や目標があり、友達や教師と語り合い、共に成長していくことに喜びを感じられる場になっているでしょうか。学び合い、時には友達とぶつかり、様々な経験を積みながら、一人の完成された人格へと成長していくための学びの場でありたいものです。

笛吹市学校教育ビジョン（以下「ビジョン」という）は、2008（平成20）年『第一次笛吹市総合計画』を受け、これからの本市の学校教育の指針として、また、教育行政の施策の基本となるものとして策定されました。

ビジョンは、今日的な教育課題、子どもたちや学校教育の現状、家庭や地域社会の変化などを踏まえ、本市らしい学校教育のあり方（理念）や方向性を示したものです。ビジョンを受けて、それを具現化していくためには、各校の校長が実態に即した学校経営方針をつくり、計画－実践－評価－改善のサイクルで教育活動の充実を図っていくことが大切です。また、家庭や地域とビジョンを共有し、連携・協働しながら一体となって具現化していく必要があります。

2 改訂の必要性

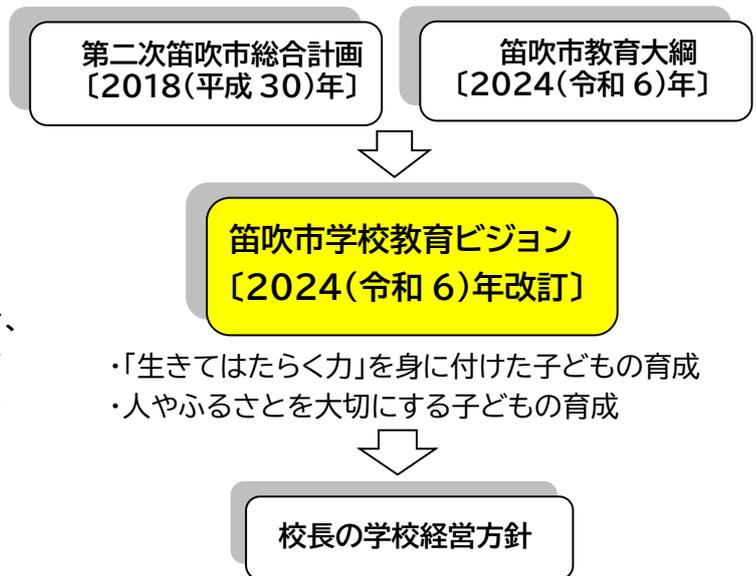
ビジョンは、5年ごとに見直していく計画で策定されました。それは、教育の不易の部分（理念）は変わらないものの、社会情勢や教育環境、教育施策、そして子どもたちの実態が目まぐるしく変化しているからです。

ビジョン策定から10年が経過した2019（平成31）年には、『第二次笛吹市総合計画』の策定を受けて、各校の学校経営の指針となるように改訂しました。

今回は、2024（令和6）年に策定される『笛吹市教育大綱』の進捗状況を踏まえ、2018（平成30）年に策定された『第二次笛吹市総合計画』との整合性を図るとともに、国の学習指導要領の改訂や第4期教育振興基本計画の策定及び県の山梨県教育振興基本計画の策定に向けた進捗状況を踏まえて改訂しました。

今後も、ビジョンが示す具体的な施策の計画的な推進と行政評価の実施により、新たな教育課題に対応したものに改訂していく必要があります。各校では、教育目標から具体的な実践まで、教職員、保護者、児童生徒が振り返る中で成果と課題を明らかにし、その改善に向けた取組を行っています。

この学校評価とビジョンの評価とを連動させ、各校の教育活動の改善に向けた取組に反映させることで、ビジョンがますます実効性のあるものになっていくものと考えます。



3 ビジョンの対象

ビジョンの対象とする範囲は、市内小中学校の児童生徒とします。ただし、教育の広がりや課題に対する原因や改善などを考えると、具体的施策面では就学前の子どもの教育や、高校との連携、さらに家庭や地域・教育関係機関との連携の在り方にまでふれていかなければなりません。

4 SDGs (※) との関係

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて取り組むことが、SDGs 達成に資するものであるという考えの下、「笛吹市 SDGs 推進方針」を定めて取組を進めており、各個別計画においても SDGs 要素の反映に努めることとしています。

そこで、本ビジョンにおいても、将来にわたり持続可能な社会の創り手の育成をめざし、具体的な施策ごとに関係する SDGs の目標を示し、SDGs の達成に向けて取組を推進していきます。

《SDGs の 17 の目標》



※SDGs : 「Sustainable Development Goals」の略で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された令和 12 (2030) 年までの長期的な指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会の共通目標。SDGs は持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されている。

Ⅱ 学校教育をとりまく現状

1 国の教育施策の動向

○小学校・中学校学習指導要領の改訂

2017(平成 29)年 3 月に告示された学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

今回の改定では、各教科等で子どもたちに育む資質・能力を①生きて働く「知識・技能」、②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の 3 つの柱として整理されました。これらの資質・能力を育むために、「主体的・対話的で深い学び」を通じた授業改善を図りながら、子どもたちの姿や地域の実情等をふまえて、教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく「カリキュラム・マネジメント」の推進が求められています。



《新学習指導要領の全面実施と学習評価の改善について(令和 3 年 文部科学省)》

○「令和の日本型学校教育」の構築 [2021(令和 3)年 1 月 答申]

2021(令和 3)年 1 月に、中央教育審議会より「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～が示されました。この答申では、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、子どもたちの資質・能力を確実に育成するためには、新学習指導要領の着実な実施が重要であることが示されています。また、再認識された学校の役割や課題をふまえ、2020 年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とされました。ここでは、ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型教育」において重視されてきた「協働的な学び」とを一体的に充実することをめざしています。

【2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿】

①個別最適な学び

- ◆新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- ◆GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要
- ◆その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む

②協働的な学び

- ◆「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す

それぞれの学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

≪「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【概要】(令和3年 中央教育審議会)≫

○第4期教育振興基本計画 [2023(令和5)年6月 閣議決定]

2023(令和5)年6月に、閣議決定された「第4期教育振興計画は、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上」の二つのコンセプトを掲げ、5つの基本的方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標を示しています。

※ウェルビーイング…身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

≪5つの基本的方針≫

- ① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ② 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

教育振興基本計画は、将来の予測が困難な時代において教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべき総合計画です。

新たな教育振興基本計画【概要】(令和5年度～9年度)

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標(不易)の実現のための、社会や時代の変化への対応(流行)

【社会の現状や変化】

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す「羅針盤」となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う

・新型コロナウイルス感染症の拡大 ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化 ・VUCAの時代(変動性、不確実性、複雑性、曖昧性) ・少子化・人口減少や高齢化
 ・グローバル化・地球規模課題 ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン(脱炭素) ・共生社会・社会的包摂 ・精神的豊かさの重視(ウェルビーイング) ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

・(初等中等教育) 国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
 ・(高等教育) 教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
 ・(学校段階横断) 教育負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加
 ・学校の長時間勤務や教師不足 ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
 ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷 ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが**社会の創り手**となり、課題解決などを通じて、**持続可能な社会**を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けて**イノベーション**につなげる取組や、一人一人の**生産性向上**等による、**活力ある社会の実現**に向けて「**人への投資**」が必要
- ・**Society5.0**で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング(※)の向上

- ・多様な個人それぞれが**幸せや生きがい**を感じるとともに、**地域や社会が幸せや豊かさ**を感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域での**つながり**、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、**協調的幸福と獲得的幸福のバランス**を重視
- ・**日本発の調和と協調(Balance and Harmony)**に基づくウェルビーイングを発信

≪新たな教育振興基本計画【概要】(令和5年 文部科学省)≫

2 笛吹市の学校教育における現状と課題

■学力調査からみた学力について

全国学力・学習状況調査の結果から本市の状況をみると、年度によって平均正答率のばらつきはありますが、概ね全国の正答率に対して±10ポイント以内で推移していることから、全国とほぼ同等の学力ととらえています。これは、県学力把握調査においても、ほぼ同様の傾向にあります。

本市の結果を分析すると、ここ数年、複数の資料を総合的に読み取って自分の考えを記述する等、表現する力の育成が課題となっています。この課題改善に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が不可欠となります。個別最適な学びや協働的な学びを、ICTを活用する中で、学校教育活動全般を通して行っていく必要があります。各学校が自校の調査結果とその分析を行うとともに、問題を発見し、他と交流しながら、自分の意見をまとめていくような、学習者主体の授業へ授業改善を進めていく必要があります。

■自己肯定感・自己有用感について

内閣府から出された、2019(令和元)年度版「子ども・若者白書」を見ると、日本の若者のうち、自分自身に満足している者の割合は5割弱、自分には長所があると思っている者の割合は6割強であり、調査を行った諸外国(韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン)と比べると最も低いことが明らかになっています。

全国学力・学習状況調査の質問項目、「自分にはよいところがあると思いますか。」「[表1]」、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか。」「[表2]」において、肯定的に答えている本市の児童生徒の割合は、小学生、中学生ともに全国や県とほぼ同等なことがわかります。また、経年で比較すると、中学生の肯定的な回答が増えていることがわかります。

今後、さらに自己肯定感(※1)・自己有用感(※2)を高めていくためには、児童生徒による自主創造的な活動や集団づくりの充実が求められます。また、他者への肯定的な評価も自己有用感や自己肯定感の獲得につながると考えます。他者とのかわりの中で、互いのちがいやよさに気づき、認め合うことのできる人間関係の構築を行うことが大切です。

※1 自己肯定感:ありのままの自分を肯定する感覚のこと

※2 自分と他者との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価

【表1】 質問：(自分には、よいところがあると思いますか) (%)

全国を基準とした山梨県と笛吹市の比較

	小6									中3								
	平成25年			平成30年			令和5年			平成25年			平成30年			令和4年		
	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国
当てはまる	37.5	34.5	34.5	40.2	43.6	41.2	41.7	42.4	42.6	21.5	25.5	23.4	30.2	39.8	33.7	36.0	39.9	37.2
どちらかといえば、当てはまる	43.6	43.1	41.2	45.7	42.5	42.8	45.6	42.6	40.9	41.7	46.7	43.0	47.6	44.1	45.1	43.3	42.7	42.8
どちらかといえば、当てはまらない	15.0	16.3	16.9	11.0	10.7	11.6	9.3	10.8	11.4	25.0	20.5	23.8	15.2	12.6	15.2	14.3	13.5	14.3
当てはまらない	3.7	6.0	7.3	3.2	3.2	4.3	3.4	4.1	5.1	11.4	7.2	9.6	7.0	3.6	6.0	6.4	3.8	5.6

※市・県・国の値は平均を表す。

(全国学力・学習状況調査:平成25年度・平成30年度・令和5年度より比較)

【表2】 質問：(人の役に立つ人間になりたいと思いますか) (%)

全国を基準とした山梨県と笛吹市の比較

	小6									中3								
	平成25年			平成30年			令和5年			平成25年			平成30年			令和5年		
	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国	市	県	国
当てはまる	72.1	75.1	70.8	78.5	79.0	74.2	75.4	78.8	75.3	66	74	69.5	71.7	77.2	70.7	76.5	75.3	71.7
どちらかといえば、当てはまる	23.7	20.1	22.8	18.2	17.3	21.0	20.8	17.7	20.6	25.6	21.3	23.8	23.4	19.4	24.2	18.5	19.9	22.9
どちらかといえば、当てはまらない	2.9	3.5	4.4	3.0	2.7	3.3	2.8	2.4	2.9	5.2	3.5	4.5	4.1	2.5	3.5	3.1	2.8	3.3
当てはまらない	0.9	1.3	1.8	0.3	0.8	1.3	1.0	1.0	1.2	2.8	1.1	2.1	0.9	0.8	1.4	1.5	1.2	1.3

※市・県・国の値は平均を表す。

(全国学力・学習状況調査:平成25年度・平成30年度・令和5年度より比較)

■新体力テストから見た体力について

「新体力テスト」(握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20m シャトルラン・50m 走・立ち幅跳び・ボール投げ)の調査結果を見ると、令和4年では、表にあるように、いくつかの種目で全国平均を上回りました。全国平均を上回っている種目は増えてはいるものの、全国平均に満たない種目も多く、依然通して体力に課題が見られます。

【全国平均を上回った種目】

小学校男子	上体起こし(6年)・長座体前屈(1、3、4、6年)
小学校女子	上体起こし(2年)・長座体前屈(4、6年)・ボール投げ(4年)
中学校男子	握力(2、3年)・長座体前屈(2、3年)・立ち幅跳び(2年)
中学校女子	握力(1、2、3年)・長座体前屈(1年)・50m走(1年)・ボール投げ(1年)

(令和4年「新体力テスト」調査結果より)

経年変化に目を向けると、握力、立ち幅跳びについては記録がやや上昇傾向にあります。しかし、ボール投げ、20m シャトルラン、長座体前屈は平成29年からほとんどの学年で記録が低下もしくは横ばい傾向にあります。また、新型コロナウイルス流行前の平成29年や平成30年の記録と比べ、令和4年の記録が低下するという結果が、多くの種目に見られます。

体力が低下傾向にある理由として、子どもたちのライフスタイルの変化により運動や体を動かす機会が減少していることや新型コロナウイルス対策としての行動制限の影響等、様々な要因が考えられます。休み時間や授業、部活動等を通じて体を動かすことの楽しさを経験する機会を継続的に設け、児童生徒の運動の習慣化に加え、どのような運動に親しませるかという視点をふくめて、「健康・体力づくり一校一実践運動」の計画に反映させていく等、体力向上の取組を推進することが大切です。

■学習習慣について

笛吹市教育大綱における取組方針(確かな学力の定着)に、「家庭と連携した学習習慣の定着に向けた取組を推進します」とあるように、家庭学習の習慣化について、各校の実態に応じた取組が行われています。市全体としては、平成23年より、家庭学習リーフレット「フッキー家庭学習3つの約束」を、令和3年より、自主学習リーフレット「自学でつけよう!3つの力」を市内全小中学生へ配布することを通して、家庭学習の習慣化、自主学習の推進への取組を進めてきました。

1日の家庭学習の平均時間について、教育白書2022年度版のデータを、過去5年・10年のデータと比較したものが、以下の結果です。「1時間～2時間」「2時間以上」の割合が、小学校では減少し、中学校では上下動があるものの、5年前よりも減少しています。また、小5・中2では、「30分未満」の割合が増えており、全体的な家庭学習時間の減少が見てとれます。塾等の利用など家庭以外での学習時間の増加も影響していると推測されますが、スマートフォン等の使用時間の増加の影響もある中、家庭学習時間の減少は、本市における課題の一つです。

家庭学習の習慣化は、学びに向かう力の育成とも密接にかかわると考えます。家庭学習を習慣化し、自ら学ぶ意欲を高めることは、確かな学力の定着につながります。今後も家庭との連携を図り、家庭学習の習慣化、1人1台端末の活用も含めた自主学習の推進に取り組むことが大切になります。

1日の家庭学習の平均時間(笛吹市内小学3・5年及び中学2年生) (%)

	小3			小5			中2		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年
～30分	34.8	38.0	29.9	10.7	12.5	17.1	27.2	21.3	29.6
30分～1時間	46.9	45.2	58.2	57.3	60.1	60.2	39.1	36.1	41.0
1時間～2時間	12.7	11.2	9.8	25.1	20.9	18.5	25.6	29.9	26.0
2時間以上	5.6	5.6	2.0	7.0	6.5	4.1	8.1	12.7	3.4

※塾、家庭教師は含まない

(教育白書2012年度版・2017年度版・2022年度版より比較)

■基本的な生活習慣について

児童生徒の心身の調和の取れた発達のためには、基本的な生活習慣の定着が不可欠です。近年その乱れが指摘されていますが、本市の朝食の摂取や睡眠時間の確保、タブレット・スマートフォンの使用時間等においても、学年が上がるにつれ、乱れが見られるようになっていくことが課題です。

笛吹市では平成 21 年から「あいさつ、聞き方、言葉遣い」を合言葉に、市内小中学校において人とのかわりを大切にする心の醸成に努めています。

あいさつは社会生活を円滑に営むための、大切な基本的な生活習慣の一つです。本市では、笛吹市教育懇談会での取組の重点目標にもなっており、各校で継続して取り組んでいることから、あいさつができていると感じている児童生徒が多く、ほぼ一定の割合で推移しています。〔表3〕

聞くことについては、小学校の数値が高く、中学校で数値が下がる傾向が見られます。〔表4〕相手の話をしっかりと聞き、互いに尊重し合う気持ちや態度を育む必要があります。

一方、言葉遣いについては、同じ児童生徒の小学校時(H24、H29…小3)と中学校時(H29、R4…中2)で比較すると、中学校で数値が上がっていることが分かります。〔表5〕小中学校で一貫して取り組んでいる成果の表れと言えます。

児童生徒の基本的な生活習慣の確立が、学習や学校生活に臨むための支えになります。そして、基本的な生活習慣を身につけるためには、大人の関わりが不可欠です。今後も学校と家庭、地域が連携し、よりよい生活習慣の確立に向けた取組を行っていく必要があります。

〔表3〕 近所の人にあいさつをしますか。(R4家庭・地域であいさつができていますか) (%)

	小3			小5			中2		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年
している	69.2	63.1	61.3	73.9	75.2	66.0	66.1	65.3	64.3
たまにしている	29.1	34.7	34.7	25.5	23.5	31.0	31.2	28.0	33.7
していない	1.7	2.2	4.0	0.6	1.3	3.0	2.7	6.7	2.0

(教育白書2012年度版・2017年度版・2022年度版より比較)

〔表4〕 人の話をしっかりと聞くようにしていますか。(R4人の話をしっかりと聞くことができますか) (%)

	小3			小5			中2		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年
している	69.6	69.6	70.3	70.7	76.3	71.3	62.0	70.7	62.4
たまにしている	29.0	28.2	26.7	27.9	23.0	26.7	35.3	26.5	35.8
していない	1.4	2.2	3.0	1.3	0.7	2.0	2.7	2.8	1.8

(教育白書2012年度版・2017年度版・2022年度版より比較)

〔表5〕 言葉づかいに気をつけて生活していますか。(R4言葉づかいに気をつけて生活ができていますか) (%)

	小3			小5			中2		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年
している	57.8	57.2	62.9	61.6	58.1	59.6	56.3	69.4	68.1
たまにしている	38.9	39.0	34.1	35.9	39.4	35.8	39.3	26.9	29.2
していない	3.3	3.8	3.0	2.5	2.5	4.6	4.5	3.7	2.7

(教育白書2012年度版・2017年度版・2022年度版より比較)

■情報モラル・情報活用能力について

現代社会と情報は深いかわりをもっており、現代社会における情報への依存は、単に特定個人、特定の事柄だけではなく、すべての人々の生活に見られています。

本市においても、2008(平成 20)年の調査開始から、学年が上がるにつれ携帯電話・スマートフォンの所持率が高くなっています。特に、令和 4 年の調査からは小学校中学年から半数以上の児童が所持していることがわかり、通信機器が人々の生活により身近なものになってきていることがわかります〔表6〕。しかし、その用途をみると、「家族と連絡(通話)をとる」ことの他に、SNS の使用が増え、使用時間については、1 時間

30分以上がどの学年も増えています〔表7〕。使用時間を含めた各家庭でのルールについても注視していくとともに、保護者との連携した取組を進めていく必要があります。

一方で、本市の教育現場においても1人1台端末の環境が整えられ、授業を中心にICTの利活用が増えています。教育現場においては、情報モラルを含めた情報活用能力を継続して育成していく必要があります。

〔表6〕 携帯電話・スマートフォンを所持している児童・生徒
(笛吹市内小学3・5年及び中学2年生) (%)

	小3			小5			中2		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年	平成29年	令和4年
持っている	19.7	27.6	57.3	29.6	51.4	69.2	59.5	73.6	88.8
持っていない	80.3	72.4	42.7	70.4	48.6	30.8	40.5	26.4	11.2

(教育白書2012年度版・2017年度版・2022年度版より比較)

〔表7〕 携帯電話・スマートフォンの1日(平日)の使用時間
(笛吹市内小学3・5年及び中学2年生) (%)

	小3		小5		中2	
	平成29年	令和4年	平成29年	令和4年	平成29年	令和4年
30分未満	73.1	31.3	63.8	26.4	12.7	2.3
30分～1時間未満	11.5	29.3	15.5	21.1	13.6	9.8
1時間～1時間30分未満	2.3	11.6	8.2	13.8	18.4	17.6
1時間30分～2時間未満	4.6	8.2	5.3	15.4	20.0	24.6
2時間以上	8.5	19.7	7.2	23.3	35.3	45.7

(教育白書2017年度版・2022年度版より比較)

■特別支援教育について

特別な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、一人一人のニーズに応じたきめ細かな支援、特別支援教育の充実が求められています。

本市においても、令和5年度の特別支援学級在籍者数は、小学校162人、中学校85人、合わせて247人(令和元年度174人)となり、年々増加している状況です。学級数は小学校市内14校に48学級、中学校5校に19学級が設置されています。

また、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒の数も、年々増加傾向にあります。市としては、通級指導教室「ことばと発達のサポートルーム」の設置・運営により、通常学級に在籍しながら、障害に応じた特別な支援を受けられる体制を整えています。令和5年度の通級児童・生徒数は121人です。

本市においては、市費負担の職員を小中学校に配置し、一人一人に応じたきめ細かな支援の充実を図っています。すべての子どもに等しく学習の機会を提供し、一人一人に応じたきめ細かな教育を行っていくためには、さらなる支援体制の充実が必要です。引き続き、専門的知識をもった教員の増員・配置や施設・整備の充実等を進めていく必要があります。

笛吹市内 障害種別特別支援学級数 (令和5年5月)

障害の種類	学級数		計
	小学校(14校)	中学校(5校)	
知的障害	15	6	21
自閉症・情緒障害	22	11	33
肢体不自由	5	1	6
病弱・身体虚弱	4	1	5
弱視	2	0	2
合計	48	19	67

■不登校について

本市の児童生徒に占める不登校者数の割合は年々増加傾向にあり、2022(令和4)年度には小学校64人、中学校116人、合計180人となり、過去最高となっています。また、不登校の要因・背景は多岐にわたっており、それぞれ一人一人の児童生徒とその保護者への支援が必要とされています。

本市では、ふえふき教育相談室や教育支援センター「ステラ」を設置し、一人一人の思いに寄り添った教育相談、就学相談、学習支援体制等の充実を図っています。学校や家庭の相談窓口として様々な教育相談に対応するとともに、関係機関と連携し、心に不安や悩みを抱える児童生徒の早期発見、早期対応に取り組んできました。また、市費負担講師、学校サポーター等の配置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携等、児童生徒や保護者の心のケアにもきめ細かに対応できる環境を整え、不登校児童生徒に対応した組織づくりに努めてきました。不登校は、どの子にも起こりうることとしてとらえ、SOSの出し方に関する教育の推進や多様で適切な教育機会の保障など、今後も取組の充実を図っていかねばなりません。

年度/学校	小学校（人）	不登校率（%）	中学校（人）	不登校率（%）
平成30年度（2018）	34	1.0	74	4.3
令和元年度（2019）	25	0.8	82	4.8
令和2年度（2020）	37	1.1	102	6.2
令和3年度（2021）	49	1.5	112	7.0
令和4年度（2022）	64	2.0	116	7.5

（笛吹市教育委員会 不登校調査より）

■いじめについて

「いじめ防止対策推進法」で、「いじめ」の定義が幅広くなったこともあり、いじめの認知件数は、ここ数年増加傾向にあります。いじめの芽を見逃さない、深刻な事態の克服をめざして各小中学校で取り組み、早期発見、早期指導の体制確立の中、いじめの解消率も非常に高くなっています。

しかし同時に、未然防止といった観点から、いじめを許さない児童生徒の育成、学級・集団づくりが大きな意味をもつことも確認しておく必要があります。いじめが起こりにくい学校・学級にするためには、教職員と子どもとの信頼関係に支えられた温かい環境の中で、「学び合いのある授業」を核として、子どもたちに人権意識や規範意識を育むとともに、豊かな人間関係の中で、自己肯定感を高めたり、自尊感情(※)を育んだりする指導を重視する必要があります。

※ 自尊感情 自分自身を基本的に良い人間、価値ある存在だと感じていること

■教職員の働き方改革について

2016(平成28)年度に文部科学省が公表した教員勤務実態調査によると、以下の表にある通り、1日当たりの教諭平均在校等時間は小学校で11時間15分、中学校で11時間32分であり、この数値は10年前に比べ、勤務時間が増加したことを示しました。また、この傾向は、次の年に行われた山梨県教員勤務実態調査においても同様でした。

令和4年度に「教師の勤務実態に関する調査」が実施され、そこでの調査結果から、平成28年度に比べ、平日・土日ともに全ての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況であることがわかりました。

令和5年8月29日に第7回学校における働き方改革推進本部が開催され、文部科学大臣からは「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」というメッセージが発出され、教育現場における働き方改革を推進する決意が示されました。

教職員の働き方改革の目的は、教師が子どもと向き合う時間や教師としての資質向上を目指す時間が確保され、教師自らの手で日々の授業実践に磨きをかけることにあります。そして、この不断の授業改善によ

り、令和の日本型学校教育、ひいては主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、子どもたちにより良い教育を提供することが求められています。

このような現状は市内も同様であり、国や県の動向に歩調を合わせながら同一の目的に向かって取り組みを進めていく必要があります。

教師の1日当たりの在校等時間（10・11月）

平日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	H28年度	R4年度	増減	H28年度	R4年度	増減	R4年度
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:10	-0:27	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06

土日	小学校			中学校			高等学校 (参考値)
	H28年度	R4年度	増減	H28年度	R4年度	増減	R4年度
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14

文部科学省 教員勤務実態調査（令和4年度集計【速報値】） R5年4月28日 を一部改訂

■やまなし教員等育成指標に基づく教員の育成について

子どもの成長を担う教員は、どのように社会・時代が変化しようとも、その時の背景や要請を踏まえつつ、次代を担う子どもたちを育てるという大変重要な使命・責任があります。子どもたちの人格の形成を担う存在であることから、その職責の重さを絶えず自覚し、自らが子どもたちの道標となるべく、常に資質・能力の向上を図り続けることが大切です。

「やまなし教員等育成指標」は、それぞれのキャリアステージに応じて計画的・継続的に資質・能力の向上を図るための目安を具体的に示したものです。一人一人の教員が、自らの良さと課題を踏まえ、指標を参考にしながら次なる目標を設定し、研修等を通じてその資質・能力の向上を図ることが必要です。教員の業務の中心となる「学習指導(授業)」の指標の項には、学習者中心の授業の実践が謳われ、個別最適な学びや協働的な学びなど一人一人の子どもを主語にする学校教育を実現する姿が求められています。

子どもを中心に据えた教育を大切にしてきた本市においても、予測困難な時代の中、全ての子どもたちに生きてはたらく力を育ていけるよう、教員一人一人がそれぞれのキャリアステージに応じて学び続け、自己研鑽に励むことが大切になります。

■安全・安心な学校について

火災や地震をはじめとした災害、また交通事故や熱中症、新たな危機事象(※)など、子どもたちを取り巻く環境にはたくさんの危険が存在しています。施設・設備等の充実を図る一方で、児童生徒が自ら危険を予測し、危険な環境を改善する能力と態度を育成できる、発達段階に応じた防災・安全教育を充実させていくことが大切となってきます。

本市においても、マイ・タイムラインによる各家庭での災害対策の推進、ハザードマップの作成、Jアラートの整備、防災に関する設備(備蓄倉庫)の設置を行い、災害への備えを計画的に進めているところです。学校現場においても、学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)をはじめ、防災計画や学校版タイムライン等を設定し、計画に沿った取組を行っています。各種訓練や事例等を参考に定期的に見直しを行い、最新の知見を取り入れながら、実情を踏まえた実効性のあるものをめざして取り組んでいく必要があります。

※新たな危機事象…学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等

Ⅲ 笛吹市の学校教育の基本理念

1 基本的な考え方(理念)

本市は山梨県のほぼ中央に位置し、2004(平成16)年10月12日、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の6町村が合併して誕生しました。そして、2006(平成18)年8月1日に芦川村が加わり、今の笛吹市になりました。人口は67,289人、世帯数30,416世帯〔2023年(令和5年)9月1日現在〕の中規模市です。

本市では、扇状地を利用した果樹栽培がさかんであり、「桃・ぶどう日本一の郷」の維持、発展に努めています。令和4年7月には、峡東地域(笛吹市、山梨市、甲州市)の「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」が「世界農業遺産」の認定を受けました。また全国的に有名な石和温泉郷は、1961(昭和36)年の温泉湧出以来発展を続け、観光客も多数訪れています。さらに甲府盆地を見下ろすこの地は、先人たちが築いた古墳や国衙、国分寺など、古くからの遺跡が多くあり、県の中心として栄えてきたという歴史があります。

2018(平成30)年3月に策定した、第二次笛吹市総合計画において、「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」を将来像に掲げ、まちづくりを進めています。その中で教育分野の施策、『人と文化を育むまちづくり』において、「子どもの未来を見据えた学校教育の充実」に向けて取り組んでいます。これからの子どもたちに求められる「生きる力」を育むために、確かな学力や豊かな心、健やかな体の育成について、家庭、地域、関係機関と連携しながら、取組内容の充実と環境の整備を図っていきます。

これまでの本市の学校教育を振り返ってみると、その特徴は、笛吹市教育協議会が「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成をめざして、長い間、組織的で科学的な教育研究を中心にして取り組んできている点にあります。今後も、この貴重な財産を生かしながら、さらにビジョンの趣旨や具体的施策を反映した、「笛吹市の教育」をめざしていきたいと考えます。

■「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成

「生きてはたらく力」とは、社会や個人の生活をよりよくしていくために、学んだことを実生活に幅広く生かしていく力のことです。そしてこの力は、知育・徳育・体育のバランスのとれた教育を通して培われるものです。本市の子どもたちが、知識や技能を身に付け、健康で勤勉に働き、思いやりのある心をもって人と交わり、自他の幸福のために活躍する人に成長してほしいという思いから、この「生きてはたらく力」をビジョンの基本目標の一つとしました。

■人やふるさとを大切にする子どもの育成

教育は「人づくり」であり、人は多くのかかわり合いの中で、自立した人間に育っていきます。子どもたちにとって一番身近な社会は、家庭であり、生活基盤である地域です。その中核を担っているのが家庭であることは言うまでもありませんが、「地域の子は地域で育てる」という考えも、人づくりの大切な視点です。

子どもたちが家族や地域に温かく見守られ、健全に育てられていくことにより、子どもたちの中に、家族や人を愛し、自然や地域を大切に思う気持ちが育まれていきます。そして将来にわたり、いつ、どこで生活していようとも、家族や郷土を思い、大切にすることを忘れない人づくりができれば素晴らしいことです。

子どもたちが、「笛吹市に生まれ、育ってよかった」と思えるような教育を構築していきたいと考え、「人やふるさとを大切にする子どもの育成」をもう一つの基本目標として掲げました。

2 めざす子ども像

心豊かで 優しさあふれる ふえふきの子

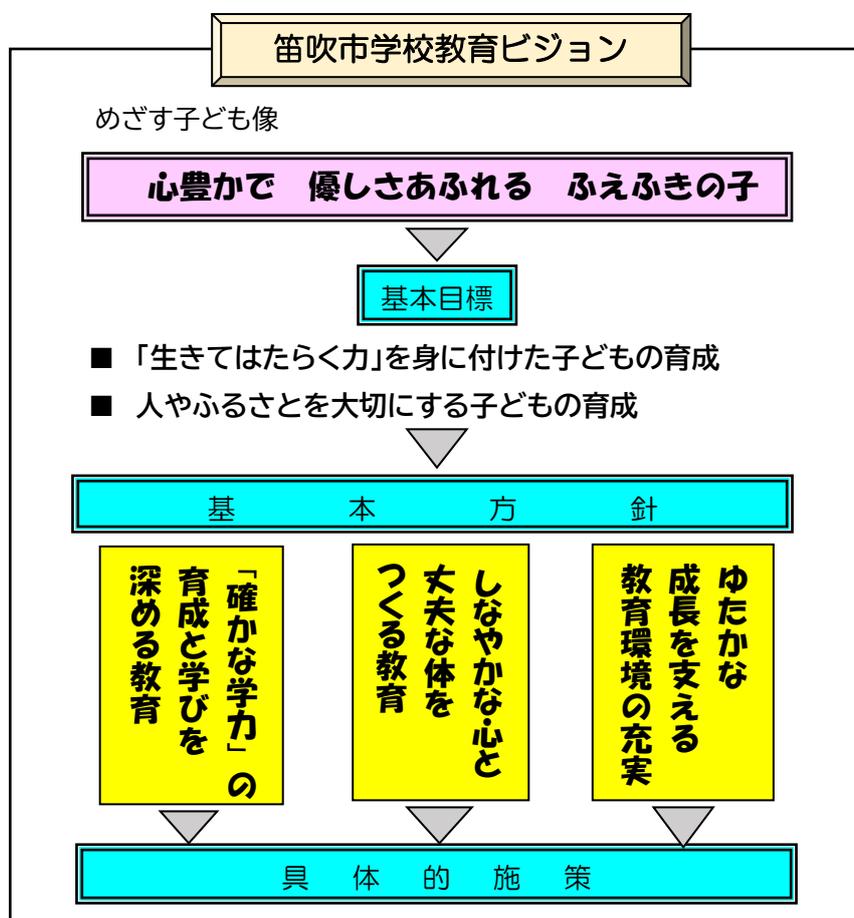
本市の魅力は、緑深い山々に囲まれた扇状地、笛吹川の清流、桃、ブドウをはじめとする果物や温泉など、自然の恵み豊かな地であることです。

私たちはこのような風土を生かしながら、生命を尊重する心や美しいものに感動する心などを養うとともに、自他を敬い、思いやりの気持ちをもって、協働しながら生活や社会をよりよくしていく意欲や態度を育てていかなければなりません。

子どもたちが「笛吹市に生まれ、育ってよかった」という思いを胸に、やがては本市の発展に貢献し、未来を拓く人材として活躍していくことを期待しています。

3 基本目標

- 「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成
- 人やふるさとを大切にすることの育成



笛吹市学校教育ビジョン体系図

心豊かで 優しさあふれる ふえふきの子

基本目標1

基本目標2

「生きてはたらく力」を身に付けた子どもの育成

人やふるさとを大切にする子どもの育成

基本方針1

「確かな学力」の育成と学びを深める教育

具体的施策

(1)子どもの資質・能力を育む教育

- ① 知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力の育成
- ② 学習習慣の確立と学びに向かう力の育成
- ③ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

(2)一人一人の子どもに応じた教育

- ① 多様な個に応じた指導・支援の充実
- ② 特別支援教育の推進・充実
- ③ 日本語指導が必要な児童生徒への対応

(3)持続可能な社会の創り手を育む教育

- ① ESD(持続可能な開発のための教育)の推進
- ② 郷土学習の充実
- ③ 外国語教育、国際理解教育の推進
- ④ 安全教育(生活・交通・災害)の充実

(4)超スマート社会(Society5.0)に対応した教育

- ① 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ② 情報活用能力の育成
- ③ ICT環境の充実

基本方針2

しなやかな心と丈夫な体をつくる教育

具体的施策

(1)心豊かな人間性、生き方を学ぶ教育

- ① 共生社会の実現に向けた教育の充実
- ② 道徳教育の充実
- ③ キャリア教育・主権者教育の推進
- ④ 認め合い、励まし合い、支え合える人間関係の構築

(2)不登校児童生徒及びいじめへの対応

- ① 不登校に対応した組織づくり
- ② いじめへの組織的な対応
- ③ 社会的自立に向けた取組の推進
- ④ ふえふき教育相談室の充実
- ⑤ 教育支援センター「ステラ」の活用

(3)食と健康の実践力を育む教育

- ① 基本的な生活習慣の確立
- ② 食育の推進
- ③ 体力づくりの推進

基本方針3

ゆたかな成長を支える教育環境の充実

具体的施策

(1)教職員の資質・能力の向上

- ① 授業力及び学級・学年経営力の向上
- ② 教職員間の同僚性の向上
- ③ 「やまなし教員等育成指標」に基づく教員の育成
- ④ 指導主事、学校アドバイザーの積極的活用
- ⑤ 教職員の働き方改革の推進

(2)開かれた学校づくり

- ① 社会に開かれた教育課程の推進
- ② 保護者・地域住民・企業等との連携
- ③ 行政・公的機関との連携
- ④ 小中学校の連携と保・幼・小・中・高の連携
- ⑤ 教育協議会、PTA、NPO法人、大学等との連携

(3)安全・安心な学校づくり

- ① 施設・設備及び安全管理の充実
- ② 笛吹警察署、安全ボランティアとの連携
- ③ 地域と連携した防災機能の強化
- ④ 家庭への支援の充実

IV 笛吹市の学校教育の基本方針と具体的施策

1 基本方針

「確かな学力」の育成と学びを深める教育 【知育】

しなやかな心と丈夫な体をつくる教育 【徳育・体育】

ゆたかな成長を支える教育環境の充実 【教育環境】

- 知育・徳育・体育のバランスのとれた子どもの育成と、それを支える教育環境づくりという3つの視点から基本方針を立てました。

2 具体的な施策

◇「確かな学力」の育成と学びを深める教育

(1) 子どもの資質・能力を育む教育



① 知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力の育成

予測困難な時代において、児童生徒一人一人に知識・技能の定着を図り、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを含む「確かな学力」を育成していくことが求められています。そのために、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善・授業実践をはじめとして、言語環境を整備し、様々な指導方法や学習方法の工夫・改善を進めます。

- 主体的・対話的で深い学びの充実
- PDCA サイクルを活用したカリキュラム・マネジメントの充実
- 言語活動の充実
- 見通しと振り返りのある授業の充実
- 教科等の系統性、関連性を意識した授業の充実
- 基礎学力の定着に向けた指導の充実と探究的な学びの充実
- 読書活動の充実と学校図書館の利活用の推進
- 全国学力・学習状況調査、山梨県学力把握調査の分析・活用

② 学習習慣の確立と学びに向かう力の育成

現行学習指導要領が目指す「資質・能力」の1つに、主体的に社会や世界に関わり、よりよい未来を切り拓く力（学びに向かう力・人間性）があります。児童生徒一人一人に学習を自分事として捉え、自らの習慣の中に学習活動を位置づけられるよう、家庭学習の習慣化、自主学習の推進を図り、主体的な学びを支える土台を築きます。

- 家庭学習の習慣化
- 自主学習の推進
- 学習の進め方を自ら調整する力を育む授業の創造

③ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

現行学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けた有効な手段の1つとして、ICTを十分に活用し、日常的に「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善を行い、これまで大切にしてきた「一人一人の子どもを主語にする教育活動」「共に学び合う教育活動」を、さらに充実させていきます。

- 問題解決的な学習、探究的な学習、調べ学習や体験活動等を通じ、多様な他者との協働的な学びの充実
- ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの推進

(2) 一人一人の子どもに応じた教育



① 多様な個に応じた指導・支援の充実

児童生徒一人一人の良さや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の充実を図るためには、多様な個に応じた指導・支援が必要です。少人数指導、チームティーチングなどの指導形態の工夫、個の実態に応じた学習指導、評価の工夫などを柔軟かつ多様に進めていきます。

- 少人数やチームティーチングによるきめ細かな学習の推進
- 市費負担講師、教育支援員（学校サポーター）の配置による指導の工夫
- 一人一人の実態に応じた指導方法、学習課題、学習活動や評価活動の工夫

② 特別支援教育の推進・充実

多様性を尊重する共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育（※）システムの構築を進めていくことが求められています。すべての子どもたちが適切な教育を受けられるよう、学習上・生活上の困難を克服するために子どもの特性に合わせた合理的配慮ができる多様な学びの場、学習環境の整備を進めます。

- インクルーシブ教育システム、合理的配慮の提供に向けた体制整備
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づく個に応じた教育支援の推進
- ふえふき教育相談室との連携
- ことばと発達のサポートルームとの連携

※インクルーシブ教育：国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に学び合う教育のこと

③ 日本語指導が必要な児童生徒への対応

日本語指導が必要な児童生徒の状況は多様であり、必要な指導・支援も様々です。日本語能力の向上とともに、個に応じたきめ細かな教育が行われるように教育課程の編成、学習環境づくりを進めます。

- 特別の教育課程の編成による個に応じたきめ細かな学習の推進
- 日本語指導講師の配置による実態に応じた教育支援の推進

(3) 持続可能な社会の創り手を育む教育



① ESD※(持続可能な開発のための教育)の推進

※ESD：地球規模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身に付けるための教育。SDGsの17全ての目標の実現に寄与するものであることが確認されている。

環境破壊や気候変動が世界的な問題になっている中で、持続可能な社会の創り手の育成が重要な課題となっています。直面する課題を主体的に捉え、その課題の解決に向けて教科等の特質を生かした学習活動や校外で行う自然体験活動等を行うことで、身近なところから行動を開始し、学んだことを環境保全につなげようとする態度を育てます。

- 探究的な学習やSTEAM教育(※)等の教科横断的な視点を生かした授業の充実
 - リサイクルや省エネ、クリーン活動等、環境教育の推進
- ※STEAM教育：科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術・リベラルアーツ(Arts)、数学(Mathematics)の5つの領域を対象とした、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

② 郷土学習の充実

笛吹市には、日本でも有数の縄文時代の遺跡や古墳、国分寺、国分尼寺などの遺跡が数多くあります。また、世界農業遺産として登録されたこの地に誇りを持ち、先人たちが築いた歴史、文化、自然に触れる活動を通して、ふるさとの良さを知り、それらを生み出した精神に学ぶことで、郷土を大切にす態度を養います。

- 博学連携による授業の充実
- 市の歴史や文化、自然、世界農業遺産としての特色を生かした活動の充実
- 副読本「わたしたちの笛吹市」の活用
- 俳句を通じた郷土理解及び言語能力の育成

③ 外国語教育、国際理解教育の推進

国際化が一層進展している社会において、自らが国際社会の一員としてどのように生きていくのかという主体性を強く意識することが必要となっています。外国語を含めた言語運用能力や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、他者を受け入れる寛容の精神や平和・国際貢献などの精神を獲得し、多様な価値を受け入れる態度を育成します。

- 英語によるコミュニケーション能力の育成
- 英語専科教員、ALT、外国語授業アシスタントの配置による英語教育の推進
- 国際理解を深める学習の推進

④ 安全教育(生活・交通・災害)の充実

様々な自然災害の発生や、SNSをはじめとした情報化等の社会の変化に伴い、児童生徒を取り巻く安全に関する環境も大きく変化しています。身の回りの安全に関する指導や学習をとおして、危機に直面した際に適切な判断や行動をし、自ら命を守る能力や態度、安全で安心な社会づくりに貢献しようとする態度を育成します。

- 自ら危機を予測し、危険を回避する能力と態度の育成
- 関係機関と連携した体験活動の充実
- 安全確保に向けた実践的な訓練や学習会の開催

(4) 超スマート社会※(Society5.0)に対応した教育



※超スマート社会(Society5.0)：サイバー空間(仮想空間)と現実空間を高度に融合させた社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く科学技術イノベーションが先導していく社会。

① 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)※の推進

※教育DX：GIGAスクール構想の後を見据え、学校がデジタル技術を活用してカリキュラムや学習の在り方を革新したり、教職員の業務や組織、プロセスを革新したりすること

学習者・教職員・学校・教育委員会が、それぞれの立場からICT機器・教育データを効果的に利活用することにより、個人の活用による学習等のサポート、教職員による個に応じた指導や支援など、誰一人取り残すことない教育の推進に努めます。

- 児童生徒一人一台端末を活用した授業、家庭学習の推進
- 個別最適化・学習者主体の授業の推進
- ICT環境を使用した教員の働き方改革の促進

② 情報活用能力の育成

本市においても、スマートフォンやタブレット等を、児童生徒が日常的に使用する家庭が増えています。瞬時に様々な情報の取得を可能にする反面、使い方を間違えると大きなトラブルに巻き込まれる可能性もあります。情報に関する学習活動をとおして、情報モラルを含めた情報活用能力を育成します。

- 情報処理能力及び情報編集能力の育成
- 情報モラル教育の推進
- 教科等の特質に応じたプログラミング教育の推進

③ ICT環境の充実

情報活用能力の育成を図るために、ICT環境の整備が求められています。1人1台端末をはじめ、情報機器を適切に活用した学習活動推進のためのICT環境の充実を目指します。また、ICT支援員による外部人材の確保または活用の推進に努めます。

- ICT支援員の配置によるICT教育の推進
- 学習用アプリケーション等の充実
- 1人1台端末、大型提示装置等の整備、充実

◇しなやかな心と丈夫な体をつくる教育

(1) 心豊かな人間性、生き方を学ぶ教育



① 共生社会の実現に向けた教育の充実

年齢や性別・ジェンダー（※）、国籍や文化の違い、障害の有無等に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、幸福な人生を送ることができる共生社会の実現に向けて、人権意識や福祉・平和の心を育みます。子どもたち一人一人や社会全体が生涯にわたって満ち足りたウェルビーイングの実現に向けた教育の推進を図ります。

- 自他を大切にする人権意識・態度の育成
- ボランティア活動・福祉体験の推進
- 教育活動全体における平和教育の推進

※ジェンダー：生物学的な性とは違い、社会的・文化的につくられている性のこと

② 道徳教育の充実

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、情操を育む様々な体験や、多様な考えや在り方に気づかせる学習の機会が大切です。学校教育全体をとおして、子どもたちが相手と心から向き合う中で、自己理解や他者理解を深め、自分も相手もかけがえのない存在として大切にする心を育みます。

- 特別の教科道徳における、考え、議論する学習の推進
- 学校教育全体を通じての道徳教育の推進
- 優れた文化・芸術にふれる機会の充実

③ キャリア教育・主権者教育の推進

子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が必要になります。他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や、社会の担い手として主体的に社会参画する意欲や態度を育みます。

- 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の推進
- 小中高のつながりを意識したキャリアパスポート活用の推進
- 生き方を学ぶ進路学習の充実
- 社会参画の意欲や態度を育む学習の充実

④ 認め合い、励まし合い、支え合える人間関係の構築

社会の変化の中で、他者とのコミュニケーションを取ることが苦手な子どもが増えており、人間関係づくりが難しくなっています。学級集団や異年齢集団等で、様々な活動に自主的・創造的に取り組む中で、互いを認め合い、励まし合い、支え合える人間関係の構築を目指します。

- 児童生徒による自主創造的な活動の充実
- 対話、協働を大切にした学級づくりの充実
- 異年齢集団による活動の充実
- 自己・他者肯定感・自己有用感を高める集団づくりの充実

(2) 不登校児童生徒及びいじめへの対応



① 不登校に対応した組織づくり

不登校児童生徒数は年々増え続け、本市においても生徒指導上の課題となっています。ここで、不登校が生じない魅力ある学校づくりのための居場所づくり、きずなづくり、個に応じた指導の充実に努めます。また、不登校の児童生徒が社会的に自立することを目指し、学校だけでなく家庭や関係機関と適切に連携しながら、きめ細かに対応します。

- 安全・安心な居場所となる学級・学校づくりの充実
- 一人一人の思いに寄り添った教育相談体制の構築
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

② いじめへの組織的な対応

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、未然防止や早期発見に努める必要があります。積極的にいじめを認知し、学校・家庭だけでなく専門機関や関係機関と連携しながら、解消に向けて、組織的に対応していきます。

- 未然防止、早期発見、迅速な対応に向けた取組の充実
- いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応
- 心理・福祉・医療等の専門スタッフ及び警察との連携
- いじめ問題専門委員会・いじめ問題等連絡協議会による専門組織の充実

③ 社会的自立に向けた取組の推進

児童生徒が社会、家庭において直面する様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育を推進します。また、教育支援センターの活用、ICT を活用した学習支援、フリースクール・NPO 等関係機関との連携により、児童生徒の社会的自立の支援を行い、個々の持つ能力を最大限発揮できるよう努めます。

- 多様で適切な教育機会の保障
- SOS の出し方に関する教育の推進
- ヤングケアラー、子どもの貧困対策の推進

④ ふえふき教育相談室の充実

先行きが不透明で、将来の予測が困難な現代において、その生活環境の変化は児童生徒に少なからず影響を与え、「学校に行きたくない」「友達関係がうまくいかない」等の悩みを抱えた児童生徒が増えています。こういった学校生活全般の相談をはじめ、親子関係や子育ての悩み、就学についての相談等に対して、ふえふき教育相談室が学校や関係機関と連携しながら、きめ細やかな対応を行います。

- 教育相談員による教育相談、就学相談の充実
- 保護者や児童生徒の日常生活・学校生活における相談対応や関係機関との連携の充実

⑤ 教育支援センター「ステラ」の活用

不登校児童生徒数は増加傾向にあり、その要因は多岐にわたっています。学校になじめない児童生徒が、楽しく安心して通い、友達と触れ合うことにより、自立心を養うための場として提供されているのが教育支援センター「ステラ」です。児童生徒の個々の実態に合わせた生活適応指導や学習支援を行い、それぞれの自立をめざした取組を支援します。

- 自立支援指導員による、児童生徒に寄り添った学習支援、教育相談の充実
- 保護者や児童生徒の相談対応や学習支援、関係機関との連携の充実

(3) 食と健康の実践力を育む教育



① 基本的な生活習慣の確立

子どもたちの健やかな成長のためには、基本的な生活習慣の定着や規則正しい生活リズムの確立が不可欠です。本市として、「あいさつ、聞き方、言葉遣い」を合言葉にし、重点的に取り組んでいます。自分の健康は自分でつくろうとする意欲を育み、家庭・地域と連携しながら、保健教育を要とした学習を計画的、日常的に展開します。

- 「あいさつ、聞き方、言葉遣い」の推進
- 家庭や地域、関係機関と連携した取組の推進
- 保健教育を要とした計画的、日常的な学習の推進

② 食育の推進

本市において朝食を毎日食べる児童生徒の割合は、年々減少の傾向にあります。食べるという行為が、人間の生活の根幹をなすものであり、食習慣の乱れは、生活の様々な面に影響を与えます。食についての正しい理解を深めるための日常的な給食指導を充実させ、家庭を中心に望ましい食生活が身に付くように食育を推進します。

- 食事についての正しい理解を深めるための日常的な給食指導の充実
- 献立や教科等と関連させた食育授業の充実
- 家庭と連携した食物アレルギー対応や食生活の改善
- 地域の食材や郷土食を通じた食文化の継承

③ 体力づくりの推進

活動の源である体力は、健康の維持のほか、意欲や気力の充実に大きくかかわっており、人間の発達・成長を支える基本的な要素です。心と体を一体としてとらえ、子どもの成長・発達を促進するとともに、様々な動きを体験させ、身体能力の基礎を養い、運動遊びに夢中になり、のめり込んでいく子どもを育てること。そして、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度を育成することで、心身ともに健康な生活を送れるよう、体力づくりを推進します。

- 新体力テストの分析に基づく一校一実践の取組・運動機会の充実
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度の育成

◇ゆたかな成長を支える教育環境の充実

(1) 教職員の資質・能力の向上



① 授業力及び学級・学年経営力の向上

子どもたちに学ぶ楽しさを実感させ、学習意欲を喚起し、学力の向上や学校生活への前向きな姿勢を育てるため、教職員の資質・能力を高めていく必要があります。校内研究と日々の実践の一体化やOJT（※）を元に、組織的に授業力や学級・学年経営力を向上させていく取組を推進します。

- すべての子どもが楽しくわかる授業の創造
 - 学習者主体の授業の推進
 - 受容と共感、傾聴に基づく信頼関係の構築
 - OJT を基本にすえた校内研究の充実と各校の実践交流の推進
- ※OJT：「On The Job Training」の略称で、「日常実践の中で学び合い、資質能力を高めていく職場内研修」のこと

② 教職員間の同僚性の向上

社会の変化への対応や保護者からの期待の高まりの中で、職務を遂行していくためには、教職員間の学び合いや支え合い、そして協働する力が大切です。様々な専門性をもった教職員で構成される学校だけでなく、外部機関も含め、多様な人的資源を活用し、教職員間の同僚性を高め、チームとして効果的に機能させていくことで、教育効果を高めていきます。

- 教職員相互の支援体制の構築
- 開かれた職場集団の構築

③ 「やまなし教員等育成指標」に基づく教員の育成

新しい教育課題に対応していくことができるように、教員の資質・向上のための環境整備の元となり、教職全体を俯瞰してキャリアステージに応じた力量の向上を図る「やまなし教員育成指標」が職務ごとに策定されています。教員として必要な専門性（学習指導、生徒指導、学校運営等）について、自己研鑽に励み学び続ける教員を目指す教職員集団を支援します。

- キャリアステージに応じた教員育成
- 校長のリーダーシップと経営ビジョンに基づく学校経営
- ミドルリーダー・若手教職員の育成

④ 指導主事、学校アドバイザーの積極的活用

社会の変化や多様化・複雑化した教育課題に対応するため、教員には幅広い視野と高い専門性が必要とされます。また最新の知見に裏付けされた知識・技能を身に付け、資質・能力の向上に努めなければなりません。指導主事や学校アドバイザーによる学校訪問を通して、授業改善を始めとする指導技術のさらなる向上と学校経営の充実を図ります。

- 学校訪問や校内研究会での指導助言による学校支援
- 専門的知見からの指導助言

⑤ 教職員の働き方改革の推進

多岐に渡る業務内容により多忙化・長時間勤務が課題となる中、児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し自らの授業力を磨くために、業務改善をさらに進め、働き方改革を推進していかなければなりません。そのため、学校における様々な分野で ICT 活用をはじめ、業務の効率化を図っていきます。

- 業務改善と行事の見直し・精選
 - 校務 DX（※）の推進
 - 労働安全衛生委員会の開催、産業医による面談の実施
 - 給食・教材費等、学校徴収金の公会計化の推進
- ※校務 DX：学校教育活動の中で学習活動以外の校務における DX のこと

(2) 開かれた学校づくり



① 社会に開かれた教育課程の推進

これからの社会を創り出していく子どもたちに、どのような資質・能力を身に付けさせていくかを明確にした教育課程を編成・実施していくことが求められています。学校の教育目標や教育内容を家庭や地域と共有し、連携・協働を図りながら、子どもたちを育てていきます。

- 地域の人的・物的資源を活用した教育課程の推進
- 学校運営協議会、学校評議員会等による教育目標、教育内容の共有
- 学校評価の実施と学校経営への反映

② 保護者・地域住民・企業等との連携

学校教育をより充実させるためには、保護者や地域住民の信頼に応え、連携・協働しながら一体となって子どもたちの教育を進めていくことが大切です。「笛吹の子は笛吹で育てる」という理念や子どもたちにどのような資質を育むのかという目標を学校と地域が共有し、協働することが大切です。保護者や地域住民・企業等と交流・連携する機会を積極的に設け、それぞれの教育機能を発揮させながら地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていきます。

- 学校開放日の設定
- 地域との交流、連携・協働活動の推進
- 地域・企業等の人的・物的資源を生かした教育の推進
- 部活動地域移行の推進

③ 行政・公的機関との連携

これからの社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向き合い、自らの人生を切り拓いていくためにも、広い視野から学びを深める場を提供していく必要があります。また、様々な課題を抱えた子どもたちへの支援に当たっては、学校と家庭との連携だけでなく、外部の専門家を交えたチームによる支援も大切です。行政や公的機関との切れ目のない連携によって、学習の場と教育支援の充実を図ります。

- 文化施設等と連携した教育活動の充実
- 福祉、医療、教育関係機関等と連携した教育活動や教育支援

④ 小中学校の連携と保・幼-小-中-高の連携

義務教育9年間を見通し、学びの連続性を重視した学習指導や継続的な生徒指導を行うことが大切です。小・中学校の教職員や児童生徒の積極的な交流によって相互理解と連携を深め、教育活動の改善と充実を図りながら安心して学べる学習環境づくりに努めます。また、義務教育の前後を繋ぐ長期的な視点からも、連続性・一貫性のある教育体制の構築が求められています。就学前からの切れ目のない支援やスムーズな接続を目指し、異校種間の垣根を取り払った幅広い連携や交流を推進します。

- 小中9年間を見通した指導の共通理解
 - 小中教職員の授業及び研究会での交流
 - 保・幼-小-中-高連携会議の取組の充実
 - 異校種間の教育活動の交流及び情報交換会の開催
 - 保幼小の円滑な接続に向けた架け橋期（※）の教育の充実
- ※架け橋期：義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間

⑤ 教育協議会、PTA、NPO法人、大学等との連携

子どもたちの豊かな学びと成長を支えるためには、保護者や地域住民、教育関係団体、大学等の専門機関と連携しながら一体となって取り組んでいく必要があります。研修や研究会等で教職員の資質・能力を高めながら、学校の教育力の向上を図ります。また、様々な専門性や多様な経験をもつ外部人材等、地域の教育資源を有効活用しながら、児童生徒の学び機会と健全育成を支援します。

- 教育研究、教育活動での連携
- 教育懇談会及び義務教育振興会議の共催
- 関係機関と連携した学習支援
- 学生ボランティア、外部人材の活用

(3) 安全・安心な学校づくり



① 施設・設備及び安全管理の充実

世界的な気候変動が見られる中で、安全を脅かす災害や事故は、これまでの常識を超える規模で、また、教育活動のあらゆる場面で発生することが想定されます。学校における教育環境の向上及び児童生徒の安全を確保するため、学校施設・設備と危険等発生時に対応した安全管理体制の充実を図ります。

- 学校施設・設備の安全点検の実施
- 学校安全計画、危機管理マニュアルに基づく安全確保と見直し
- 笛吹市通学路合同点検等をはじめ、家庭や地域、関係機関と連携した通学路の安全確保と見直し
- 安心メールの活用の推進
- 安定した学習環境整備の推進（エアコン等の設置拡大）
- 食物アレルギーに対応した給食調理場の充実

② 笛吹警察署、安全ボランティアとの連携

登下校中や児童の生活の中での事故及び犯罪を未然に防止し、安全で安心な教育環境を保持していくことが大切です。笛吹警察署や安全ボランティアと連携を図り、登下校時の見守りや巡回パトロール、交通安全教室、防犯教室等を実施することにより、児童生徒の安全を確保します。

- 児童生徒への見守りによる事故及び犯罪の防止
- 事件・事故及び不審者情報等の共有
- 交通安全、防犯教室等の開催

③ 地域と連携した防災機能の強化

学校は災害時の避難所や避難場所に指定されています。地震や噴火、水害、土砂災害等から児童生徒や地域住民の安全を守る防災拠点として、地域及び関係機関の責任と役割を分担しながら、防災機能の向上を図ります。

- 災害に備えた設備・備品の充実
- 市、地区と連携した避難訓練及び避難所運営体制の構築

④ 家庭への支援の充実

就学前の子育てや経済状況による学校生活への不安を抱える保護者は、少なくありません。すべての子どもが、小学校入学に向けて円滑な接続、そして安心して学校教育を受けることができるよう、子どもの育ちの段階や家庭の状況に応じた支援体制を整えます。

- 就学前からの相談体制の充実
- 市教育委員会作成のリーフレットを活用した小学校入学に向けての円滑な接続の推進
- 教育費の保護者負担の軽減と就学援助

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

		協議事項 ・ 報告事項	令和6年1月11日提出	
件名	史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画策定について		部局名	教育委員会
概要	<p>史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡について、歴史上及び学術上の価値を将来に継承していくとともに、地域の資源として、まちづくりや人づくりに活用していくため、史跡の保存、活用、整備等の基本的な方針となる史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画（計画期間：令和6年度～令和15年度）を策定する。</p> <p>学識経験者や地元区長等で構成する検討委員会での検討や、文化庁からの助言・指導を経て、計画案がまとまったので内容を協議したい。</p>			
経過	<p>令和4年8月～令和5年10月 検討委員会で内容を検討（計6回） （※検討委員会ごとに文化庁からの助言・指導）</p> <p>令和5年5月～令和6年1月 懸案協議で内容を協議（計5回）</p>			
問題・課題				
対応策	<p>今後のスケジュールは次のとおり。</p> <p>令和6年1月12日(金)～2月9日(金) パブリックコメントを実施</p> <p>令和6年1月23日(火) 市議会全員協議会で計画案を説明</p> <p>令和6年2月24日(土) 第7回保存活用計画検討委員会</p> <p>令和6年3月 計画策定</p>			
協議結果	【協議事項了】			